

國第百二回 參議院農林水產委員會

昭和六十年四月二十三日(火曜日)

午前十時開会

出席者は次のとおり。

理事

委員

岩崎 純三君
浦田 勝君
大城 眞順君
岡部 三郎君
熊谷 太三郎君
小林 国司君
坂元 親男君
竹山 裕君
初村滝 一郎君

説明員
参考人
外務省經濟協力
局審議官
木幡 昭七君

日 田 田 野 村 田 久 光 君 稔 夫 君 力 君	北海道浦幌町農業協同組合理事
譲 君 貞 子 君 啓 典 君 京 子 君	和歌山県森林審議会委員
静岡県小川漁業 協同組合組合長	松川 牧夫君
東京大学助教授	真砂 典明君
莊開津典生君	橋ヶ谷金次君

○農業改良資金助成法及び自作農創設特別措置特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出衆議院送付)

○農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

それでは、これより御意見をお述べいただきます。すが、あらかじめ議事の進め方について申し上げます。

御意見をお述べ願う時間は議事の都合上お一人十五分間程度とし、その順序は、松川参考人、真砂参考人、橋ヶ谷参考人、荏開津参考人といたします。参考人の御意見の開陳が一応済みました後で、委員からの質疑にお答えをいただきたいと存じます。

それでは、松川参考人からお願いをいたします。

本日は、御多忙中のところ当委員会に御出席をいただきましてまことにありがとうございます。
農業改良資金助成法及び自作農創設特別措置特別会計法の一部を改正する法律案外二法案につきまして、それぞれのお立場から忌憚のない御意見をお伺いいたしまして、今後の委員会の審査の参考とさせていただきたいと存じます。よろしくお願いを申し上げます。

それでは、これより御意見をお述べいただきますが、あらかじめ議事の進め方について申し上げます。

私たちは、農業経営に欠くことのできない金融について、自己資金及び農協のプロパー資金を充当しながらも、農業の構造改善や近代化を推進するには、農林漁業資金などいわゆる制度資金がなければ、到底それは達成できないものと考えております。申し上げるまでもなく、それは農業金融が有する特質、すなわち長期低利の要件を満たすには、信用保証や利子補給など政策的かつ財政的な援助がなければできないことだからございます。しかも農業の今日的状況は、従来以上に制度金融の必要性を高めている折に、財政削減の観点から農林漁業金融制度改正に着手されようとすることに、私は強い危惧の念を持つてゐるのであります。

農林水產省經濟
審議官
局長

○農業近代化資金助成法及び漁業近代化資金助成法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○参考人 松川牧夫君 私は、北海道十勝管内浦幌町において、搾乳牛四十三頭を飼育し、年間約二百六十五トンの生乳を生産する専業酪農家で、松川牧夫と申します。傍ら、浦幌町農業協同組合の理事などの役職も務めております。

ます。

国会に提案された改正案によれば、農林漁業金融公庫資金、農業近代化資金等につき、政策との整合性と融資の重點化を念頭に拡充を図るもの、整理合理化を図るもの、それぞれ検討を進め、農林漁業者にわかりやすく、利用しやすく、構造政策の方向等に即した重点化が基本とされておりま

す。また、三・五%資金については、構造政策の誘導助長策としてその大筋は維持されました。そのことは評価をちゅうちょするものではありませんが、利用しやすくとは申しましても、現在、経営規模の拡大はしたもの、価格と生産の抑制下で、投資圧のため安定軌道に乗れず破綻寸前の状況にある酪農などに、緊急を要する経営維持ないし再建の資金についてそうなのであります。これらは今日でも融資対象から除かれつづるものではないでしょうか。

近年、農業不況のもとで、生産資材などの投入

に対する回収、すなわち粗生産額は相対的に低下

を続け、農家経済収支は悪化の一途という状況に

あります。加えて、毎年の借入金償還が増加し、そ

の償還にたえられない経営、さらにそのことに起

因する農協の信用不能といった事例が多発してお

ります。こうした、いわゆるマネーフローの悪化

と農業金融のあり方とのかかわりが問われている

のだと私は考へてあります。

以下、北海道における農家の経営収支と負債の

状況、農業金融に対する農民の切実な要望など、

実態に即して申し述べたいと思うのであります。

最初に、北海道信用農業協同組合連合会調査の

五十九年十二月末の総貸出金について申し上げま

すが、一万戸の農家で一兆四千四百十五億円余

となつております。五十九年はまれに見る豊作で

ございましたが、五十八年末の一兆四千百八十八

億円に対し二百二十七億円、率にしますと一・

六%ふえております。経済地帯別に見ましても、

作況指数一一四%の水田地帯でわずか〇・九%減少、酪農一〇・八%、畑作一・一%、混合三・四%、都市周辺四・一%と、それぞれ増大しております。全道農家の一戸当たり借入額は、五十八年末には一千三百六十九万円に、四十三万円ふえております。酪農二千百四十四万円、対前年比三・三%増、畑作一千七百八十四万円、同じく三・二%増、水田一千七十八万円、同じく〇・五%増と、酪農家と畑作農家の負債増加が目立つております。しかも、一戸平均年間収入の借入金比率は、酪農一四二%、水田一四五%、畑作一〇五%と、酪農と水田経営の深刻さが目立ちます。

北信連では、毎年、組合員勘定取引から見た農家経営の動向も発表いたします。酪農地帯のそれ

は、根室管内二組合、宗谷管内二組合、七百八十六戸の一戸当たりといふ形で農家経営の動向が明らかにされています。五十九年について見ますと、

農業収入二千百六十二万円の収入に対し、農業經營費は一千六百九十六万円、うち支払い利息百八十万円、租税公課百十四万円、差引き農業所得四百六十六万円、農業所得率一一・六%となつて

おります。農外収入を加えた可処分所得四百八十二万円、これに対し家計費二百八十八万円、資金返済二百十五万円、したがつて収支じりは二十一万円の赤字と発表しております。しかし、これは

資金返済額が酪農負債整理資金が据置期間中で減少しているためで、それがなければまだ赤字幅が大きくなります。この資金返済と支払い利息の合計額三百九十五万円は農業収入に対し一八・三%を占め、農家収入に対し一八・一%であると

ころに、農業金融諸制度がいかにあるべきか、いかに運用を迫られているかがわかるかと思

います。

同じことを畑作で見れば、北見、十勝各五組合

六千五百五十二戸の平均で償還と支払い利息の合

計は四百二万円、農業収入に対し二七五%、農

家収入比では二六・一%となつております。水田の場合は、空知、上川各五組合九千三十一戸の調査の場合、空知、上川各五組合九千三十一戸の調査で、償還、支払い利息の一戸平均は二百二十四万円ですが、農業収入対比三九・五%、農家収入対比三四・三%となつております。

なぜこうした負債の状況にあるかであります。が、例を酪農にとり、先ほどの根室、宗谷各二組合

七百八十六戸の実態で見ると、生産調整の始まりた五十四年を一〇〇として、五十九年では農業収入は一三八・八%、農家収入一三九・三%であるの

に対し、農業経営費は一三九・六%に伸び、うち支払い利息は一三一・四%に、資金返済は五十六年からの酪農負債整理事業によって一〇一・九%に

なっております。この間、乳価の伸びは一・三五%でしかありません。農業経営費増大の原因は、生産資材価格の上昇で、この間の配合飼料は二二%ほど価格上昇しております。

先ほど五十九年の根室、宗谷各二組合七百八十六戸を抽出しまして調査したのでございますが、五十五年の場合一戸当たり農業粗収入は一千五百六十六万円、支払い金利を含む農業経営費は一千

百四十九万円、農業所得は四百十七万円、これら借入金返済三百十五万円、租税公課五十七万円を差し引いた可処分所得はわずか四十五万円、家計費二百四十八万円を見ますと、收支じりは二百三万円の赤字となっています。これらの酪農家が

五十九年には農業粗収入で二千百四十一万円、五十五年対比五百七十五万円、三六・七%増、支払い利息を含む経営費一千七百七十六万円、五十五年

対比六百二十七万円、五四・五%増、農業所得は三百六十五万円、五十五年対比五百七十五万円、一二・五%減、これから借入金返済五百三十八万円、租

税公課百十七万円を差し引いた可処分所得はマイナス二百九十万円、さらに家計費等を見ますと相当の赤字が出ているのが現実でございます。この

間、生乳の生産調整、乳価の据え置き、反面では配合飼料価格の上昇など反映しているものと思われます。

私が特に憂慮しておりますことは、こうした取扱い悪化の当然の帰結として、借入金が大幅に増加しているということあります。平均一戸当たりでは五十五年に一千七百三万円でありましたものが、五十九年には三千九百三万円、五十五年

対比二千一百万円、一二九・一%の増でござります。

さらに内容的には、A階層がこの間に一千五百十七万円から二千二百九万円、九〇%増、B階層が一千八百四十五万円から三千四百四十二万、八六・五%増、C階層が一千八百九十二万円から五千百八十万円、一七三・七%増、D階層では二千四百四十八万円から四千八百三十万円、九七・三%増となっています。また、借入金の種類別区分では、平均の場合、五十五年に農協資金二百三十一万円、制度資金一千四百七十二万円で、制度資金依存度は八六%でしたが、五十九年には農協資金八百八万円、制度資金三千九十五万円で、制度資金依存度は七九%に低下、この傾向は下の階層ほど低く、D階層では五十五年の七・%から五十九年の六・%へと低下しています。これは、本来返済能力のないD階層が、制度資金返済のために農協資金を借りて返済するためであります。したがって、下層の農家ほど債務内容は悪くなっています。北海道でこれら農家を切り捨てたなら、恐るべくわざと、農協としてもやがてたえられなくなるわけでございます。

こうした状況から、経営を維持再建するため制度資金への期待は極めて強く、特にそれは経営維持資金であるということです。これを後ろ向きの融資とする向きもありますが、私は、構造改善を目指しながらも未完成の段階と認識しております。北海道でこれら農家を切り捨てたなら、恐らく国が示した第四次路線の達成是不可能になるであります。

以上、北海道農業の現状と農業金融の問題について申し上げましたが、農業の構造において先進的な北海道農業が借金王國となり、借入金の返済をしながら果たして安定軌道に乗れるのか、極めて難しい局面に立たされているのでございます。北海道の農民いたしましては、北海道農業の拡大安定のためにかねてより五十年二分の資金創設を訴えてきました。西欧先進国例に見られますように、農業の構造改善、近代化の過程においてそれは必要不可欠の政策であると私も確信いたし

ております。こうした要望が実現しておれば、今日このような借金王國にならなかつたはずであります。

さらに、私たち北海道の農民は、今後の農業政策に抑えがたい不安を抱えながら強い関心を持っています。去る五十七年八月、農政審議会の答申に基づき決定された「八〇年代の農政の基本方向」の推進についてによれば、北海道の農業構造は、酪農にあつては搾乳牛三十五頭、耕地三十五ヘクタール、稻作にあつては水田十ヘクタールから二十一ヘクタール、畑作にあつては三十ヘクタールから四十ヘクタール、いわゆるEC並みの水準を求めております。今、北海道の農業はその方向は目指しつつも、経営は拡大したが安定軌道に乗れず、いわゆる投資圧によって破産状態にあります。こうしたやさきに、我が国の農林予算は防衛予算と入れかわり、GNPの一%を割ろうとしています。また、貿易摩擦の解消策として、対外経済対策の行動計画では農産物も聖域でなく、原則自由化、例外制限を貰くとされております。農産物の国境措置にせよ価格政策にせよ、我が国の農業政策をこれ以上後退させるなら、日本農業は崩壊すると思います。我が国の農業政策が国際化を志向し、価格政策より構造政策とか、補助政策より金融政策といつても、農業経済を視して単に財政削減だけを至上目的として強行されると、日本農業は立ち行かなくなるであります。

そういう意味で、農業の金融政策のあり方は農業政策の総仕上げとして重視しなければなりません。残念ながら、私は今次の農業金融三法改正に賛成することができます。さきの八〇年代の農政の基本方向の推進のためにも、私はあえて五十年二分の抜本的金融政策の確立を希望しつつ、意見の陳述を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○委員長(北修二君) ありがとうございました。
次に、真砂参考人にお願いいたします。真砂参考人。

○参考人(真砂典明君) 御指名いただきました和歌山県竜神村でささやかな林業経営をいたしておりました真砂典明でございます。平素諸先生方には、

国政の場で国土の三分の二を占めます山村の実情に温かい御理解と格別の御高配をいたしております。去る五十七年八月、農政審議会の答申に基づき決定された「八〇年代の農政の基本方向」の推進についてによれば、北海道の農業構造は、酪農にあつては搾乳牛三十五頭、耕地三十五ヘクタール、稻作にあつては水田十ヘクタールから二十一ヘクタール、畑作にあつては三十ヘクタールから四十ヘクタール、いわゆるEC並みの水準を求めております。今、北海道の農業はその方向は目指しつつも、経営は拡大したが安定軌道に乗れず、いわゆる投資圧によって破産状態にあります。こうしたやさきに、我が国の農林予算は防衛予算と入れかわり、GNPの一%を割ろうとしています。また、貿易摩擦の解消策として、対外経済対策の行動計画では農産物も聖域でなく、原則自由化、例外制限を貰くとされております。農産物の国境措置にせよ価格政策にせよ、我が国の農業政策をこれ以上後退させるなら、日本農業は崩壊すると思います。我が国の農業政策が国際化を志向し、価格政策より構造政策とか、補助政策より金融政策といつても、農業経済を視して単に財政削減だけを至上目的として強行されると、日本農業は立ち行かなくなるであります。

そういう意味で、農業の金融政策のあり方は農業政策の総仕上げとして重視しなければなりません。残念ながら、私は今次の農業金融三法改正に賛成することができます。さきの八〇年代の農政の基本方向の推進のためにも、私はあえて五十年二分の抜本的金融政策の確立を希望しつつ、意見の陳述を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

と、五年前におよそ百五十ないし二百ヘクタール程度の実行された間伐が、この事業の指定を受け以来、五百ないし六百ヘクタールの間伐が実行されてきております。それでも必要なだけの間伐にはほど遠く、要間伐林の五〇ないし六〇%にすぎないわけであります。その上、除間伐材の大半は山に放置されたまま利用されません。経済的にも公益的にも、健全な森林づくりのために保育、除間伐を推進しなければならないことは申上げるまでもございませんが、そのためには次に生産基盤の整備と拡充についてその必要が迫られています。

ただいま申し上げましたとおり、間伐材はもとより主伐材でも採算の悪い状況の中で、経費の軽減を図り、長期にわたる経営管理の上からも、生産基盤の整備と拡充はどうしてもしなければなりません。この場合、私どもの林業経営にとつて必要なのは、作業程度の道をできるだけ林内に濃密に張りめぐらしたいわけであります。しかしながら、これも先ほど申し上げましたように、現在の木材価格の現状では、路網の開設をしても地元負担、受益者負担にはとても耐えられる状態でないのがまた現実でございます。国民にとって必要な森林がその役割を果たすためにも、健全な森林がその役割を果たすためにも、健全な森林づくりに必要な林道や、また作業道を全面的に公共事業で行っていただきたいと願うものであります。

次に、林業後継者問題についてであります。特に林業労働に従事する技術者の後継者問題については、今、山村が過疎と老齢化の進む中で、最低限必要な林業労働力は何とか確保されているという状況ではないでしょうか。しかしながら、これまで推移したときには、それぞれの地域の健全な森林の維持増進を図るために、さらには日本の森林、林業を発展させるために必要な労働力は果たして確保できるのでしょうか。甚だ疑問に思えてなりません。林業労働はそこに技術を必要とするもので、だれにでもすぐできるものではありません。経験による技術の積み上げが必要であります。ま

中で、最近、間伐促進総合対策事業その他の諸事業の実施で急速に間伐が実行されておりますことは私どもも大変うれしく思っておりますが、ちなんに私の村の最近までの実績を申し上げます

た、林業労働は、他産業、企業に比べますと、季節や天候に左右されるため就労が非常に不安定であります。山村地域の環境整備とともに、林業技術者への条件整備がもつとも確立されなければなりません。私は、およそ十五年前から短材あるいは小径木、枝木等を加工して木工芸品づくりに取り組んで、地域に合った複合経営を目指してまいりました。その結果、日曜、祭日を休日にして月曜から土曜までの仕事が安定し雨降り対策の実効を上げておりますが、今その内容については省略させていただきます。

次に、森林組合の育成強化について申上げるまでに十分活動していない森林組合も少なくない現状であります。今こそ森林組合の活性化のため、山村の中でもやる気を持った人材の掘り起こしとその養成を行つて組合を立て直すとともに、森林組合のための組合活動が積極的に行われて地域林業の振興の核となれるよう、さらに御指導と助成をお願いしたいと思います。

最後になりましたが、農林漁業金融公庫法の一部改正について意見を述べさせていただきます。このようないかがうもので大きな支えとなり重要な役割を果たしてきましたのが公庫資金であります。しかしながら、今では借入資金の金利の支払いにも事欠いて、山を手離さなければならぬ例も出てきています。それほど厳しい現在、今回の一
部改正による一部利率の引き上げは、財政当局の意向による金利逆さや解消を図るためのものですが、林業の現状とその森林の果たす役割から、早い機会に一律三・五%への復活をするよう、といねがうものであります。

具体的には、林業經營改善資金の貸付対象を林

業經營の複合化に必要な施設を含め、またその枠の拡大は大いに活用され期待するものであります。が、その複合施設の六・五%の貸付利率の適用は、いささか厳しいように思われます。また、共同利用施設資金等で対応しております林業構造改善事業に必要な資金について一元化した農林漁業構造改善推進資金は、これから林業構造改善事業の円滑な推進に大いに期待を寄せるものであります。

私たち林業関係者は、最近の山村と林業を取り巻く厳しい情勢の中で関係者が一丸となって問題解決に頑張っているところであります。自助努力のみでは到底立ち行ける状況ではございません。ちょうど国際森林年に当たり、国民の総意で山村と林業の活性化のため各般にわたりて一層の充実強化が図られます。よう特段の御配慮をお願いいたしまして、私の意見陳述を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○委員長(北修二君) ありがとうございました。

次に、橋ヶ谷参考人にお願いいたします。橋ヶ谷参考人。
 ○参考人(橋ヶ谷金次君) 私、小川漁協の橋ヶ谷金次でございます。諸先生には日ごろから漁業の振興に御配慮を賜り、厚く御礼を申し上げます。金次でございます。諸先生には日ごろから漁業の振興に御配慮を賜り、厚く御礼を申し上げます。橋ヶ谷参考人にお願いいたします。橋ヶ谷参考人にお願いいたします。

部にはやや明るい見通しがあるものの、總じてオイルショック以後さらには漁船二十二隻、十八経営体、十トントン以下の漁船は七十隻、七十経営体が現在の組合の勢力であります。

経営内容は、最近遠洋カツオ及び沿岸漁業の一部にはやや明るい見通しがあるものの、總じてオイルショック以後さらには漁船二十二隻、十八経営体、十トントン以下の漁船は七十隻、七十経営体が現在の組合の勢力であります。

魚価安が続き、昨年はキロ当たり百八十四円であります。が、その複合施設の六・五%の貸付利率の適用は、いささか厳しいように思われます。また、共同利用施設資金等で対応しております林業構造改善事業に必要な資金について一元化した農林漁業構造改善推進資金は、これから林業構造改善事業の円滑な推進に大いに期待を寄せるものであります。

私たち林業関係者は、最近の山村と林業を取り巻く厳しい情勢の中で関係者が一丸となって問題解決に頑張っているところであります。自助努力のみでは到底立ち行ける状況ではございません。ちょうど国際森林年に当たり、国民の総意で山村と林業の活性化のため各般にわたりて一層の充実強化が図られます。よう特段の御配慮をお願いいたしまして、私の意見陳述を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○委員長(北修二君) ありがとうございました。

次に、橋ヶ谷参考人にお願いいたします。橋ヶ谷参考人にお願いいたします。

部にはやや明るい見通しがあるものの、總じてオイルショック以後さらには漁船二十二隻、十八経営体、十トントン以下の漁船は七十隻、七十経営体が現在の組合の勢力であります。

経営内容は、最近遠洋カツオ及び沿岸漁業の一部にはやや明るい見通しがあるものの、總じてオイルショック以後さらには漁船二十二隻、十八経営体、十トントン以下の漁船は七十隻、七十経営体が現在の組合の勢力であります。

魚価安が続き、昨年はキロ当たり百八十四円であります。が、その複合施設の六・五%の貸付利率の適用は、いささか厳しいように思われます。また、共同利用施設資金等で対応しております林業構造改善事業に必要な資金について一元化した農林漁業構造改善推進資金は、これから林業構造改善事業の円滑な推進に大いに期待を寄せるものであります。

私たち林業関係者は、最近の山村と林業を取り巻く厳しい情勢の中で関係者が一丸となって問題解決に頑張っているところであります。自助努力のみでは到底立ち行ける状況ではございません。ちょうど国際森林年に当たり、国民の総意で山村と林業の活性化のため各般にわたりて一層の充実強化が図られます。よう特段の御配慮をお願いいたしまして、私の意見陳述を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○委員長(北修二君) ありがとうございました。

次に、橋ヶ谷参考人にお願いいたします。橋ヶ谷参考人にお願いいたします。

部にはやや明るい見通しがあるものの、總じてオイルショック以後さらには漁船二十二隻、十八経営体、十トントン以下の漁船は七十隻、七十経営体が現在の組合の勢力であります。

魚価安が続き、昨年はキロ当たり百八十四円であります。が、その複合施設の六・五%の貸付利率の適用は、いささか厳しいように思われます。また、共同利用施設資金等で対応しております林業構造改善事業に必要な資金について一元化した農林漁業構造改善推進資金は、これから林業構造改善事業の円滑な推進に大いに期待を寄せるものであります。

私たち林業関係者は、最近の山村と林業を取り巻く厳しい情勢の中で関係者が一丸となって問題解決に頑張っているところであります。自助努力のみでは到底立ち行ける状況ではございません。ちょうど国際森林年に当たり、国民の総意で山村と林業の活性化のため各般にわたりて一層の充実強化が図られます。よう特段の御配慮をお願いいたしまして、私の意見陳述を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○委員長(北修二君) ありがとうございました。

次に、橋ヶ谷参考人にお願いいたします。橋ヶ谷参考人にお願いいたします。

このため、両漁業にあっては、この数年の間に五年前の半値以下に下落し、これも経営不振の状況にあります。

そこで、当組合では、本年度からサバ漁業及び近海カツオ漁業について、関係県の同業者とともに、特定漁業生産構造再編推進事業を活用して再編整備を図りたいと考えております。

次に、本委員会に上程されております漁業近代化資金制度の一部改正案について申し述べたいと存じます。

漁業近代化資金制度は、我々漁業者の貯金を原資とする唯一の長期低利資金であります。特に多額の設備投資を必要とする漁船漁業者にとっては、なくてはならない制度だと存じます。この資金の活用により、漁船の大型化、新しい漁労機器の設置が進み、安全操業、漁業の合理化、近代化に大きな役割を果たしてきたものと思います。また、漁協貯金の増強等、漁協信用事業の発展にも寄与したものと存じます。最近は、漁業経営の不振により設備投資意欲が減退し、残念ながら当制度の利用も減少しておりますが、経営不振を克服するためには、どうしても省エネ船、省エネ機器の設置等、ローコスト化の投資が必要で、当制度の改正によって突破口が開かれることが期待されます。

十年来、当制度の基本的な改正がなかつたわけではありませんが、この十年の漁船の推移を見てみますと、例えは五十九トン型の近海カツオ一本釣り船の建造費は一億三千万円から二億四千万円と約一・八倍になつておりますし、漁船の規模も大型化が進み、さらに新測度法により、従来七十トン未満であった船が、新船建造することにより七十トンを超えるケースも出てきております。また、漁船の使用期間も昔に比べ長くなっています。

小川漁業は静岡県焼津市にあり、遠洋漁業の基地焼津港に隣接し、昔から漁業の盛んなところでございます。組合員の営む漁業は沿岸、沖合、遠洋の各分野にわたっており、いずれも漁船漁業を中心として、水揚げされる魚もサバ、カツオ、イワシ、アジなど多岐にわたっております。組合員数は正組合員三百八十一名、準組合員七百七十二名、合計千五百三十三名で出資金一億一千六百万円、利息留保金二億九千万円、役員七名、総代百名、職員八十一名であり、漁協事業は信用、販売、購買、冷

魚価安が続き、昨年はキロ当たり百八十四円であります。

このため、両漁業にあっては、この数年の間に五年前の半値以下に下落し、これも経営不振の状況にあります。

そこで、当組合では、本年度からサバ漁業及び近海カツオ漁業について、関係県の同業者とともに、特定漁業生産構造再編推進事業を活用して再編整備を図りたいと考えております。

次に、本委員会に上程されております漁業近代化資金制度の一部改正案について申し述べたいと存じます。

漁業近代化資金制度は、我々漁業者の貯金を原資とする唯一の長期低利資金であります。特に多額の設備投資を必要とする漁船漁業者にとっては、なくてはならない制度だと存じます。この資金の活用により、漁船の大型化、新しい漁労機器の設置が進み、安全操業、漁業の合理化、近代化に大きな役割を果たしてきたものと思います。また、漁協貯金の増強等、漁協信用事業の発展にも寄与したものと存じます。最近は、漁業経営の不振により設備投資意欲が減退し、残念ながら当制度の利用も減少しておりますが、経営不振を克服するためには、どうしても省エネ船、省エネ機器の設置等、ローコスト化の投資が必要で、当制度の改正によって突破口が開かれることが期待されます。

十年来、当制度の基本的な改正がなかつたわけではありませんが、この十年の漁船の推移を見てみますと、例えは五十九トン型の近海カツオ一本釣り船の建造費は一億三千万円から二億四千万円と約一・八倍になつておりますし、漁船の規模も大型化が進み、さらに新測度法により、従来七十トン未満であった船が、新船建造することにより七十トンを超えるケースも出てきております。また、漁船の使用期間も昔に比べ長くなっています。

がら、漁業経営の厳しさから船主、乗組員が長期使用に努めているからだと存じます。

このようなわけで、今回の改正はおもむね我々の要望を貰ひ取っていただいているものと考えます。早期実現を待ち望むと同時に、実行に当たり、特に貸出限度額や償還期間につきましては実態に合った運用を期待いたしたいと存じます。

なお、地域漁業総合整備資金として特別融資が認められるごとに伺っておりますが、融資枠の確保と、この制度が地域の実情に即して生かされることを願っております。

次に、農林漁業金融公庫法の一部改正案について申し述べます。

当組合においては三百トンを超える遠洋カツオ船がありますが、系統資金では賄い切れないため、当公庫資金を利用して代船建造をいたしております。かつて私も利用させていただいたときさつがあり、感謝をしている次第でございます。特に沿岸漁業者にとって関心のある沿岸漁業構造改善資金については、おおむね現行金利が維持されようとしており、この点、謝意を表します。今後とも漁業者の金利負担軽減、借入手続等事務の簡素化資金需要の早期対応、資金枠の確保などにつきまして御尽力賜りますとともに、漁業経営の実情及び水産業の食料産業としての位置づけを十分御理解の上、当公庫資金による我々系統資金に対する補完機能のなお一層の充実につきまして切にお願い申し上げます。

終わりに当たりまして、かかる機会を与えられまして所信の一端を申し述べさせていただいたことは、私の榮誉とするところであります。深く感謝を申し上げ、私の陳述を終わります。

ありがとうございました。

○参考人(佐開津典生君) 東京大学の佐開津でございます。意見陳述の機会を与えられましたことを感謝いたします。

私は、農業経営が専門でござりますので、林業、漁業よりも農業中心ということでお話をいたしました

いと思います。

最初に、今回の改正に関する補助金なし制度資金あるいは農業財政一般についての原則的な考え方を若干述べさせていただきます。

私自身は、農業の保護なし振興のためには財政資金というものは必要である、財政支出というものは必要であるというふうに考えております。その理由は詳しくは申しませんが、今後貿易摩擦ということから、国境措置によって農業を守るということはなかなか難しくなってくるかと思います。外國に対しても、アメリカその他に対しても、日本は財政負担をもつて農業を振興し、国の農業を守っているということを明らかに示すということが必要であるかと思います。

以上を前提にいたしまして、まず補助金と制度資金の区別でございますが、私は以上申しましたように、農業の保護、振興のためには財政負担は必要であるという考え方でございますが、問題は、限られた財政資金をどのように使うかということでありまして、この問題は深く考えていただく必要がある。単に補助金と制度資金というような区分のみならず、価格政策に使うべきか、構造政策に使うべきか、あるいは制度資金を使うべきか、あるいは食管の赤字充当に使うべきかというようなことを考えていただく必要があるのでないかと思います。

次に、補助金と制度資金ということをございますが、これにつきましては、個別経営の投資を補助金で賄うということは、私は原則的には望ましいことではないというふうに考えております。つまり個別経営の設備投資に要する長期の資金といふものは、基本的に融資によるべきであるというふうに考えております。その理由は、個別経営の投資の効率性といふものは単に物を据えつけばいいというものではない、その経営の主体的な経営能力が一方に必要であり、もう一方に経営といふものは危険負担でありますから、コストを負担する、危険を負担するという意識が経営の主体になければならぬ。この二つが、補助金によって投資を行いますときにははやけてくるというふうに思います。つまり補助金によります場合には、一原則的な考え方を若干述べさせていただきます。

私は、農業の保護なし振興のためには財政資金といふものは必要である、財政支出というものは必要であるというふうに考えております。その理由は詳しくは申しませんが、今後貿易摩擦の発揮が阻害されるという点がございます。他方においては、補助金の受け手である農家が危険を負担して経営を行うという意識がはやける、こう方において行政サイドの規制によって経営者能力を守っているといふことがございます。他方においては、補助金の受け手である農家が危険を負担して経営を行つておられます。そのためには、一方において行政サイドの規制によって経営者能力を守つておられます。したがつて、個別経営の投資を助成するといふ目的に対しましては、基本的に融資によるべきであるというのが私の考え方でございます。

次に、制度金融のあるべき姿でございますが、私は農業の保護なし振興のためには財政資金を守つておられます。したがつて、個別経営の投資を助成するといふ目的に対しましては、基本的に融資によるべきであるといふことがございます。

私は、農業の保護なし農業基本法以来の理念は、これは申しますでもなく農業基本法以来の理念でござりますが、十分な経営能力を備えた生産力の高い経営というものの育成ということを最終目標としなきやならぬ。単に現存する農家といつもは現在統計上は四百五十万とか五百万とかあるのを守つておられます。したがつて、個別経営の立場からいいたしますと、自らの経営能力を高め、立派な農業経営といふものは、今日では旧来の家業、家の仕事である、昔以来の仕事であるというふうな観念では到底経営できないうふうに思います。

特に稻作、食管制度のもとに置かれております稻作とは異なりまして、現在負債が大きな問題となつております畜産でありますとか、あるいは施設園芸でありますとかいうような現在の事業的農業経営の中心をなしておられます畜産としては、第一に、必要な資金量が膨大である、何千万というような資金を必要といたします。第二に、米とは違いますけれどもお話をあらためたが、投入財あるいは生産物の両面にわたりましたが、投資が大きいものがある。第三に、米の場合にはたって著しいものがある。

御承知のように所得率が六割といふ非常に高い数値でございますが、特に畜産の場合には所得率が極めて低い、つまり非常に薄いマージンのところでは経営を行つておられるわけでございますから、その成果を上げるために経営者の能力といふものを非常に要求されます。

したがつて、実際に農業経営を見ますと、個別経営の間の収益性の格差といふものが極めて著しい。これは稻作とは非常に違う点でございます。

つまり、同じ条件に置かれましても、その経営を担つておられる人の企業的な能力と危険負担の意識の有無によりまして非常に成果が違つてくる、こういうことを前提にしなければならない。

制度金融といふものは極めて結構でございますが、こういうことを前提にして融資されるのですが、こういうことを前提にして融資されるのが無によりまして非常に成果が違つてくる、こういうことを前提にしなければならない。

私は、これは申しますでもなく農業基本法以来の理念でござりますが、この農家を全部維持するというふうな観点から行うべきではないというふうに考えております。その点からいいたしますと、自らの経営能力を高め、立派な農業経営といふものは、今日では旧来の家業、家の仕事である、昔以来の仕事であるというふうな観念では到底経営できないうふうに思います。

これに対応しまして、貸し手である農林公庫ないしは近代化資金の場合には主として農林公庫の貸し手の方にもバンカーと申しますが、バンカーといふのはちょっと変な表現かもしませんが、金融といふものに対する企業的なセンスというのが必要である。バンカーとしての人的能力といふものを、非常に今後は要求されるというふうに考えます。遺憾ながら私の考えでは、現在農林公庫及び農業協同組合系の諸機関にも、必ずしもこのバンカーとしてのセンス及び人的能力が十分に備わつておられるとは言ひがたいといふふうに考えております。

今後、補助より融資といふことへ重点を移されまして財政資金を私は十分にここには投入して长期低利の資金といふものを維持し拡大していくだきたいと思いますが、それ以前としては、今申しましたように借り手、貸し手の両側に経営者のあるいは企業的なセンスといふものを必要とするといふふうに考えております。

以上が概略でございますが、あと簡単に今回の改正に関連いたしまして、具体的な意見を若干申し上げたいと思います。

第一は、近代化資金の改正でございますが、貸付限度額の拡大には私は賛成でございます。近代化資金は農協系統資金を原資としておりますので組合の金融の範囲に入るわけでございますが、しかし財政によって補助を加えている以上、これは農業經營に対する融資であつて農家に対する保護的な融資ではない。つまり經營を育成する融資であります。である以上、現在の經營が要求しているだけの資金額というものは当然必要である。現在の經營は、旧来の農業經營とは違つて、先ほど申しましたように莫大な資金というものを必要とするわけでございますから、今回の改正は極めて望ましい。ただ、貸し付けに当たつて安易に貸し付けることは、借り手にとつても決していいことにはならないのであります。協同組合の側にも農協の側にも、先ほど申しましたバンカーとしての能力を十分に持つていただきたいというふうに希望いたします。

このことは、肥育牛の購入資金の償還期限延長などについても当てはまります。このことに私は反対ではございませんが、御承知のとおり肥育牛經營というようなものは特に經營者能力を必要とします。価格変動も非常に激しいのみならず、先ほど申しましたマージンが極めて薄い、一〇%というようなところを争つている經營でございます。そういうことで、高度の經營者能力を持つ人に対しても融資するという観点を貢いでいただきたいというふうに考えます。

二番目に、農業改良資金についての諸改正でございますが、これについては私は全面的に賛成でございます。大いに弾力的に運用していただきたいと思います。

三番目に、農林公庫資金についてでございますが、まず、資金種類の統合及び貸付手続の簡素化というよろなことは私は大賛成でございます。資金種類などはさらに統合しまして、これはむしろ農林公庫自身にもつて独自の自主的な裁量権を与えまして、農林公庫の金融機関としてのセンスに基づいた融資の余地を開いてもいいのではないか

付であります。しかし財政によって補助を加えている以上、これには農業經營に対する融資であつて、組合の金融の範囲に入るわけでございますが、貸付限度額の拡大には私は賛成でございます。近代化資金は農協系統資金を原資としておりますので組合の金融の範囲に入るわけでございますが、しかし財政によって補助を加えている以上、これは農業經營に対する融資であつて農家に対する保護的な融資ではない。つまり經營を育成する融資であります。である以上、現在の經營が要求しているだけの資金額というものは当然必要である。現在の經營は、旧来の農業經營とは違つて、先ほど申しましたように莫大な資金というものを必要とするわけでございますから、今回の改正は極めて望ましい。ただ、貸し付けに当たつて安易に貸し付けることは、借り手にとつても決していいことにはならないのであります。協同組合の側にも農協の側にも、先ほど申しましたバンカーとしての能力を十分に持つていただきたいというふうに希望いたします。

このことは、肥育牛の購入資金の償還期限延長などについても当てはまります。このことに私は反対ではございませんが、御承知のとおり肥育牛經營というようなものは特に經營者能力を必要とします。価格変動も非常に激しいのみならず、先ほど申しましたマージンが極めて薄い、一〇%というよろなところを争つている經營でございます。そういうことで、高度の經營者能力を持つ人に対しても融資するという観点を貢いでいただきたいといふうに考えます。

二番目に、農業改良資金についての諸改正でございますが、これについては私は全面的に賛成でございます。大いに弾力的に運用していただきたいと思います。

三番目に、農林公庫資金についてでございますが、まず、資金種類の統合及び貸付手続の簡素化というよろなことは私は大賛成でございます。資金種類などはさらに統合しまして、これはむしろ農林公庫自身にもつて独自の自主的な裁量権を与えまして、農林公庫の金融機関としてのセンスに基づいた融資の余地を開いてもいいのではないか

かというふうに私は考へております。

次に、金利の引き上げでございますが、私自身は、今回の改正では原則的に金利水準はほぼ現行に維持されたというふうに理解しておりますけれども若干の引き上げはあるわけでございますが、このことはどうも賛成しかねる面がございます。確かに財投金利が上がっておりますから資金コストは上がっているわけでございますが、第一に、もうかなり長きにわたりまして農産物価格は、行政価格は据え置き、その他農産物価格も上昇していない。(つまり、農家の側からいたしますと、実質金利、つまり、価格上昇を考慮しました金利といふものは前に比べて高くなっているわけでござります。第二に、現行金利のもとにおきましても、なかなか計画された梓が消化し切らないという状況でございます。こういうことを考えるときに、この二点にかんがみまして、現在、若干でも金利を引き上げるということには疑問があるというふうに考えております。

最後に、総合施設資金の対象の拡大でございますが、このことにも私は賛成でございますが、近代化資金との間にやや境界があいまいになるという問題が生じるかと思います。公庫資金の場合には、個別經營を対象として見ます場合、非常に長期にわたつてその将来性、つまり、将来自立經營たり得るということに対するはつきりした選別に基づいて融資するという原則を堅持するということを前提といたしまして、総合資金の対象拡大ということに賛成でございます。

あと、細かなことはございますが、時間もございませんので以上で終わらせていただきます。

○委員長(北修二君) ありがとうございました。
以上で参考の方々の御意見の開陳を終わります。

それでは、これより参考の方々に対し質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○菅野久光君 きょうは、大変お忙しいところ、

また、遠くからおいでいただきまして大変貴重な御意見をいただきましたことを心から厚くお礼を申し上げ、これから審議の上に私どもも十分生かしていきたいと思います。

いろいろ御意見をお述べいただきましたが、農林漁業金融のあり方について、日ごろお考えの中を抜き出してでも結構ですし、あるいは申述

べ足りなかつた点でもよろしいというふうに思ひますので、松川参考人から順次お願ひいたしたい

と思います。

○参考人(松川牧夫君) 私ども酪農民といたしまして、実は、直接農林金融に入る前にちょっとお話し申し上げたいと思つわけでございます。

それは、酪農負債整理資金が五十六年から始まりました。私ども、いわゆる生産調整、生産を抑制されたのが五十四年からでございます。この二年

間に非常に酪農家が經營悪化した現状にかんがみて、政府が酪農負債整理資金を出したという経過

がございます。今、実は、金融全般にわたつてそう

でござりますけれども、何か金を貸すということ

は後ろ向きの対策であつて、決して前向きの対策

でないというふうに考えられるわけでござります

が、私は、農業の現状を見ますときに、政府自体こ

そもう少し打つべき手を早く打つならば、今の

金融制度が後ろ向きだと言われるようなことはな

かつたと思うわけでござります。

その前に、いわゆる第一次オイルショック以後、酪農の規模拡大が急速に進みました。そのためになつたわけでござります。しかも、この規模というものは、決して我々酪農民が勝手に計画をつくつて

出たものではありません。一定の融資をする

からには、国には、一定の農場をつくる規模、生産、そしてそれから経営収支の問題に至るまで、五年ないし十年の計画を提出して初めて認めら

れ、その建設に着手できるわけでござります。

私自身も、昭和四十七年に、北海道酪農開発公社が初めて行つた建て売り牧場を受けまして経営に入つたわけでございますが、そういう経験を見て自分なりに考えますときに、私どもが出した計画は、道あるいは、私は十勝でございますが、十勝支庁それから改良普及所、農協の営農担当者、そ

ういうものと私の考え方とを合わせまして、これならびける、そしてこの総合施設資金を借りるに當たつて、これであれば國が認可するであろう、そ

ういう計画を立てやつたわけでございます。しかも、その後、第二次オイルショックに入るわけ

でござりますけれども、そのころ牛乳はだぶついだということで、私自身も、牛舎は五十頭を収容する牛舎でござりますけれども、その当時の生産

調整の状況から三十頭以上にふやせなかつた、そういう実情がござります。したがつて、施設はしましたけれども、一〇〇%その施設を生かすこと

ができない。固定経費は全く変わりませんし、据置期間は、私は特に八年を受けましたけれども、

その間の前半の四年ぐらいは金利負担にも大変な目に遭いました。どうにも私どもの努力ではできなかつた、私どもの努力ではでき得ない部分が我々の計画をすつかり狂わせてしまつた。それが、現在酪農家が多額の負債を抱えてしまつて、

酪農制度が後ろ向きだと言われるようなことはな

いと思います。

したがつて、今農林金融三法の改正が出来ておりますけれども、私どもは現在これ以上の規模

拡大あるいはこれ以上の投資は、私、農協の理事としましても私個人といたしましても絶対してはならない、現在抱えている負債をいかに返し、そ

ういう中でいかに自分が生活するか、そういうこ

とでござります。

さらには、私どもは危惧を覚えているものがござります。最近貿易摩擦によつて、北海道においては豆類二百万俵が輸入されました、これは五十九年。ことしも、六十年度においても雑豆二百万俵

が輸入されます。私は十勝ありますので、日本

一の豆つくり地帯として、豆の生産地帯として北

海道で生産される四百万俵近いものの中で輸入される豆が二百万俵、これはだぶつのが当たり前でございます。小豆が二万五、六千円したもののが今二万円そこそ、大正金時が二万三千円したものが今一万五千円そこそ、そういう状況の中でいわゆる我々が全く自分たちの努力ではなし得ない状況の中で、努力では消化し切れないそういう中で、我々の生活を支えなきやならぬというところに、特に酪農においては一定の目標をつくりながらその計画が計画どおりいかなかつた。それは、我々の努力の及ぶところで現在このような状況になつた。

私は今、先生からの御質問ございましたが、と

かく後ろ向きの資金というふうに言われますけれども、この後ろ向きの資金を今後安定に乗っける

ためには、先ほど冒頭に意見陳述の中で申し上げましたように超長期超低利資金、そういう長い目

で見た中で救つていかなければ酪農家が今後壊滅するであろうという危惧がござりますので、この

金融に対してそのような観点から申し上げたわけ

でございます。

○参考人(真砂典明君) 私どもが當んでおります

林業は、非常に長期にわたる産業でございます。

そうした中で、戦後造林を積極的に取り入れて少

しでも山村における生活基盤を確実なものにする

ために努力してまいりました。その中で公庫資金

は私たちの大きな支えであったと思ひます。

しかしながら、最近の木材需要の停滞に伴いま

す木材価格は下がる一方で、底なしの状態をいま

だに続けております。先ほど申し上げましたこの

危機を切り抜けるために私たちは地域の中で精

いっぱい努力しているところであります。新しく私たちが

生きなければならない複合経営を何とか見出しな

がら頑張つていきたい、そのように考えておりま

す。ただ、これは先ほど申し上げました利率が六・

五%というの、その厳しい状況を乗り越える中で木材価格もまだ現状を続けるならば、それを支える複合経営としてはいささか厳しいのではないかと考へるものであります。

○参考人(橋ヶ谷金次君) 先ほども陳述の中で申し上げましたけれども、金利の軽減、借入手続の簡素化、資金枠の確保等々について御配慮をいただきたいということでおざいます。

○参考人(桂開津典生君) これも私、先ほど申しましたことでございますが、金融は補助とは違ひます、原則的に受け手である借り手農家の主体的な能力、あるいは危険負担という意識、あるいはコスト負担という意識なしには効果を發揮し得ないものでござります。その点に十分に配慮した上で農業というものの特殊性を考慮いたしまして、長期低利というような一般的のコマーシャルベースとは違つた優遇措置を講ずるということでありまして、全くの平等といいますか、そういう性質のものではないということに十分の御配慮をいただきたいと思います。

特に私がこの点で考えるのは価格政策との関係でございますが、価格政策である高い価格水準、高いということに語弊があるかもしれません、それを維持いたしますと、数量に過剰が生じてくるということがほとんど必然的に生じます。日本

では米及び牛乳が現在深刻であることは御承知のとおりでござますが、そうした場合、価格の方を引き下げませんで数量を抑える生産調整という

ふうなことになりますと、資金を十分借り入れて発展しようという農家にとっては非常な負担になります。つまり、金融というものの効果を生

産調整というものは減殺するということがござります。つまり金融の対象の拡大につきま

しては、この厳しいときを乗り越えるための大きな力になると期待しております。新しい私たちが

生きなければならない複合経営を何とか見出しな

がら頑張つていきたい、そのように考えておりま

す。ただ、これは先ほど申し上げました利率が六・

五%というの、その厳しい状況を乗り越える中で木材価格もまだ現状を続けるならば、それを支える複合経営としてはいささか厳しいのではないかと考へるものであります。

○参考人(松川牧夫君) 今、特に北海道では、根

訓あるいは天北等で行われている新酪農村建設事業というの、これが特殊地帯的な

大きな事業でござります。そのほかに十勝等で行われているのが畜産公社的な、畜産公社方式と言つておりますが、そういう牧場の建設でござい

ます。私の町にもそれを受けてやつてある農家は十戸余りござります。

問題は、工事にかかるときから完成して売り渡しを受けるまでの間に、例えは当初建設費用の五割なら五割というものを、総合資金等が入るま

での間どうしても負担しなければならない。それ

は畜産公社の方で代替借り入れをして行っておりま

すけれども、結果的には農家はその金利負担をしなければならない、その金利はやはり農協のブ

ロバー金利が適用される。今まで総合資金は据置

この辺に十分な御配慮をいただきたいというふうに私は考えます。

○参考人(松川牧夫君) 今、特に北海道では、根

訓あるいは天北等で行われている新酪農村建設事業というの、これが特殊地帯的な

大きな事業でござります。そのほかに十勝等で行

われているのが畜産公社的な、畜産公社方式と言つておりますが、そういう牧場の建設でござい

ます。私の町にもそれを受けてやつてある農家は十戸余りござります。

問題は、工事にかかるときから完成して売り

渡しを受けるまでの間に、例えは当初建設費用の五割なら五割というものを、総合資金等が入るま

での間どうしても負担しなければならない。それ

は畜産公社の方で代替借り入れをして行っておりま

す。それから、構造改善資金がその中に入つております。それから、耕地整備資金が入つております。そして、その後で農地取得資金が入りました。最

後に、農地の取得と施設とあわせて総合施設資金が入りました。これを見ますと、天災資金が十二

月の二十日、農林漁業資金の今、牧野改良、構造改善、耕地整備、自作農維持資金、これらはいずれも十一月の二十五日でござります。そして、総合

施設資金が一番おくれまして十一月の二十六日になっている、ここに集中しているわけでございまして、資金返済がそこに一挙に起きて、しかも約定償還という形で、余剰がある、ない、あるいは経営費がどうの、いう前にこれは天引きされますが、たとえ組勘が赤になつても、国の資金は優先的に天引きされる。そういう形の中では、しかしながら現行の経営状況から見ますと、こういうものが十二月末にいつて払えなくなりますと、組勘の赤字残として出てくるわけでございます。

したがつて、せっかく低利の五分五厘から三分五厘の資金がずっとあるわけでございますけれども、これがその年の償還分が農協プロパーにかわって九%資金になる。この辺、借入月の問題もありますし、あるいは新たに農場建設、牧場建設するに当たつての工事の進行に伴う国の資金の出し方、そしてそれがどうしても償還期限が十一月末に集中する。私どもこれを何とか農協の段階でもできないかというふうに検討しておりますが、今のところこういう形のものがほとんど全般でございまして、実は私どもこれを時期的にずらすという形が我々農協の段階ではできない状況に以上でございます。

○菅野久光君 在開津参考人にお伺いいたしますが、今のところこの農場建設の段階では、やはり施設費が大変大きな額になるわけですね。建設をするときに計画を立てて、その計画を立てるときにはある程度の物価上昇なり、あるいは生産したもの、例えば酪農であれば牛乳だと、あるいは子牛の価格だと、そういうものもある程度値段が上がっていくというようなことを想定をした形でお金を使つた場合には、もう直接借りた者にしわ寄せが行くような今の仕掛けなわけですけれども、この辺についてはどのようにお考えでしよう

か。
○参考人(荏原津典生君) 今の問題は、私は非常に深刻であると思います。つまり、昭和三十年代の末からかなり日本はインフレーション的な高度成長であります。農産物の価格も非常に上がった時期があるわけです。この時期には、金を借りて農業への設備投資をするということは非常に楽だつたわけがあります。これは金融の方では実質金利というふうに申しますが、物価上昇を差し引いた金利というものの負担が非常に安かつたということがあります。ところが、現在はもう低成長へとはつきり移り変わりまして物価が上がらないという状況になつきましたので、実質金利負担は高度成長期に比べましてはるかに高くなつております。そのことが現在のいわゆる負債問題、農家の負債問題といふことの一つの大変な原因であるということは、これは否定できないというふうに私は考えます。

ただ、では価格を上げなければいけないかというふうに言いますと、私は必ずしもそうは言えない。なぜかと申しますと、価格を上げれば必ずと言つていいくらいに過剰の問題が生じる。つまり経済の仕組みとしまして、価格と数量の両方を政策的に自由にコントロールすることは不可能でござります。それは、余つたものをどんどんストックしていくというようなことを考えればあり得ないことはございませんが、現実には不可能。

例ええば、端的な例としまして農産物では生糸がございますが、生糸はついにこれは価格を下げるといふところまで行つたわけでございます。つまり、どんどんとめどもなくストックをしていくといふことができない以上、価格と数量の両方を自由にするということはできない。

現在、私はむしろ若干の価格の引き下げというようなことを考えましても、大きな負債を抱えた農家、つまり先ほども申しましたが、経営の拡大ということを目指して、かつ十分の能力のある農家にはそれだけ十分に生産してもらうといった意味で、生産調整策という方を、牛乳及び米でござ

いますが、むしろ考え方直さなければならないんではあるいかというのが私の意見でございます。それで、いわゆる航海経費と申しまして、どの漁場へ行くにしてもいろいろ経費がかかるわけですが、今度近代化資金で船の建造費やなんか借入限度額が二倍に上がるということなんですが、実際船の建造費を見ますと、二倍に上げても特認でなければ実質的には建造ができないようなことになります。また、私もある漁協に行きましたら、魚価はもと本当に低迷している、あるいは下がる。余り上がるというようなことがないようで、そのことが業界にとっても資金的にも財政的にも大変な状況になつていて。その中で燃油の占める割合が大きくなつたわけですね。燃油だけがぐんと単価が上がつているわけなんです。

緊急資金ができたときには、借りやすいものですからそれをどんどん借りている。しかし、借り借りるのを控えるといいますか、結局操業も若干の仕組みとしまして、燃油の割合が大きくなつたわけですね。燃油だけがぐんと単価が上がつているわけなんです。

○参考人(橋ヶ谷金次君) 今、先生の御指摘のところがやつぱり今の漁業の問題については私は大きな問題だというふうに思つたわけであります。その辺のところ、二倍の限度額に引き上げたところが、それから燃油の問題、これらについてどのようにお考えか、お伺いしたいと思います。

○参考人(橋ヶ谷金次君) 今、先生の御指摘のところがやつぱり今の漁業の問題については私は大きな問題だというふうに思つたわけであります。その辺のところ、二倍の限度額に引き上げたところが、それから燃油の問題、これらについてどのようにお考えか、お伺いしたいと思います。

それから真砂参考人には、林業は非常に期間が長いわけでありますから、そうすると農業とか漁業とかと違つた、さらに非常に大きな、長期のしかも低利なということをお考えになつたことはございませんでしようか、御要求はないでしようかと申します。

それから真砂参考人には、林業は非常に期間が長いわけでありますから、そうすると農業とか漁業とかと違つた、さらに非常に大きな、長期のしかも低利なということをお考えになつたことはございませんでしようか、御要求はないでしようかと申します。

次に橋ヶ谷参考人には、燃油の問題については緊急でもつて一時的ななしのぎをやつても、やはりこれは制度的にきちんと融資とは別に対応しても、やはりわなければならない問題として何か御要望があるのではないだろうかというふうにも思いますので、ありましたらお願いしたいと存じます。

また、桂開津先生のお話はいろいろと参考になつたわけですが、特に農業の持つおります特徴で能力の問題を言わされましたけれども、いわゆる地代とのかかわり等の中で、融資の関係というのはどうに考えたらいいんでしょうか。その辺のところを、簡単にいうので申しわけございませんけれども、よろしくお願ひしたいと存じます。

以上です。

○委員長(北修二君) 参考人には、一言ずつお願いします、もう時間がありませんので。

○参考人(松川牧夫君) 融資の条件でございますが、実はそれ組合員の中でも融資が必要だということで申請をするわけでございまして、農協ではそれを受けたわけでございますが、そういう段階で割合機具であるとか、あるいはその他必要な資材等の導入については、これは必要額の八〇%程度に決められておりますし、二〇%程度は自己負担をしなきやならぬということで、これはきちっと割り切って組合員も申請し、私どももそれを受けて融資の申請をさらに上に上げるという段階でございます。

私ども実は一番疑問といいますか、もう少しほ

を加えてほしかったというのは、五十六年に始まつたいわゆる農業負債整理資金でござります。これは一定の枠がございまして、ある一定の枠のその基準の中におさまらないと負債整理資金を受けられない。北海道で三千八十五戸ですか、これは登録されてしまつております、それ以外の酪農家は、幾らその後に経営上融資を受けたてもできなかつた。しかもその受けられた三千戸の酪農家も、しかば農協のプロパーがそれで全部解消して長期に移つて、五年間の据置期間中に再建できるようないわゆる生産計画が達成できるかといふと、全部が救い上げられないという状況がござります。したがつて、どうしてもプロパーに残つてゐる、そこに残つたものの高金利が、経営にかなりの影響を与えるという結果が出ております。

以上でございます。

○参考人(橋ヶ谷金次君) 先ほど申し上げましたけれども、燃油の漁業に占める経費の比重が非常に大きい。先生から先ほどお話をございましたように、融資は返さねばならない。返さなくてよいような制度といいますと、これも一番漁業の活性化につながる道ではないかと思うわけでございますけれども、そつは問屋が卸さないと申しますか、せめて燃油の価格が五万円であとは政府が面倒を見ていたらしくいうようなことになつたらいいなというのが、これが漁業界の声でござります。以上でございます。

○参考人(桂開津典生君) 地代は随分難しい御質問でございまして、簡単にどうお答えできかねるんでござりますが、地代と申します場合に、現実の支払い地代と、地価との関係で考えられる理論的な地代がござります。現実の支払い地代は、この金融政策は補助金政策などに比べ少ない資金でやれるというふうに考えております。補助金はふやせないといいますか、ふやさないといふうになつたとしても、これは金融政策はやはり財源でやれるというふうに考えております。補助金はふやせないといいますか、ふやさないといふうになつたとしても、これは金融政策はやはり

銀行からの借り入れをしなければならないこともあります。当然起きてまいります。

それと、現在私どもが一番日前に控えておる問題としましては、造林資金を借り入れて二十年据置期間がそろそろやつてまいります。ところが、その当時は間伐料を元金の返済に二十年以降は充てる計画でございましたが、最近の木材価格の現状からいたしますと、恐らく返済は現状では難しいのではなかろうかと思っております。そのためには、据置期間の延長ももつともと長くしていただきたい、そんな希望を持っています。

以上でございます。

○参考人(橋ヶ谷金次君) 先ほど申し上げましたけれども、燃油の漁業に占める経費の比重が非常に大きい。先生から先ほどお話をございましたように、融資は返さねばならない。返さなくてよいような制度といいますと、これも一番漁業の活性化につながる道ではないかと思うわけでございます。

まず、農林水産業の振興に当たつては当然のこと、先ほどお話をございましたように、制度金融とそれによる補助制度といつもの、そういうものが大変大きな役割を果たしてきたことは御存じのとおりでござります。

ただ、補助事業といつのは、一般に例えば農業で言えば土地改良と公共性の強い分野を担当させ、あるいはまた金融といつものは、融資といつものは個別経営の資本設備の分野を担当する、漠然とそういうことで今まで来ております。当然のこと農、林、水、それぞれお考えは違うと思いますが、皆さん方それぞれ参考人の立場から、融資と補助といつものについてどうお考えでいらっしゃるかとお伺いをいたしたいと思います。

○参考人(橋ヶ谷金次君) 融資制度につきましては、漁業の場合には再建、経営維持安定資金あるいはまた燃油資金等、現下の漁業界の不況に対応したそつういう資金の融資を受けておるわけでござります。年々これも削減をされていくといつような傾向にあるといつうように伺つておりますけれども、やはり漁業の実態を考えた場合には、なるなり補助金といつものが一番いいんでござりますけれども、政府の方も補助金の削減といつうなことで行革等の問題で御苦勞されているようござりますので、やはり融資の枠だけは削減をしないように存続をしておいていただきたい。

以上でございます。

○参考人(桂開津典生君) 先ほども申しましたが、制度資金融資も補助金も財政負担を要するという点では同じでございます。私は、このどちらが財政負担が大きいかといつうなことでこの二つを選ぶべきではない、どちらが所期の目的を達

ます。

現在の日本では、これは日本ばかりではございませんが、余りにも農地の価格が高くなり過ぎておるということがあります。この問題のために、農地の有効な活用というのがどれだけ妨げられてゐるかわからないというふうに私は考えます。こ

の問題は農業政策だけで解決できることではございませんけれども、地価を現在の農産物価格との関係において、農地価格を正当な収益還元地価と

いうふうに我々申しますが、正当な地価の水準に

下げるという政策的な努力をお願いしたいというふうに考えます。

簡単でござりますが、

○参考人(橋ヶ谷金次君) きょうは参考人の皆さん、大変御苦労までございます。

それではまず最初に、参考人全員の皆さん方にひとつそれぞれ所見をお伺いをいたしたいと思います。

まず、農林水産業の振興に当たつては当然のこと、先ほどお話をございましたように、制度金融とそれによる補助制度といつもの、そういうものが大変な役割を果たしてきたことは御存じのとおりでござります。

ただ、補助事業といつのは、一般に例えば農業で言えば土地改良と公共性の強い分野を担当させ、あるいはまた金融といつものは、融資といつものは個別経営の資本設備の分野を担当する、漠然とそういうことで今まで来ております。当然のこと農、林、水、それぞれお考えは違うと思いますが、皆さん方それぞれ参考人の立場から、融資と補助といつものについてどうお考えでいらっしゃるかとお伺いをいたしたいと思います。

○参考人(橋ヶ谷金次君) 融資制度につきましては、漁業の場合には再建、経営維持安定資金あるいはまた燃油資金等、現下の漁業界の不況に対応したそつういう資金の融資を受けておるわけでござります。年々これも削減をされていくといつよう

な

よ

う

に

存続をしておいていただきたい。

以上でござります。

○参考人(桂開津典生君) 先ほども申しました

が、制度資金融資も補助金も財政負担を要する

という点では同じでございます。私は、このどちら

が財政負担が大きいかといつうなことでこの二つを選ぶべきではない、どちらが所期の目的を達

成するために効率的であるかという観点から選ぶべきであるという考え方でございます。そういう観点からいたしますと、農業振興という上での効率を發揮いたしましたためには、最後の受け手である農業経営者というもののやる気といいますか、経営的な能力と危険負担をしても投資をするということ意識と申しますか、この二つが不可欠でございました。したがって、そのことを十分に配慮した上で何は補助金により、何は低利資金あるいは長期資金によるべきかということを判断すべきであると

いうふうに考えております。

したがつて、先ほど申しましたように、個別的な投資については基本的にもちろん制度資金で賄うべきでございますが、土地改良等につきましてある程度の受益者負担というものが必要であり、それに対して制度資金を向けるべきである。これはなぜかと申しますと、ダムや基幹水路等はもちろん個別的な投資ではございませんが、ダム、基幹水路あるいは排水路等が生きるかどうかというのは、最後にそれを使います農業者のあり方次第でございます。その後の受け手の能力とやる気というものを明らかにする意味で、最後のところは補助金ではなく融資によるべきであるというのが私の考え方でございます。

○水谷力君 先ほど来お話に出ておりますように、特に酪農家の皆さん方は非常に困っている。負債もたくさん抱えていらっしゃると同時に、また先ほど莊開津先生のお話の中では、特に酪農なんかはマージンが薄いんだから経営能力というものが大変問われるというお話を同時に貸し出す方にもいわゆる指導的立場が大変大事である、こういうお話がございました。

そこで、これまた全参考人にお伺いをいたしましたが、この制度金融あるいは系統金融というものが的確にその機能を發揮していくようになります。それには貸し付けするときに十分チェックをする、あるいは貸付後の経営指導のあり方といふことがやはり責任は大変大きいだろうと思うんです。そういうことでは、農協であるとか、ある

いは漁協であるとか、あるいは森林組合等、ある

いは改良普及員といいますか、あるいはまた公庫側、それぞれ貸付後の指導体制あるいは貸し付けへのチェック体制というものは大変に重要なだと思

うんです。今まで決してござりにしてきたというわけではないんですが、間々そういうことにうつて先ほどの、私はもう時間がたくさんありますから、なんでございますが、拡張あるいは融資の倍率等、二倍にした等によって来る経営の放漫はないだらうか、あるいは過剰投資はないだ

らうかという心配をする一回なんですが、そういうことを含めてその指導の充実を図る何かお考えがござりますか、ひとつお伺いをいたしておきたいと思います。

○参考人(松川牧夫君) もちろん、酪農畜産經營における投資額が非常に大きいことは事実でございます。今抱えている負債という問題から考えますと、私どもは先ほど申し上げましたように、あらゆる指導といいますか、それらの機関をも含めていろいろ私どもも検討して、そして組合員に当たっているわけでございますが、まず第一は、これ以上負債をふやさないということが大事でございます。その後にいかにも今ある施設を十二分に生かして生産を上げるか、まずこの二点でござります。

○参考人(橋ヶ谷金次君) 制度金融貸し付けの場合でございますけれども、静岡県の場合を申し上げますと、当然、漁協の窓口で厳重な審査をいたします。それから上部団体、いわゆる県信漁連または中金あるいは県、こうした上部団体の御指導

私ども、私の農協ばかりではなく、十勝管内の二十八農協、それから他管内の状況、それから北信連等の報告されている経済の調査の状況等を見ましても、家計費はここ七、八年全く上がっております。家計費はもう三百万から三百五十万くらいのところでやつております。

それで、こういう中で実は酪農の場合、ふえているものが二つございます。そのふえてる内容は、一つは流通飼料費でございます。いわゆる濃厚飼料、牛乳を生産するために給与する飼料費でございます。もう一つは金利負担でございます。これを少しでも軽減する、いや、かなり軽減してやる、やらなければ再建といいますか、今後の経営が今なお残っている、あるいはそのときに借りた金の金利負担が今になつて重くなっているとい

うふうに考えております。

○参考人(眞砂典明君) 先生のただいまの御質問でございますが、公庫資金を借り入れた後のいわば森林組合等から組合員に対するある種のサービス

です。今まで決してござりにしてきたといふことはこれはもういかん、この二点が現在の過剰投資を結果としている主な原因ではないかと私は思っております。

もう一つ、過剰投資にはならないかというお話を考えております。ただ、最近は、林業の場合においては造林あるいは保育等に要します経費も貸

ますか、それぞれチエックをした上で貸し付けられておりませんし、過剰にはならないと私どもは

考えております。ただ、最近は、林業の場合においては造林あるいは保育等に要します経費も貸すと、私どもは先ほど申し上げましたように、あらゆる指導といいますか、それらの機関をも含めていろいろ私どもも検討して、そして組合員に当たっているわけでございますが、まず第一は、これ以上負債をふやさないということが大事でございます。その後にいかにも今ある施設を十二分に生かして生産を上げるか、まずこの二点でござります。

○参考人(橋ヶ谷金次君) 制度金融貸し付けの場合でございますけれども、静岡県の場合を申し上げますと、当然、漁協の窓口で厳重な審査をいたします。それから上部団体、いわゆる県信漁連または中金あるいは県、こうした上部団体の御指導

審査、そうしたものを踏まえまして漁業信用基金協会、この保証をつけまして、また漁協といっしもして貸し出しを実施しているというのが慣例でございます。

○参考人(莊開津典生君) 過剰投資ということは私は現在ある程度存在するというふうに思つておられます。それは理由が安易な貸し付けということもあります。

私は、松川参考人にまずお尋ねをするわけでござりますけれども、先ほどからお話を聞いておりますと、大変厳しい現状がいろいろあろうというふうに思うんですが、五十九年度、豊作にもかか

きましたが、インフレ的な高度成長の時期の、金

うこと第一点。第二点は、先ほども申しました

が、生産物の過剰という問題が生じまして、先ほどから北海道の方の参考意見にもございますが、せつかくつくった施設をフルに動かせないといふことです。今まで決してござりにしてきたといふことはこれはもういかん、この二点が現在の過剰投資を結果としている主な原因ではないかと私は思っております。

先ほども申しましたが、価格が上がりず需要がなかなか伸びないということはこれはもういかんともがたいといふ面がございますので、私は今後、特に今後でござりますが、貸し付けに当たっては、農林公庫、特に農林公庫の総合資金の運用でございますけれども、十分に組合員へ周知することが大切ではなかろうかと思つております。

もう一つ、過剰投資にはならないかというお話を考えております。ただ、最近は、林業の場合においては造林あるいは保育等に要します経費も貸すと、私どもは先ほど申し上げましたように、あらゆる指導といいますか、それらの機関をも含めていろいろ私どもも検討して、そして組合員に当たっているわけでございますが、まず第一は、これ以上負債をふやさないということが大事でございます。その後にいかにも今ある施設を十二分に生かして生産を上げるか、まずこの二点でござります。

○参考人(橋ヶ谷金次君) 制度金融貸し付けの場合でございますけれども、静岡県の場合を申し上げますと、当然、漁協の窓口で厳重な審査をいたします。それから上部団体、いわゆる県信漁連または中金あるいは県、こうした上部団体の御指導

審査、そうしたものを踏まえまして漁業信用基金協会、この保証をつけまして、また漁協といっしもして貸し出しを実施しているというのが慣例でございます。

○参考人(莊開津典生君) 過剰投資ということは私は現在ある程度存在するというふうに思つておられます。それは理由が安易な貸し付けというふうに思つてます。

私は、松川参考人にまずお尋ねをするわけでござりますけれども、先ほどからお話を聞いておりますと、大変厳しい現状がいろいろあろうというふうに思うんですが、五十九年度、豊作にもかか

借資金ですね、それから五十六年にいたところの負債整理資金、これで手だてをしているので酪農家の経営は改善されてきているというような御説明を私どもの立場では聞くわけですね。私だから聞かされるんだろうと思います。改善されてるというふうに御説明を聞くわけでござります。

それで、私は質問としては、この両資金がどんな効果を上げているかということをお聞きしようと思つてましたら、先ほどいろいろのお答えの中でわかつてきました。それでこの効果のほどを聞くよりは、まず、きょうは農林水産省も見えていますけれども、口をききませんから大丈夫でございますから、農林水産省のこうした言い分というか認識と、皆様現場でのいわゆる問題意識、あるいは実情と、どこかにずれがあるというようなことを、私は非常に最近頭を突っ込み始めたからを感じる部分があるわけでござります。それで、その部分のところを、各分野にわたって各参考人からまずお伺いをしてみようかなというふうに実は思つたわけでございます。それで、これはわかつてているのに手だてをしないという部分も確かにあろうかと思います。それからまた、見えない部分もあるうかというふうに思いますが、この辺を率直なところでお聞かせ願いたいというふうに思います。

○参考人(松川牧夫君) 政府側の方々は何も言わないでおっしゃっていましたけれども、実は大変気になるところでございまして、畜政課長さ

ん、あるいは經営課長さん等々、今までいろいろお話し合いした方々もおられます。実は農水省としてはおわかりになつてているだろうというふうに思つてますが、農協で貸し付けを受けるに当たつてどうしても鉛筆をなめなければならぬ内容がござります。それを余りはつきり申せない部分があるわけでござります。このことは農水省の方々はよくわかつておられて、あるいは若干片目をつぶしていただいている面も多分にありますかというふうに思うわけでござります

が、実は私ここへ参考人として参りますのに、理

事会の席上で私が参考人として参議院の農水に出ますと言いましたら、組合長初め、余り差しさわりのあることを言つなよと、こういうふうに言わざりました。

私が願いしたいわけでござりますが、ぜひ先生方に現場に行っていただいて内容を調査していた

だきたい。そしてそれをきちっとやはり国会の場で、また農水省のそれぞれの役所の立場の方々もやりやすいような方法を、国会の場でお決めいた

だくことが非常に私は今望ましい。

この辺で失礼さしていただきます。

○参考人(眞砂典明君) 私ども和歌山県竜神村といふ地域の中で、大変地域ぐるみでの林業、地域

林業振興に取り組んでおりますので、いろいろな新しい事業について、あるいはそれを裏づけるものとして制度資金等を大変有効に利用をしており

ます。これは私ども和歌山県の中では、例え竜神村といふ地域においては非常に恵まれた状況に

あると思います。

しかしながら、先刻から再三申し上げておりますように手だてをしないという部分も確かにあろうかと思います。それからまた、見えない

という部分もあるうかというふうに思いますが、この辺を率直なところでお聞かせ願いたいというふうに思います。

○参考人(松川牧夫君) 政府側の方々は何も言わないでおっしゃっていましたけれども、実は大変気になるところでございまして、畜政課長さ

ん、あるいは經営課長さん等々、今までいろいろお話し合いした方々もおられます。実は農水省

としてはおわかりになつているだろうというふうに思つてますが、農協で貸し付けを受けるに当たつてどうしても鉛筆をなめなければならぬ内容がござります。それを余りはつきり申せない部分があるわけでござります。このことは農水省の方々はよくわかつておられて、あるいは若干片目をつぶしていただいている面も多分にありますかというふうに思うわけでござります

○参考人(橋ヶ谷金次君) 先生、質問の内容がよく把握できないんですけれども。

○刈田貞子君 要するに、自分たちが要望する中身を、ここがわかつてもらえないという部分があ

るんじやなかろうかという問題の意味ですよね。

それから、農林水産省、先ほど酪農のことで申しあげましたけれども、あちらは改善されている

ところを、私は、乳量を抑えるといふことがいつ

かし魚は安くならないといふことがいつ

も言えることなんですね。むしろ家計費に占める

動物たんぱくのウエートは上がつていて、その中

ういうことがおありますかということをお伺いしているわけです。

○参考人(橋ヶ谷金次君) 後の問い合わせでござります。

けれども、私の知るところでは、認識のされといふものはないと思います、漁業の場合に。

先の問題でございますけれども、欲を言えばたくさんあるわけでございます。しかし、先ほど冒頭申し上げましたように、やはり順序順序を経て改正を一步一歩していくだけがござります。

改訂を進一步していただいているわけでございまして、もうこれまで以上のことは望んでも無理だと思います。

○参考人(桂開満典生君) 農水省の調査されたことを私も承知しておりますが、先ほども申しました

たけれども、酪農にしる肉用牛にしろ、大規模の畜産經營は、個々の經營間の格差というものが非常にございまして一概に論することはできない。

これは私はむしろ当然じやないかと思います。古来の日本の農業のように、大体一町歩ぐらいの田んぼをつくつていまして、その間に若干の野菜を

つくつてあるというような農業であれば、これはどの農家も大差ないといふことがありますけれども、現在の酪農にしる肉用牛にしろ、肉用牛も

停滯あるいは木材価格の低落といった現状を今後どういう形で乗り切つていくか、私ども苦慮しているのが現実でございます。ただ、私どもその地

域の中で、これも冒頭触れた隠れた人材の掘り起こしをしながら、何とか活力を見出していかなければならぬ、そんな考え方で私はおります。

以上でございます。

○参考人(橋ヶ谷金次君) 先生、質問の内容がよく把握できないんですけれども。

○刈田貞子君 要するに、自分たちが要望する中

身を、ここがわかつてもらえないという部分があ

るんじやなかろうかという問題の意味ですよね。

それから、農林水産省、先ほど酪農のことで申しあげましたけれども、あちらは改善されている

ところを、私は、乳量を抑えるといふことがいつ

かし魚は安くならないといふことがいつ

も言えることなんですね。むしろ家計費に占める

動物たんぱくのウエートは上がつていて、その中

きます、時間がございませんので、ずっと通じて申し上げてしまいますが、松川参考人にお伺いして申します。

長い間は、私が伺いたいのは、融資の立場で

したいのは長期低利の融資ということでございま

すけれども、その梓の条件がそろえれば一番望ま

いことです、私が伺いたいのは、融資の立場で

長い間は、私が伺いたいのは、融資の立場で

したいのは长期低利の融資ということでございま

で一番魚価が上がっているぐらいの感じなんですね。私たちはブロイラーと牛肉でむしろ動物たんぱくをとるというような格好になるくらい、魚価については大変に不思議に思っている。こういう問題はどのようにお考へになるのか。

それから、資金の活用による投資意欲が減退しているというのは、これは一番基本的な問題になりますけれども、この投資意欲を喚起するためには今どんな条件をそろえればよろしいのか、こんな問題について。

それから荏開津先生には、大変恐縮なんですが、ますけれども、経営能力が必要だ。特に近代化資金等については拡張大は賛成だけれども、これからやはり借りる側にとつては経営能力等が必要にならうし、それから貸す側にとつてはバンカーとしての能力も大いに問われるんだというようなお話をございましたけれども、私はそういう話を聞いていて、やっぱりこれは借りる側からすれば、かなり選別をされていく感じを受けるわけで、自立農業経営者が意欲的にこれを選択して、そしてみずからの中で動くということの要素が果たして生きているのだろうか、やっぱりそういう問題を持ちますので、このことを一つお伺いしますが、それから大変漠とした話で恐縮なんですが、つい最近読んだ本の中に、日本の農業は客観的に見て産業としての性格を持つていいというようなことが書かれておりまして、私はいつかどなたかにこのことを伺つてみたいと思っていましたが、ぜひこれを先生にお伺いしたいと思います。

○参考人(松川牧夫君) 先ほど荏開津先生からお話をありましたが、非常に酪農、畜産というのは収益性が低い産業だというふうに話されました。そういう中ではどうしてもかなり資金が長期にわたるものでないと、収益性の低い中から支払いをし金利も払っていくという、そういう形になりまますので、今後私どもの経営を何とか維持していくためには、長い期間と低い金利が必要だというふうに申しているわけございます。そのことが長

期化といいますか、長期資金への希望として持つてるのは、やっぱりこの半年度返済を少なくすますけれども、この長期化への保証といいます。

それからもう一つ、この長期化への保証といいますか、そういうものを考へるとときに農畜産物をつくる保証、このかなり長い資金を借りる、そしてそれをその農家に返済していく、そのためにはいわゆる生産する保証がなければならないと思います。先ほど荏開津先生もおっしゃっておりましたけれども、この生産を保証するというこ

とが、今最も大事だ。いわゆる国が長い資金を貸し与え長い間で返済させる、それには生産を抑制したり、あるいはある程度の国境措置を講じて我々の生産物を長期にわたって保証していただかなければ、長期資金を返済できないという形になります。したがつて、資金の長期化イコール我々がつくる保証を国につけてもらう、これがイコールだというふうに考へております。

○参考人(裏谷典明君) 最初に、複合経営について具体的にいう御質問でございますが、私どもがつくる保証を国につけてもらう、これがイコールだというふうに考へております。

貸し与え長い間で返済させる、それには生産を抑制したり、あるいはある程度の国境措置を講じて我々の生産物を長期にわたって保証していただかなければ、長期資金を返済できないという形になります。したがつて、資金の長期化イコール我々がつくる保証を国につけてもらう、これがイコールだというふうに考へております。

それも申し上げました、ときには申請をして半年近くもかかることがございます。そういったときに、市中銀行からの一時借り入れということとともに講ずるわけですが、私も森林組合の理事という立場で理事会での承認が必要になつてしまります。したがつて、資金借り入れの承認のためだけに開くこともできませんので、まず第一段階、森林組合で承認するまでの時間がかかるということもございます。しかし、その後につきましては、正確には私どもではわからないわけでございます。

以上でございます。

○参考人(橋ヶ谷金次君) 老朽船の件でございましますので、それらの施設、生産イタケで出荷、あるいは干しシタケで出荷する等の場合の加工処理施設等もその一つになるかと思います。また、林業の中で特用林産物、例えばシタケ栽培等につきましても、最近その需要が少しづつ伸びておりますので、それらの施設、生産イタケで出荷、あるいは干しシタケで出荷する等の場合の加工処理施設等もその一つになるかと思います。また、林産物の中で、木材加工を通して複合的に林業と木材加工ができるだらうかと思っております。さらには、最近特に都会からの、あるいは都市住民からの需給、森林に対する強い要請の中で立体的にと申しますか、多面的にと申しましようか、空間を利用してレクリエーションの場でありますとか、あるいは小さなキャンプ場等を設置して、それらが林業との複合経営に結びつかないだらうかということを考えております。

次に、共同利用施設を通して林業の活性化にどういう形で具体的になるかということですが、私どもが願っております共同利用施設の中で、私は非常に広い山村地域の中での共同利用施設といふのは余り大きなものは必要がない。むしろ小さ

るのではないかというように考へておるわけでございます。

それから、資金需要の減退でございますけれども、これやはり魚価問題と合わせまして、漁業がもう少し景気がよくなれば資金需要も多くなつてくるのではないか。今の状況では、なるべく設備投資を少なくして借り入れを少なく身軽な体制で経営をしたいというのが本音でございます。

以上でございます。

○参考人(荏開津典生君) 御質問の第一点、農業制度金融の選別性ということでございますが、私の見解では、制度金融はいかに長期低利であつても、基本的に金融である以上、選別性というものを持つてゐるというふうに考へております。つまり負債整理資金等である時期農家の生活を保護するという面はないではございませんけれども、基本的に金融である以上、選別性というものは金融は経営ないし産業の振興の手段でありまして、生活の保護ないし福利的な政策の手段ではない。でない以上、そこには選別性は必然的に存在しますし、また逆に言えば存在するべきである。つまり選別しないで貸し付ければ、一時的にはどうかわかりませんけれども、結局は能力なしに借りた人の不幸を招くだけでござりますので、選別性というのは金融にはつきものであるといふふうに私は考えます。

それから第二点の、農業は産業であるか否かという御質問でございますが、これはなかなか難しい問題でして、簡単には私もお答えできませんけれども、産業というのは何であるかというようなところから話は始まるかと思いますが、生産物及び生産者の両面が経済的な価値を十分に持つてゐるといふことが産業の条件であろうかと思いま

す。

現在の日本農業は、非常に多様化しているといふふうに私は思います。中には、なかなか産業とは呼びがたいような部分も、特に稻作に私はある中ではないかと思っております。ただ、先ほどから議論になつておりますような酪農あるいは大規模の畜産、施設園芸等は私は産業である、あるい

を持つと思っておられるのであるのか。

次に、橋ヶ谷参考人に対する質問であります。参考人が望まれておるが、ところが事実は設備投資への意欲が減退しておる、ならば、その原因はどこにあるのでしょうかということをお聞かせ願いたい。

次に佐開津参考人に對しては、農業政策は金融政策の上に立つて初めて安泰であるというお言葉がございました。その觀点からこの三法改正がどのような意義を持つのかといふ、また内容としてメリット、デメリットですね、制度の上からの先ほどは、農業經營者の上からのということを松川さんにお聞きしました。

以上の点、説明が舌足らずの点もあるかと思いま

ますが、ひとつ今申し上げました点について、それぞれのお立場からお聞かせ願いたいと思いま

す。よろしくお願ひします。

○参考人(松川牧夫君) 補助金と融資のメリット

というふうなお話でございますが、私この三月末の酪農畜産物の価格あるいは量の決定に当たつても、国の補助金は牛乳においては四百五十数億

というふうに出ておりますし、また大豆における交付金あるいはてん菜における生産奨励措置、さつと北海道における目ぼしい補助金あるいは交付金の内容を見ましてもかなりの金額に上ること

は事実でございます。もちろん、そういう中で私も経営をきいていただいているわけでございま

す。ただ、私ども今までの補助金、特に効率的な補助金は土地改良基盤整備でございました。この土地改良基盤整備の事業費といましようか、それ

から単価とも申しましようか、それが非常に私ども考えて高いというふうに思います。それで、何かしらそれは本当に農民のための補助金が有効に動いているのか、その工事を担当した業者にかなりのウエートを占めるような形になっているのか、私どもとしてはちよつとはかり知れない面がございます。いずれにしましても、補助金が本当に補助金として農業生産とその生産に携わる農民のために十分なつておつたかといふところに疑問

がございます。

例えて言いますならば、畜産公社當農畜産基地建設事業で牛舎等施設をやつておりますが、その建設単価が非常に高いわけでござります。

牛舎の建設単価が非常に高いわけでござります。これにはもちろん建物ばかりでなくその中に必要な搾乳施設であるとか、あるいはふん尿等を屋外に搬出する施設であるとか、そういう設備も行ないます。さつと私の農協の中でその事業で工事を行つたものの中を見ますと、坪当たり三十万前後かかりております。そういう中でそういう建設事業に対する補助金等も出ているわけでございま

すけれども、これはどう考えても高過ぎるというふうに私は見ます。こうしたことから考えると、従来の補助金が本当に農民のためになつてゐるか

といふと、その割合がどのよくな形にあるかとは別に、ちょっと補助金には問題があつたんではな

いだろうか。やはりもう少し安い単価のもので十分生産を上げることができるようになれば

かつかつたかといふうに考えるわけでござります。

それから今、私どもも十分この財政事情が苦しくなつてゐるということも承知してございます。

そういうことから、実は補助が融資かといふふうに比べて考えますときに、先ほども申しましたけれども、これ以上の投資をしない、いわゆる負債をふやさない、そういう考え方でやつてきます

ときには、長期の融資と低利の資金、そして生産効果なり、あるいは酪農家の經營維持等を考えることとが、私は、この財政負担が補助金よりもむしろ少なくて一定の効果が上がるんではないかというふうに考えております。

○参考人(佐開津典生君) 今回の改正の評価でございますが、これは私の理解が間違っているかも

しれませんけれども、私は、今回の三法改正は財政負担の軽減というふうな見地からなされたもの

ではないというふうに理解したいと思います。

農林公庫資金について、資金種類が整理統合さ

れ簡素化されたとか、あるいは総合資金の貸付対象が拡大されたとか、あるいは近代化資金の資金

限度が拡大されたとか、あるいは融資の資金

非常に結構なことである、これがうまく運用されれば、あるいは財政負担はかえつて増加するので

はないかというふうに私は思いますけれども、それで私は結構であるというふうに思います。

ただ、非常にフレキシブルになつたわけでござ

りますから、先ほども申しましたけれども、農林公庫及び近代化資金の貸付けに当たります農協系統機関にはそれなりの責任が要求されるようになります。そういうことさえあれば、運用よろしきを願つております。

ただ、あわせて申し上げますならば、山村地域における人材の育成につきましては、過去から現在に至る普及指導事業の効果も大変大きかつたものと私どもは評価しております。今後、今回の改正の中でそれらのかかわりをより深く持つて、普及指導事業につきましても改めて抜本的な見直しの中で強力に推し進めていただきたいと願つております。

以上でございます。

○参考人(橋ヶ谷典次君) 燃油の高値安定、魚価の低迷等漁業經營の悪化によりまして船齢は随分古くなつておつて、そういう内容を抱えまして、やはり漁業の先行きに不安を持つてゐるというの

が実態でございます。私どもは、一日も早くこの漁業界の不況から抜け出して、それぞれが新しい船をつくりて設備投資をする日が一日も早く来る

ようになります。總じて、今の状態では、ここ一、二年の間に全面的に大きな設備をするということは不可能ではなかろうかというように考えております。

○参考人(佐開津典生君) 今回の改正の評価でござりますが、これは私の理解が間違っているかも

しれませんけれども、私は、今回の三法改正は財政負担の軽減というふうな見地からなされたもの

ではないというふうに理解したいと思います。

農林公庫資金について、資金種類が整理統合さ

れ簡素化されたとか、あるいは総合資金の貸付対象が拡大されたとか、あるいは近代化資金の資金

限度が拡大されたとか、あるいは融資の資金

非常に結構なことである、これがうまく運用されれば、あるいは財政負担はかえつて増加するので

はないかというふうに私は思いますけれども、それで私は結構であるというふうに思います。

ただ、非常にフレキシブルになつたわけでござ

りますから、先ほども申しましたけれども、農林

公庫及び近代化資金の貸付けに当たります農協

はそれなりの責任が要求されるようになります。

得れば非常にいい改正であるというふうに私は考えます。

○委員長(北修二君) 以上をもちまして参考人の方々に対する質疑を終ります。

本日は、皆様には御多忙中にもかかわりませず当委員会に御出席をいただきまして、大変貴重な御意見をお述べいただきましてまことにありがとうございました。

お札を申し上げます。

参考人の方々に一言お札を申し上げます。

本日は、皆様には御多忙中にもかかわりませず当委員会に御出席をいたしました。当委員会を代表いたしまして厚くお礼を申し上げます。

午前零時五十六分休憩

午後二時開会

○委員長(北修二君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

休憩前に引き続き、農業改良資金助成法及び農業創設特別措置特別会計法の一部を改正する法律案、農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案及び農業近代化資金助成法及び漁業近代化資金助成法の一部を改正する法律案、以上三案を便宜一括して議題として質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○菅野久光君 私は、この金融三法の質問に入る前に、前回の委員会のときにも同僚委員から質問がございましたが、今日ソ間の漁業の問題について交渉状況がどうなつてゐるのかお伺いをいたしたい、このようになります。

ただ、非常に結構なことである、これがうまく運用されれば、あるいは財政負担はかえつて増加するので

はないかというふうに私は思いますけれども、それで私は結構であるというふうに思います。

○政府委員(佐野宏哉君) お答えいたします。

日ソ漁業協力協定の交渉は第六回目の交渉が三月二十一日から始まつたわけでございますが、昨二十二日までに決着をつけることを日途として日ソ双方とも銳意最後の詰めを行つておつたのでござりますが、残念ながら昨日の段階でさらく引き継ぎ協議を要する論点が若干残りましたので、モスクワ時間二十三日の午前十時から協議が再度行わられる、そういう状態になつております。

○菅野久光君 報告することはそれだけでしようか。

○政府委員佐野宏哉君 最後に残されている論点の中身につきまして詳細を御説明することは、規制措置について、母川国側の立場と沖取り国の立場とを条文の上でどう調整するかというところが、残された論点であるというふうに御理解をいただきたいと存じます。

○菅野久光君 日ソ間での漁業の問題というのは、今の協力協定にかかる交渉だけですか。

○政府委員佐野宏哉君 政府が直接当事者となります交渉は、現在日ソ漁業協力協定の交渉が行われておりますが、それと同時に、懸案といいましては、先般の日ソ漁業委員会の際から継続案件になつておりますカニ、ツブ、エビの共同事業の問題がございます。この点につきましては、先般、四月十五日から交渉を始めるということになつておつたのでござりますが、交渉のため日本側の代表団が出発する直前になりまして、先方から急遽、日延べをしたいという連絡がございまして、その後、鋭意交渉の早期開始に向けて働きかけておりますが、残念ながら現在のところ見通しが立つておらないという状態でございます。

○菅野久光君 私は前の委員会でも、今協力協定の問題はもちろんこれは政府が担当してやらなければならぬことですが、このことに何かわつてこのカニ、ツブ、エビの問題については、今回の日ソの漁業協定の関係から言えまことに犠牲になつた業界ではないのか、だから準政府的な立場でこの交渉が円滑に進むようすべきだ、そういう配慮が必要いやないかということを私は申し上げたわけあります。

ですから、私は最初の質問でも、日ソの漁業協力協定がどうなつていてるかということではなくて、日ソ間の漁業の問題についてどうなつていてるかということを申し上げたら、やっぱりカニ、ツブ、エビは私が再々度質問して長官から出てくる。やっぱり忘れられてるんじゃないかというふう

に、私は残念ながら思ひざるを得ないわけですよ。その点は、本当に私は何回もこの委員会で指摘をして要請もしている。そしてこのカニ、ツブ、エビの問題についてはもう何回も言つてはいるわけですが、エビは既に三月から漁期入りをしていりますが、エビは盛漁期も五、六月、言えはなわけです。ツブが七月が盛漁期ということですから、まだぎりぎり間に合う、こういう状況なんです。

ですから、私は、もちろん協力協定の問題も非常に重要な問題ですが、それと同じようにこの問題も重要な問題。訪ソする直前になつてからソ連の二十日過ぎに予定されていた民間交渉は、ソ連がビザを出さない。ソ連からの情報によると、この二日後にはモスクワに呼ぶ手続をまだとつてないということが原因であるというふうにこれは北海水産といいう新聞に出てるわけですが、これについては事実でしようか。

○政府委員佐野宏哉君 お答えいたします。

○菅野久光君 極東の専門家を呼んでいないということは恐らく事実であろうと存じますが、ソ連側が交渉延期の直接の理由として述べましたことは、ソブルイブフロートの外國出張ということを理由に挙げておきました。

○菅野久光君 これが十八日に出発するのに十六日になつてから急遽ビザもおりない、だめだといふことになつたわけですよ。ですから、出発の前日になつてから突然モスクワ行きの飛行機便をキャンセルするという状況になつてゐるわけなんです。だから、協力協定の問題と同じように準政府的な立場でやつてもらいたいという、私がこの委員会で何回も言つてることを、全然意に介していないというか、忘れられているのではない

か。直前になつてから慌てるという、そういう

状況ではないのかというふうに思ひざるを得ない状況ではあります。

○政府委員佐野宏哉君 お答えいたしました。

○菅野久光君 先ほどいろいろ御指摘ございましたカニ、ツブ、エビの問題ですが、これは一応日ソ漁業協力協定の当事者としては

大日本水産業会でございますが、これはあくまで形式上の問題でございまして、日ソ漁業委員会の問題についてお伺いをいたしたいと思ひます。特

に、私は水産関係から見てどうなのかということは

が重大な責任を負うべきものであるということは私どもも痛感をしておるわけであります。した

がいまして、協議の糸口をつけるためには私どもとしてもいろいろなレベルでそれぞれ努力を行つてきたつもりでございまして、先ほど申し上げま

したように、ソ連側から突如として交渉延期といふことを申し越されたということにつきましては、私どもも大変遺憾に存じておりますが、今後

引き続き、早期に協議が開始できるよう努力をしていくつもりでござります。

○菅野久光君 先ほど申し上げましたように、カニ、ツブ、エビの問題については、もうツブを除いてはまさしくができないというような状況で、この業界における打撃は非常に大きいと思います。その打撃を受けた責任の一端はこれは政府による対策に乗り出さなきやならないということがありますから、この業界がこれからいろんな問題を抱えてそ

も私はあるというふうに思ひざるを得ませんから、この業界がこれからいろいろな問題を抱えてそ

るわけでありますから、その点については十分政

府としても心得て、対応をひとつしかりやつてもらいたいということを、この機会に申し上げておきたいと思いますし、先ほども言いましたよ

うに、くれぐれも今協力協定の問題とカニ、ツブ、エビの問題は全く一体的なものとして、今後とも手落ちのないようにやつてもらいたいということを、冒頭申し上げておきたいと思います。その点、大臣いかがですか。

○政府委員佐野宏哉君 私どもも本件交渉につ

いては、日ソ漁業委員会以来の経緯から見て、当然政府が重大な責任を持つて関与すべきものと心

得ておりますので、先生御指摘のとおり対処いた

す所存でございます。

○國務大臣佐藤守良君 菅野先生にお答へいた

ます。

○國務大臣佐藤守良君 お答えいたします。

二百海里に対しての定着化に伴いまして、沿岸漁業を中心とする我が國漁業の振興が大切である

というものが表に出でておりますけれども、我がこのように長官を含めてやつておるということを御理解願いまして、これから最も最善の努力をいたすつもりでござりますので、よろしくお願ひいたします。

○菅野久光君 それじゃ法案の関係に入つていいます。まず農林漁業金融公庫資金制度の改正の問題についてお伺いをいたしたいと思ひます。特に、私は水産関係から見てどうなのかということを、重視的に取り上げてまいりたいというふうに思ひます。

まず、農林漁業金融公庫の資金制度の改正問題であります。近年二百海里規制が年々強化される情勢にあるため、沿岸漁業に期待する声が国民の間に大変強くなっています。先日発表されました漁業白書につきましても、報道機関の社説などではほとんど例外なく沿岸漁業を重視すべきであると指摘されております。しかし、その沿岸漁業は経営規模も零細で生産性は低い。その上、高度経済成長時代に埋め立てや水質汚濁によって広大な面積の好漁場を失い、需要の強い高級魚介類の資源が概して減少する傾向にあります。養殖が盛んになりましたが、密殖あるいは魚病、自家汚染などの問題を抱えて、五十年代半ば以降生産量は頭打ちの状態にあります。栽培漁業も一応全国的に施設が整備されてきたとはいゝ、生産量の増大に大きく寄与するようになるのははるか先のことであろうというふうに思われます。

そこで、大臣にお伺いしたいのですが、大臣は施設が整備されてきたとはいゝ、生産量の増大に大きなふうに思われます。

○國務大臣佐藤守良君 お答えいたしました。

○政府委員佐野宏哉君 私どもも本件交渉につ

いては、日ソ漁業委員会以来の経緯から見て、当然政府が重大な責任を持つて関与すべきものと心

得ておりますので、先生御指摘のとおり対処いた

す所存でございます。

○國務大臣佐藤守良君 エビの問題ですが、これは一応日ソ漁業協力協定

ことは、先生の認識と同じでございます。

そんなことでございまして、たゞ沿岸漁業の經營状況について見ますと、漁業収入は魚価の低価等によりまして伸び悩んでおります。また、一方

漁業支出は、燃油価格の高水準での推移、減価償却の増加等の影響もあってその抑制を図ることは困難であり、沿岸漁業経営をめぐる環境には厳しいものがございます。このため、沿岸漁業の振興を図るために、沿岸漁場の整備開発、栽培漁業の振興等、つくり育てる漁業の推進、沖合漁業を含めた漁業生産及び水産物流通の基地である漁港の整備等、各種の施策の展開により我が国周辺水域の漁業振興に努めてまいりたいと考えております。

○菅野久光君 大臣も広島でございますから、十分その点はおわかりだというふうに思います。沿岸漁業を振興していきたいという大臣の熱意はよくわかりました。しかし、大臣が所信表明でも挙げておられた沿岸漁業者の期待を集めている栽培漁業は、大臣も御存じだと思いますが、瀬戸内海で始められたものなわけですね。当時、魚介類の産卵場もあり幼稚魚の生育場でもある藻場が、埋め立てや水質汚濁によって大量に喪失をした。クルマエビなどの高級魚介類が急速に減少してきていたため、人為的に資源を補給する目的で始めたものであるわけです。埋め立てや水質汚濁によって失われた漁獲量は、年間数十万トンにも上るとの説もあります。一たん漁場を喪失してしまえば、栽培漁業などに膨大な投資をしても、漁獲量をもとに戻すのは容易なことではありません。何といっても、行政がまず第一にしなければならないのは、沿岸漁場を確保すること、特にきれいな自然環境を持つた藻場を確保すること、これだというふうに私は思っています。広々とした好漁場を埋め立てて、そこに汚水を流す企業が進出し、片隅に追いやりられた漁業が息えんなんといった状態で栽培漁業や魚礁の投入をやっている。これでは、沿岸漁業の振興も何もあつたものではないというふうに思います。

漁業支出は、確かにかつてほどではなくなりました。東京湾では確かにかっこなくなつた魚介類が姿を見せ始めを図るために、沿岸漁場の整備開発、栽培漁業の振興等、ひどくいろいろな公害規制基準の緩和を求める声が強くなってきております。行政もそれにこたえるような姿勢が見えるようと思うので、それを心配して私は申し上げるわけであります。大臣、いかがでしようか、これ以上は絶対に沿岸漁場は失わせないというかたい決意でこの沿岸漁業の振興に取り組んでいただきたいというふうに思いますが、ここでその決意をひとつ表明をしていただきたい、このように思います。

○政府委員(佐野宏哉君) お答えいたします。

先生ただいまお話をございましたように、ともかく最近はせつから東京湾にも魚が帰ってくるという御指摘がございましたように、水質規制などの効果がようやくあらわれてきており、このような趨勢において、先生御懸念のよう、このような趨勢を企業サイドに立った規制緩和のために逆戻りさせられるのではないかという御心配についてございますが、私どもとしては断じてさよなことがあつてはならないという決意で対処する所存でございます。

○菅野久光君

これは農林水産省あるいは水産庁で断じてそうさせないということを言つても、どうも行政というのはやっぱり縦割りなんですね。どうか知らないところで公害規制が緩和されたり、いろいろこういったよなことが起こされる。そういう意味では、やはり横の連絡を密にして、環境あるいは通産省あたりも含めて、いかに沿岸の漁場を守るかということでこれからしっかりと取り組んでいっていただきたい、このことを申し上げておきたいと思います。事務当局も、今申し上げましたようなことを常に関心を持ちながら、最大限の努力をしていただきたいと思います。

さて、沿岸漁業の経営でありますと、最初に申し上げたとおり、大変零細な経営まあ経営とい

なせ私が今さらこんなことを申し上げるかといいますと、近年、沿岸海域の埋め立てや水質汚濁は確かにかつてほどではなくなりました。東京湾でさえ、ひとくろいなくなつた魚介類が姿を見せ始めたという話を聞きます。しかし、その一方で、大企業などからいろいろな公害規制基準の緩和を求める声が強くなってきております。行政もそれにこたえるような姿勢が見えるよう思うので、それを心配して私は申し上げるわけであります。大臣、いかがでしようか、これ以上は絶対に沿岸漁場は失わせないというかたい決意でこの沿岸漁業の振興に取り組んでいただきたいというふうに思いますが、ここでその決意をひとつ表明をしていただきたい、このように思います。

○政府委員(佐野宏哉君)

お答えいたします。

第一次、第二次と引き続いて実施をしてまいりましたが、五十四年度から総事業費約二千億の計画で、ねらいといたしましては漁業資源の培養、資源管理型漁業の推進、沿岸漁業の担い手の育成を企画として立った規制緩和のために逆戻りさせることを目標にして、新沿岸漁業構造改善事業を実施しているところでございます。

この事業に基づきまして具体的にどういう仕事を行われておるかということでございますが、増養殖場の整備でござりますとか、荷さばき場、共同作業場等漁業近代化施設の整備あるいは漁村センターの設置等の漁村の環境整備のための事業、これら事業を総合的に実施をしておるわけでござります。それで、沿岸漁業構造改善事業は漁港の事業でござりますとか、あるいは沿岸漁場整備事業、あるいは水産物の流通拠点整備事業、これらの事業と一緒に一体をなして沿岸漁業振興のための重要な一翼を担うものというふうに位置づけられておるわけでございます。

○菅野久光君

五十八年度においての件数、それから金額、それをおっしゃつていただきたいと思

います。

○政府委員(佐野宏哉君) お答えいたします。

五十八年度について見ますと、補助残融資が一千六百万、それから非補助の融資が百六十億三千七百万でございます。それで、非補助の融資百六十億三千七百万のうち百十四億一千万が漁船の建造、改修等に充当された資金でございます。それからそのほかに、海面養殖施設のために融資されましたものが三十二億四千二百萬、漁具が七億三千九百万、それから漁船漁業用施設、漁場改良造成設施が合わせて六億四千六百万という内訳になつております。

○菅野久光君 沿岸漁業構造改善事業推進資金は補助残融資が六件四千六百万円、今お話をありますですね、それを除いてすべて非補助の三分五厘資金だと思いますが、これは間違ひございませんね。

大変重要な地位を占めているわけですが、それで沿岸漁業構造改善事業に対して農林漁業金融公庫資金はどのような役割を果たしてきたか、御説明をいただきたい。

○政府委員(佐野宏哉君) 一つは、沿岸漁業構造改善事業推進資金は、沿岸漁業構造改善事業の補助事業につきましてその目的を達成するための補助残融資として融資をされているものと、それから非補助事業に対する融資との二本立てになつております。

それで、補助残融資につきましては、先ほど補助事業としてどういうものをつくつておるかといふことを申し上げましたので、そういうものの補助裏に当てられているのであるということでござりますが、非補助事業につきましては、これは補助対象とならない個別経営の小型漁船でございまして、それから豊かで活力のある漁村の創出といふことを目標にして、新沿岸漁業構造改善事業を実施しているところでございます。

この事業に基づきまして具体的にどういう仕事を行なわれておるかということでございますが、増養殖場の整備でござりますとか、荷さばき場、共同作業場等漁業近代化施設の整備あるいは漁村センターの設置等の漁村の環境整備のための事業、これら事業を総合的に実施をしておるわけでござります。それで、沿岸漁業構造改善事業は漁港の事業でござりますとか、あるいは沿岸漁場整備事業、あるいは水産物の流通拠点整備事業、これらの事業と一緒に一体をなして沿岸漁業振興のための重要な一翼を担うものというふうに位置づけられておるわけでございます。

○菅野久光君

五十八年度においての件数、それから金額、それをおっしゃつていただきたいと思

います。

○政府委員(佐野宏哉君) お答えいたします。

五十八年度について見ますと、補助残融資が一千六百万、それから非補助の融資が百六十億三千七百万でございます。それで、非補助の融資百六十億三千七百万のうち百十四億一千万が漁船の建造、改修等に充当された資金でございます。それからそのほかに、海面養殖施設のために融資されましたものが三十二億四千二百萬、漁具が七億三千九百万、それから漁船漁業用施設、漁場改良造成設施が合わせて六億四千六百万という内訳になつております。

○政府委員(佐野宏哉君) 御指摘のとおりでござ
ります。

○菅野久光君 現在、國民世論とも言つべき沿岸漁業振興のための対策の中について、構造改善事業は極めて重要な地位を占め、そしてこの事業は

したがいまして、今般の見直しに当たりましても三・五%の金利の資金であるという基本はこれをあくまでも維持しつつ、効率的利用という見地から見て構造政策の方向に即した重点化を図るということにしてございまして、具体的に申しますと事業の内容、漁業者の負担の程度等を種々勘案をいたしまして、本資金のおおむね一割程度を新たな金利水準とするということにいたしましたわけでございまして、これによりまして構造改善事業の推進に悪影響を及ぼすことにはならないというふうに考えておる次第でございます。

○菅野久光君 片方では沿岸漁業を振興しなきやならぬと言つて、片方ではこのように利率を今度

○菅野久光君 配慮のその仕方が違うんじゃないでしようか。経営の規模が小さいところには高い金利、経営の規模の大きいところには安い金利、それで本当に改善ということになるのでしょうか。同じ百万円でも規模によって違うわけでしょうか。経営の規模の小さいところは百万円というのは大金ですよ。経営の規模の大きいところは、一百万円といつてもそれほど大したものではないかもしない。経営規模の小さいところにしわ寄せをするようなこういう改悪、我々で言えば改悪でするよ、それをなせしょーとするのですか。どうも納得いきませんね、そのところが。しかし、あなたたちがそれを提案しているわけですが、百

○政府委員〔佐野宏哉君〕 これはまず沿岸漁業構造改善推進資金という以前に、現下の厳しい財政事情のもとで、公庫資金全体につきまして効率的な利用を図るという見地から見直しが行われるわけでございまして、そういう中で効率化・重点化を志向して今回御審議を賜つておるようなことに相なつておるわけであります。それで、沿岸漁業構造改善事業推進資金につきましてもそういう見直しのらち外にはあり得ない、そういう事情がございます。そういう中で、沿岸漁業構造改善事業が沿岸漁業振興上極めて重要な施策であるということにいたしまして、この見直しに対処をするといふことにいたしたわけでござります。

かるような説明にはなっていない。もう一度わからるよう、あの沿岸の漁民の人たちにもわかるようにひとつ答弁をしていただきたい、このように思います。

○政府委員(佐野宏哉君) 今お答えしたことは、別の角度から申し上げますと、五%の金利にする部分といいますのは、私どもが現在考えておりますのは、事業費百万円未満のものにつきまして、事業の円滑な推進と漁業振興という見地から見て、その範囲であればということとて五%の金利を適用するということを考えておるわけでございまして、この程度の手直しは、これによつて漁家の投資意欲を損ねるということはないよう十分に配慮したものであるというふうに考えておるわけあります。

○菅野久光君 私は、勘違いでも何でもありませんよ。漁業の実際の状況の中で、百万円以下の金を借りる企業体というのは私はそうないと思うんですね。規模の小さい零細企業が多いのではないかというふうに思っています。そういうことで私は言つていいわけですから、取り違えでも何でもございませんから、その点はひとつ踏まえて大臣のお答えをいただきたいと思います。

○国務大臣(佐藤守良君) 今お話を聞いておりますとして、実は私、これはやっぱり三・五%の資金の制度を維持しながら、事業の内容とか事業者の負担の程度等、種々勘査して一割ぐらいを五%金利にしたということでござります。したがって、私率直に言いますと、農林漁業金融公庫の資金のうち

○菅野久光君 私は、勘違いでも何でもありません
臣どのようにお考えでしようか。
○政府委員(佐野宏哉君) まず、ちょっと私のお
答えの仕方が悪かったのかもしれません、私が
先ほど申し上げましたのは、漁業経営の規模に
よつて差をつけるということは私は申し上げな
かつたつもりでございまして、行き違いがありま
したら御容赦いただきたいと思います。百万円
云々というふうに申し上げましたのは事業費の相
模でございまして、経営規模ではございませんの
で、経営規模の小さい人に高い金利を課すとい
ういう趣旨ではございませんので、何かの行き
違いであろうと思いますが、お許しをいただきた
いと存じます。

ただ、貸付金額全体から見ますと百六十億ほど
の貸付金額でござりますが、連年の数字は私今
ちょっと手元に持つておりますが、五十八年に
ついて申しますと一億五千三百万というよつた金額
で、百万円以下の貸し付けの金額の比率というのは
非常に小そうございます。農業に比べると水
産の方が、一件当たりの貸付金額が大きい分布にな
っております。

○菅野久光君 今もお話しのように、百万円以下
というのは五十八年度は二百九件ですね。三分五
厘にしたからといって、五分にしなくとも大した
ものじゃないんじやないですか。だから一見、
三・五%資金を5%に上げたということによつて

○菅野久光君 おかしいじやないですか。
それじやお尋ねします。百万円以下の件数とい
うのは一体どのくらいあるんですか。五十九年度
で計が出てるか、あるいは五十八年度のでも結
構ですけれども。
○政府委員(後藤康夫君) 農、林、水と構造改善
関係の公庫融資がございますが、そのうち、いわゆ
る標準三分五厘を持っておりますのは農と漁でござ
います。実は、農業に比べますと漁業の方が一
件当たりの貸付金額が平均的に多くございます。
五十八年の融資実績が私の手元にございます
が、この融資実績、単年度でございますが、これで
申しますと年間で二千百件ばかりの貸し出しが三
分五厘について行われております。そのうち一
百九件が百万円以下でございます。

は逆に上げていく。今の沿岸漁業は先ほども言いつつ、

万円未満の貸し付け、ここのこところは私は大変困
題だと思います。総額としてはそう大きなものに
ならないかもしれない。しかし、このような少額
の融資を受ける経営こそ、先ほどから申し上げて
おりますように、本当に零細な経営が多いはずなもの
なんです。だからこそ、この金利負担能力、それは低少額
の場合が多いと思うのですね。だれが考えてみて
もそうです。いわば、弱い経営の負担を大きくす
ることで財政当局の要求にこたえようとしている
のではないかというふうに私は思われるを得ない
のです。

今、私と水産庁長官とのやりとりを聞いて、士
臣どのようにお考えでしょうか。

○政府委員(佐野宏哉君) まず、ちょっと私のお
答えの仕方が悪かったのかもしれません、私がさ
らに申し上げましたのは、漁業経営の規模に
よって差をつけるということは私は申し上げな
かつたつもりでございまして、行き違いがありま
したら御容赦いただきたいと思います。百万円
云々というふうに申し上げましたのは事業費の規
模でございまして、経営規模ではございませんの
で、経営規模の小さい人に高い金利を課すという
そういう趣旨ではございませんので、何かの行き
違いであろうと思いますが、お許しをいただきたい
いと存じます。

○菅野久光君 私は、勘違いでも何でもありません
ん。漁業の実際の状況の中で、百万円以下の金を借
借りる企業体というのは私はそうないと思うんで
すよ。規模の小さい零細企業が多いのではないか
というふうに思うんです。そういうことで私は
言っているわけですから、取り違えでも何でもござ
いませんから、その点はひとつ踏まえて大臣の
お答えをいただきたいと思います。

○国務大臣(佐藤守良君) 今お話を聞いておりま
して、実は私、これはやっぱり三・五%の資金の制
度を維持しながら、事業の内容とか事業者の負担
の程度等、種々勘査して一割ぐらいを五%金利に
直に言いますと、農林漁業金融公庫の資金のうち

大体一千万以上というものが六割から七割だと思います。そういう形の中では、やっぱり金利負担を軽くする、そして、百万円以下については5%なら若干いいんじゃないか、こんな感じでされたとうな感じがするのでござります。

そんなことで、百万円で5%というのは、もちろん三・五%ですと一万五千円年間下がるわけでも、かなり大きい負担になるかと思いますが、一千万以上の三・五%ということを考えれば、まあその程度の負担には耐え得るんじやないか、こんな感じがしておるわけでござります。

○菅野久光君 おかしいじやないですか。

それじやお尋ねします。百万円以下の件数といふのは一体どのくらいあるんですか。五十九年度で計が出てるか、あるいは五十八年度のでも結構ですけれども。

○政府委員(後藤康夫君) 農、林、水と構造改善関係の公庫融資がございますが、そのうち、いわゆる標準三分五厘を持つておりますのは農と漁でございます。実は、農業に比べますと漁業の方が一件当たりの貸付金額が平均的に多くございます。五十八年の融資実績が私の手元にございますが、この融資実績、単年度でございますが、これで申しますと年間で二千百件ばかりの貸し出しが三分五厘について行われております。そのうち二百九件が百万円以下でござります。

ただ、貸付金額全体から見ますと百六十億ほどの貸付金額でございますが、連年の数字は私どもによつて手元に持っておりますが、五十八年について申しますと一億五千三百万というような金額で、百万円以下の貸し付けの金額の比率といふのは非常に小そうございます。農業に比べると水産の方が、一件当たりの貸付金額が大きい分布になつております。

○菅野久光君 今もお話しのように、百万円以下のものは五十八年度は二百九件ですね。三分五厘にしたからといって、五分にしなくとも大したものじゃないんじやないです。だから、一見三・五%資金を5%に上げたということによつて

財政当局にこういう改善をしましたという見せる数字、そういうふうに私は思われるを得ないわけですよ。何ですか、一体これは。だから、私はさつきから言っているように、百円未満の貸し付けを受ける漁家というのは本当に零細な漁家だと思うんですよ。弱い者いじめだ、これでは。今いじめと同じじゃないですか、これは。教育臨調がいろいろやっていますけれども、いじめの問題が問題になっている。政府自体が弱い者いじめをするようなこういうことをなぜやろうとしているんですか。どうしても私はここどころは納得いかない。いかがですか。

○政府委員(後藤康夫君) 今回の制度改正全体の見直しの中で、無利子資金でございます改良資金の再編拡充でございますとか近代化資金の限度のアップ、あるいはまた公庫資金の貸付対象の拡大等各種の内容の充実を行いますと同時に、三分五厘資金につきまして構造政策等の推進の方向に即した重点化を図るということをいたしたわけでございます。

その中で、公庫の補給金が年々増大していると

いうような状況の中で、財政当局からは、例えば

三分五厘資金を全部見直せというような話、その他いろいろあつたわけでございますが、私どもやは

り構造政策の基本にかかる融資制度だとい

うことで三分五厘の基本はあくまでも維持をした

い、そういった中で重点化ということで、事業の内

容なり農林漁業者の負担の程度といったような

ものも勘案をいたしまして、先ほどお話を出て

おりますように、もともと構造改善事業の非補助

の資金と申しますのは、農業の分野で申しますと、

農機具でございますとか施設でございますとか、農業近代化資金と貸付対象が同じようなものでござります。

これをなぜ三分五厘資金にいたしたかと申しますと、一定の年次化計画に従ってかなり集中的に投資をする、そういたしますと、やっぱり償還の負担も投資が大きな金額を集中的にやることによ

りまして大きくなるので、貸付金利もやはり三分五厘を特に必要とするというふうなことで設けられたという経緯があつたわけでござりますが、そういう観点から、やはりこの重点化を図るという際に、一つ百万円というような事業規模のところで線を引きまして、それ未満のものにつきましては先ほど申しましたように、この構造改善事業推進の三分五厘をつくりましたときの当初の必要性と申しますか、集中的にかつ一つの地域を面的に整備するため集中的な投資をやるというための負担の軽減という趣旨を生かしながら重点化を図るということで、これをやります場合は農業も漁業もやはり同じ考え方でバランスをとつてやっていく必要があるだろうということで、今回のような改正を考えたわけでございます。

ただ、先ほどちょっと申し上げましたように、農業に比べますと漁業の方が百万円未満の貸付件数では一割でございますが、金額では農業に比べますと百万円以下の占めるウエートというのは少しありますが、どういうふうに説明をしてもらおうございますので、そういう意味では沿岸漁業構造改善資金の方が影響については小さいだろうと、こういうふうに見ております。

○菅野久光君 いろいろ時間を稼がれると困るわけであります、どういうふうに説明をしてもらおうございますが、これはやつぱり説明のできないことですね。大臣も

うん、うんと、こう言っておりますけれども、もう本当に財政当局に農林水産省当局としてはこういふ努力をしましたという見せるためのこれはやり方だ、それ以外の何物でもない、言ってみれば経済局長も泣い顔をしておりますけれども、もうそろそろしかやつぱり思われない。しかも、このやられることが、私は零細經營に対するやつぱり圧力になる。例えば月収二十万の人が五万円借りるのと、月収五十万の人が五万円借りるのとははるかに違うわけですね。それと同じじゃないですか、これは。

だから私は、こういうことで本当にわざかな金額を財政当局に額向けるために一步踏み込む、このことが次にはさらに大きな改悪につな

がっていくんじゃないか。今回は辛うじて百万円以下というところに線を置いてということであることはないかというふうに私は心配をするわけでもうこれ以上は絶対そういうことはないんではないかというふうに言い切れますか。大臣、どうですか。

○國務大臣(佐藤守良君) お答えいたします。

今、御指摘のようなことで、実は今度の場合も

經濟局長と水産府長官が答弁したようなことで構

造政策の方向に持つていつたわけですが、基本的に

は財政当局が5%に全部しちゃうと、こんな話

もあつたのをやつと三・五を維持し残した、こう

いうようなことでございまして、そういう点もこ

のように御理解をお願いしたいと思うわけござ

ります。

今、点につきましては今後最善の努力をいたし

たい、このように考えております。

○菅野久光君 だんだんやつぱり本

当のところが出てくるので、私がいろいろ指摘

をしたような理由で、私は今回の本当に零細など

ころをいじめるようなこういうやり方については

何としても納得ができないし、反対せざるを得な

いというふうに思います。

要約すれば、まず第一に、国民的課題とも言うべきこの沿岸漁業の振興の足を引っ張るものであ

る、そして第二に、弱者にしわ寄せしようとする

ものであること、第三に、この改悪がさらに大き

な改悪の呼び水となるおそれが強い、この三点で

あります。どうですか大臣、私の考えは間違つて

いますか。杞憂にすぎないというふうにお思いで

しょうか。杞憂にすぎないというのであればそれ

はそれでいいのですが、そういうことを大臣に言ひ切れる自信がおありでしようか。沿岸漁

業の振興のためには、むしろこの非補助資金につ

いてより借りやすいように、より拡充する方向で

検討することこそ緊急に必要とされているのでは

ないでしょうか。ひとつ大臣の腹藏のない御意見

をお聞かせいただきたいと思います。

○國務大臣(佐藤守良君) 沿岸漁業の重要性につ

いてはもう同じ認識でございまして、私は三分五厘資金につきましてはこの制度を維持、堅持する

ために最善の努力をいたしたい、このように考へております。

○菅野久光君 最善の最善のというのは、いつも

最善なわけですけれども、それが最善でなくて最悪の状況にいろんなものがなってくることを私は

本当に心配をいたします。

次に、漁業近代化資金制度の改正の問題につい

て若干御質問を申し上げたいと思います。

漁業近代化資金の貸付限度額を二倍に引き上げることとしていますが、私はこの倍率に疑問を感じます。

そこで、まずこの二倍に引き上げる理由を明らかにしてもらいたいというふうに思いました。

今、御指摘のようなことで、実は今度の場合も

經濟局長と水産府長官が答弁したようなことで構

造政策の方に向っていつたわけですが、基本的に

は財政当局が5%に全部しちゃうと、こんな話

もあつたのをやつと三・五を維持し残した、こう

いうようなことでございまして、そういう点もこ

のように御理解をお願いしたいと思うわけござ

ります。

○政府委員(佐藤守良君) お答えいたします。

前回、貸付限度の引き上げを行いましたのは四

十九年度でございまして、それ以来十カ年たつて

おるわけでござりますが、この間、主な融資対象施設がどの程度値上がりをしておるかというのを見ますと、前回の四十九年度を一〇〇とした

しますと、五十八年度で漁船が一八八、それから

漁船漁具保管修理施設が二一八、養殖用の施設が

二三五、それから養殖用の種苗、これの放流育成が一六九ということで、おおむね二倍前後という

ことでござります。それから漁業用生産資材につ

いて卸売物価で見ますと、やはりこれも十年間で

二倍前後ということでござりますので、これを勘

案いたしまして二倍ということにいたしたわけで

ございます。

○菅野久光君 物価の動向がおおむね二倍ぐら

になつてているということで二倍に端的に言えばし

たということだと思いますが、業界からはもつと

大幅な引き上げ要求が出ていたというふうに思

ますが、どうでしようか。

それから、漁船の建造費は既に現在でも改正後

の限度額を上回っているのがかなり見られる

聞きますし、これからもまた建造費がどんどん上がっていくのではないかというふうに思います。さらに、大臣特認の件数の割合が漁業近代化資金の場合、農業近代化資金よりもかなり大きなものになつていて、私はもう間違いないでしょか。お伺いいたします。

○政府委員(佐野宏哉君) 貸付限度額の引き上げ幅につきましては、これは法律案を準備いたしま

す段階で漁業関係の団体の皆さんとも十分御相談をしたつもりでございますが、二倍ということでは特に異論はなかつたと承知をいたしております。

それから特認件数につきましては、五十八年度の例で見ますと百五十七件ございまして、これは全体の一・二七%でございます。それで農業の場合が特認が〇・三八%でございますから、先生御指摘のよう、確かに農業に比べれば多いことは多いのでございますが、一・二七%というのにはペーセント自体としては非常に低い、百五十七件というの物件数としては非常に低い件数でございますし、それから今回二倍に引き上げましたことによりまして、従来特認という手段を使わなければならなかつたケースの大部分はこれで限度内におさまりますので、その点では特に御迷惑をかけることはあるまいというふうに考えておる次第でございます。

それから、漁船につきまして、一部の漁船につきましては二倍に引き上げた後も貸付限度でその資金需要に対応できないという場合があり得ようとは存じますが、これにつきましては、大臣特認制度の適切な運用で対処してまいりたいというふうに思つておる次第でございます。

○菅野久光君 実際に、船の中ではもうはるかに二倍に引き上げた限度額を超えているものがある。それは特認で何とかやるんだというようなお話をありますけれども、しかしこれも限度額といふのは法律事項ですね。そう簡単にたびたび変えるなんということにはならないわけですよ。それがもう今でさえも、特認事項でやらなきゃならないという船がたくさんやつぱりあるというふうに

思うわけです。そういう点から言えば、そう法改正というのはたびたびできるものではないから、ある程度ゆとりのある限度額にしておくべきではないかというふうに思うんです。どうでしょか、そういう考え方。私は常識的にはそうあるべきだといつふうに思うんですが、それでもなおかつ二倍でなきやならぬというその理由、含めてひとつお答えいただきたい。

○政府委員(佐野宏哉君) お答えいたします。

漁業近代化資金の場合には、何と申しますか漁業系統金融機関が融資機関になつておりますと、率直に申し上げまして決して多々ますます弁するというふうに言えるような実力があるわけでは必ずしもございませんし、それからこういう利子補給制度の利益を特定の人があの程度享受するかということにつきましては、おのずとある種の限界があつてしまるべきものであるようにも存じますので、実体的に御迷惑をかけるつもりは全くございませんが、融資限度の引き上げにはやはりある種の節度はあるべきものであつて、多ければ多いほどよいというふうには必ずしも私どもの立場としては思いにくい事情もあるということを御賢察いただきたいと思います。

○菅野久光君 何か、二倍以上にしたら返すとき

に困るから、二倍ということにとどめたというような気持ちがありますか。

○政府委員(佐野宏哉君) 資金をお借りになる側

の問題として私は申し上げたつもりはございませんので、先生御指摘のよう、迅速に手続をとり御迷惑をかけないようになりますが、この

度大口融資ができるかということについて、そういう意味での実力について、漁業協同組合の場合には私どもある程度保守的な気持ちが働くこと

はやむを得ない事情があるということを申し上げたのでございます。

○菅野久光君 私も幾つかの漁協を回つて実際にいろいろとお話を聞いています、お金を使いたいものをどうやって返すかということで、皆さ

ん大変苦労しているわけですよ。ですから、私は

この限度額を二倍に引き上げて、それでもなおか

つ建造費が足りない、足りない分はどこからまた別に借りてこなければならぬというようなこ

と、あるいはそれは特認ということでそういう制

度があるからこれはそこを使えばいいと。しかし、これはあくまでも例外なんですね。例外なんです。

だから、当然その手続をするのに手間も時間もかかるわけです。やはり基本は、ゆとりのある限度額を定めておくことだというふうに思っています。やむを得ず特認制度を活用する場合は、できだけこの手続を簡素にして、余り時間をかける

だけこの手續を簡素にして、余り時間をかけないで済むように制度を運用すべきだというふうに思つてます。水産庁当局はどうでしょうか、漁業者の方々のこういう期待にこたえていく考えはおりでしょか、お伺いいたします。

○政府委員(佐野宏哉君) 先ほど申し上げたこと

でございますが、私どもとしては五十八年度の例で見まして百五十七件の特認がございますが、こ

の大半は今回の二倍の引き上げによって特認と

いう手続を今後要しなくなるものというふうに考

えておりまして、そういう意味で私どもはます適切なゆとりは見ているつもりであります。

それから、それにもかかわらず限度につかえる

ということもあり得ないわけではございません

が、その場合につきましては、借り受けに御迷惑をかけることが私どもの本意ではございません

うな気持ちがありますか。

○政府委員(佐野宏哉君) 資金をお借りになる側

の問題として私は申し上げたつもりはございませんので、先生御指摘のよう、迅速に手続をとり御迷惑をかけないようになりますが、この

度大口融資ができるかということについて、そういう意味での実力について、漁業協同組合の場合には私どもある程度保守的な気持ちが働くこと

はやむを得ない事情があるということを申し上げたのでございます。

○菅野久光君 私も幾つかの漁協を回つて実際にいろいろとお話を聞いています、お金を使いたいものをどうやって返すかということで、皆さ

ん大変苦労しているわけですよ。ですから、私は

○政府委員(佐野宏哉君) この地域漁業総合整備資

金制度と申しますのは、実は六十年度から新しく私どもが手がけたいと思つております活力ある漁村の形成のための新規の事業が三つございました

て、その中の一つをなすものでございます。

それで、三つの事業と申しますのは、一つは、沿岸地域活性化緊急対策事業、それから三番目に、

ただいまお尋ねのございます地域漁業総合整備資

金制度でございます。

この三つの事業を通じまして私どもがねらつて

おりますのは、二百海里時代の到来に伴いまして沿岸漁業の重要性が一段と高まっておるわけでござりますが、その沿岸漁業の中で、やはり資源と漁獲努力との間のアンバランスというのが非常に

顕著に見られるという認識に立つておるわけでござります。従来であれば、一昔前に申されておりましたように沿岸から沖合へ、沖合から遠洋へと

いう形でそういうアンバランスが処理されておつたわけでありますけれども、二百海里時代という

のは、そういう形でアンバランスが処理され得る

時代ではないということが認識の基調でございました。

そういう中で、今後の行き方としては、当然漁業者集団の話し合いによって地域の実情に即した

営漁計画づくりを推進してもらいたい。そこで、端的に資源管理型漁業どんづばりというわけには

まいりますまいが、資源管理型漁業の前提になつておりますよつた物の考え方と、その営漁計画

の中に入り込んでいただいて、その営漁計画づくりを進めていくということを考えておるわけであります。

それで、沿岸地域活性化緊急対策事業と申しま

すのは、それにこたえるハード面の事業でございまして、地域漁業総合整備資金制度といふのは、

それに對して漁業近代化資金を特利で融資をする

ことによつて金融面からサポートする、そういう関係に相なつておるわけであります。

したがいまして、地域漁業総合整備計画は、こ

の資金制度によりまして漁業者集団が漁場の自主的な管理を図ることを基本として、地域の漁業者の話し合いによって今後のその地域の漁業の持つて行き方について計画をつくっていただくこととございまして、詳細は現在煮詰めておる段階でございますが、漁場利用の適正化、水産資源の維持増大、就業機会の拡大等につながることを盛り込んでいただくということを考えておるわけでございます。

○菅野久光君 この計画は漁業者集団が作成することになつていますが、その漁業者集団、この場合は漁協になるというふうに思いますが、このような計画の作成やその計画に沿った事業の推進には必ずしもなれていないと、いうふうに思うんです。そこで、適切な指導が必要だというふうに思いますが、主にその指導にはどの機関を当てるのを考えておられるのか、お尋ねをしたいというふうに思います。特に、地域の実態を踏まえて現状を改善するための計画づくりは、決して易いものではないというふうに思われますので、お尋ねするわけであります。

○政府委員(佐野宏哉君) 計画づくりは、私どもが考えておりますのは漁協などが中心になつて地域の漁業者集団が自主的に策定をするということを考えておるわけでありますか、先生御指摘のように、この指導体制ということが重要な問題であるということは、私どももそのように認識をしております。この点も現在詰めている段階でございますが、私どもが考えておりますのは、都道府県が水産業の改良普及組織を活用しながら、市町村、漁協などと協力をして指導をしていく、そういう体制をつくつてほしいというふうに考えておるわけでございます。

○菅野久光君 そこで、本年度は百地域を考えいるようですが、その対象地区の選定基準は何を主眼としておられるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○政府委員(佐野宏哉君) お答えいたします。ただいま申し上げましたように、活力ある漁村

の形成のための三つの事業とあるわけでございまして、したがいまして地域漁業総合整備資金制度を使つていただく対象の地区としては、先ほど申し上げました計画営漁推進事業、これを実施してくださつておる地区を選んでいくということを考えておるわけでございますが、これも詳細につきましては現在詰めを行つておる段階でございます。

○菅野久光君 近年、漁村の老齢化が加速度的に進んでおります。漁業者の半数近くは五十歳以上のおうですが、老人漁家対策はこの計画の内容には入つてこないのでしょうか。どうでしよう。

○政府委員(佐野宏哉君) 先ほど申し上げましたように、私ども現在の段階で計画に盛り込むべき事項の詳細を決めてしまつたわけではございませんが、私ども現在考えておりましたところでは、その地域の漁業者の皆さん方がその地域の漁業の活性化のためにこなうことはぜひやらなければいけないというふうにお考えになる事項は、私どもは計画に盛り込んでいたくべき事項として門戸を閉ざすというつもりは今のところ考えておりません。

○菅野久光君 近代化資金には特利が適用されないというふうにお考えになる事項は、私どもは計画に盛り込んでいたくべき事項として門戸を閉ざすというつもりは今のところ考えておりません。

○政府委員(佐野宏哉君) 私が今申し上げましたのは、仮に公庫資金に特利があつたとしても、その公庫資金を借りておつくりになるようないふんな施設その他は大部分は漁業近代化資金でも融資をすることができますので、特利のついている漁業近代化資金をお使いいただければ、特利という点については、公庫資金が特利の対象にならないからといって御迷惑をかけずに済むものが大部分であるという事情にあるということを申し上げたわけでございます。

○菅野久光君 経済局長、地域農業総合整備資金

きましては、現在その重点化が課題の一つとなつておりますような現状のもとで、公庫資金に特利を設けるということが困難であったということにつきましては御理解をいただきたいと思う次第でございます。

今回、特利の対象とならなかつた公庫資金のおむね同じような目的の資金を融通することができることになつておりますし、それからまた、基础设施設資金につきましては、漁業近代化資金の一

回も同じような目的の資金を融通することがでございます。

○菅野久光君 それで御理解をいただきたいと思う次第でございます。

○菅野久光君 たつた、「農」と「漁」という字が違うだけなんですよ。片方は地域漁業総合整備資金、片方は地域農業総合整備資金なんです。片方では公庫の資金の特利を適用する、片方は適用できない、しない。どうしてこんな紛らわしいことをするんですか。おかしいと思いませんか。いや、いろんな理由づけ、いろいろ言いわけをされておられますても、どう考えてみても、しかしこれはわざりづらいことはないんでしょうか。どうしてこんな紛らわしい形にしたのでしょうか。どうですか、大臣、本資金にも公庫資金特利の適用を検討してもらいたいというのが、いわば関係者の一致した願いだというふうに思いますが、その方向でこれを検討願えないのでしょうか。

○政府委員(佐野宏哉君) お答えいたします。まず、もともと漁業近代化資金には特利というものが從来ございませんで、それで農業近代化資金の方にはあつたわけでございます。ですから、特利の有無という点について申しますれば、從来は農業近代化資金に特利があつて漁業近代化資金には特利がないという関係があつたわけでございまして、今回、漁業近代化資金について特利を設けて、そういう意味では、漁業近代化資金が農業近代化資金と同じスタイルになつたわけでございました。そのため、今回の改正は、農業と漁業につきまして、今まで差別待遇をするという趣旨のものではなくて、從来存在した格差を埋めて、漁業近代化資金を農業近代化資金にレベルを合わせたわけでございました。そういう意味では、從来漁業の側が不利といふ言葉を使うのがどうか、使うことの當否につい

きましては、現在その重点化が課題の一つとなつておりますような現状のもとで、公庫資金に特利を設けるということが困難であったということにつきましては御理解をいただきたいと思う次第でございます。

○菅野久光君 これは何と申しますよ。ところが、地域漁業総合整備資金制度には公庫資金の特利は適用されるとのこととござりますが、これで特利は適用されない。バランスを欠いていいというふうに思いませんか。

○政府委員(佐野宏哉君) これは何と申しますよ。まず、もともと漁業近代化資金には特利というものが從来ございませんで、それで農業近代化資金の方にはあつたわけでございます。ですから、特利の有無という点について申しますれば、從来

は農業近代化資金に特利があつて漁業近代化資金には特利がないという関係があつたわけでございまして、今回、漁業近代化資金について特利を設けて、そういう意味では、漁業近代化資金が農業近代化資金と同じスタイルになつたわけでございました。そのため、今回の改正は、農業と漁業につきまして、今まで差別待遇をするという趣旨のものではなくて、從来存在した格差を埋めて、漁業近代化資金を農業近代化資金にレベルを合わせたわけでございました。そういう意味では、從来漁業の側が不利といふ言葉を使うのがどうか、使うことの當否につい

てややためらいを感じますが、漁業の場合に特利がなかつたのを今度特利をつくることにしたわけがござりますから、その点を御理解を賜りたいと思う次第でございます。

○菅野久光君 いろいろ言いわけをされておりましたが、国民には、同じ名称のものに、それは実質的には同じようなことになるのかもしませんが、片方には公庫資金に特利がつく、片方には公庫資金に特利がつかない、こんなバランスを欠いたやり方、なぜこの法改正のときに同じようにできなんですか。私はどうもわからない、そのところが。いかがですか。

○政府委員(後藤康夫君) 先ほど水産庁長官も申し上げたことと同じことでござりますけれども、漁業が、こういった村づくり的な資金につきまして農業の方に追いつくような措置を今回とりまして、大きく一步前進をしたわけでござりますが、一部、公庫の特利のところまでは行き切らなかつたということでございまして、特に制度に差別をつけたということではございません。

それからまた、公庫の特利と申しますのは、法律レベルの話ではございませんで、業務方法書上の改正で対応できる問題でございます。

○菅野久光君 総理も、国民にわかる政治とかなんとかと言つても、こんなに政治というものはわからぬものかなと私は思はざるを得ないです。いや、本当に大方の方に聞いてもらつてもわかるのではないでしようか。余りかたくなに、これを提案したからといってそれに固執することはないじやないですか。やっぱり間違つているものは間違つていて、この際きちっとするものはするという方向で私は行くべきだというふうに思つんでいます。大臣、いかがですか。

○國務大臣(佐藤守良君) お答えします。

先ほどから局長、長官の答弁したとおりでございますが、基本的に、私は率直に言つて、財政的問題があつたと思いますね。そんなことで、私は、恐らく水産庁は努力したんでしようけれども、農が先行していく難しかったということでございます

てややためらいを感じますが、漁業の場合に特利がなかつたのを今度特利をつくることにしたわけがござりますから、その点を御理解を賜りたいと思う次第でございます。

○菅野久光君 いろいろ言いわけをされておりましたが、国民には、同じ名称のものに、それは実質的には同じようなことになるのかもしませんが、片方には公庫資金に特利がつく、片方には公庫資金に特利がつかない、こんなバランスを欠いたやり方、なぜこの法改正のときに同じようにできなんですか。私はどうもわからない、そのところが。いかがですか。

○政府委員(後藤康夫君) 先ほど水産庁長官も申し上げたことと同じことでござりますけれども、漁業が、こういった村づくり的な資金につきまして農業の方に追いつくような措置を今回とりまして、大きく一步前進をしたわけでござりますが、一部、公庫の特利のところまでは行き切らなかつたということでございまして、特に制度に差別をつけたということではございません。

それからまた、公庫の特利と申しますのは、法律レベルの話ではございませんで、業務方法書上の改正で対応できる問題でございます。

○菅野久光君 総理も、国民にわかる政治とかなんとかと言つても、こんなに政治というものはわからぬものかなと私は思はざるを得ないです。いや、本当に大方の方に聞いてもらつてもわかるのではないでしようか。余りかたくなに、これを提案したからといってそれに固執することはないじやないですか。やっぱり間違つているものは間違つていて、この際きちっとするものはするという方向で私は行くべきだというふうに思つんでいます。大臣、いかがですか。

○國務大臣(佐藤守良君) お答えします。

先ほどから局長、長官の答弁したとおりでござりますが、基本的に、私は率直に言つて、財政的問題があつたと思いますね。そんなことで、私は、恐らく水産庁は努力したんでしようけれども、農が先行していく難しかったということでございます

が、おっしゃるとおり、将来の検討課題として研究したいと思っております。

○菅野久光君 それじゃなぜ農民と漁民とを差別するんですか。今まで漁民がおくれていたから、やつと農民のこのところまで近づけた。なぜちゃんと一緒にできないんですか。なぜ農民と漁民とを差別するようなことをやるのでしょうか。

○國務大臣(佐藤守良君) お答えします。

やはり農が先行しておつたということで、差別

ということではございません。そんなことで、今、将来の検討課題にいたしたいということでござい

ますので、その点は特に御理解をお願いしたいと

思うわけでござります。

○菅野久光君 このことは私は、同じ日本の国民

で、同じ一次産業に従事していて、農業と漁業の

差こそあれ、こんな差別をするようなことを、私

はそれでいいと言うわけにはやっぱりいかない、

そのように思います。国民みんなやっぱり平等に、

みんなそれぞれの立場で努力しているわけですか

ら、平等の扱いをするのが、これが政治じゃない

でしょうか。そんな差別的な取り扱いは、私は認

めるわけにいかないというふうに思います。

時間がたちますので次の問題に移りますが、漁

協の信用事業のあり方についてであります。漁

協の信用事業が大変な状態になつております。

○政府委員(佐野宏哉君) 実は、例えは五十七年

度末の対前年同期比が九・九%増でござります。

都市銀行の場合も同じ数字を申し上げますと、

融機関で見ますと、農協が六・四%増、五十八年度

末の対前年同期比でござりますが、それから五

れから五十六年三月の対前年同期比が五・二%増

でござります。それで、それに対しまして他の金

融機関で見ますと、農協が六・四%増、五十八年度

度末の対前年同期比が七・五%増、五十六年

度末の対前年同期比が九・九%増でござります。

○菅野久光君 漁協が最低で推移をしているとい

うことで、今の数字はそういうことです。今お

述べになつたことで漁協の関係が最低、その理由

はどこにあるというふうに行政当局は考えておら

れるか、お答えいただきたいと思います。

○政府委員(佐野宏哉君) 実は、例えは五十七年

度末の対前年同期比で見ますと漁協の預金は対前

年同期比七・六%増でございますが、同じ時期に

つきまして農協の場合が七・五%、それから都市

銀行が五・三%というふうにありますので、漁

協は確かに低い方ではございますが、全機関を通

じて毎年必ず漁協が低いというわけでは必ずしも

ないというふうに存じております。ただし、漁協

は傾向的に低いことは間違ひないと思つております。

それから、漁協の預金の伸びが思わしくないこ

との事情につきましては、何と申しましても、最

近の事情いたしましては漁家の経済余剰が思わ

しくないということが基本的な要因であるよう

に認識をいたしております。

○政府委員(佐野宏哉君) お答えいたします。

漁家の預金が漁協に集中する割合が低下する

という問題につきましては、私どもは、まず最近

預金者の間に金利選好が非常に高まつてきており

ます。それからまた、金融機関側も多種多様な金

融商品を開発してマーケットに進出をいたしてお

ります。そういう中で、預金者のビヘービアとい

うのが、従来のように単純素朴に漁協の組合員

であるから預金をするすれば漁協に預けるのが

当然である、そういう行動様式をだんだんとら

なくなつてきているということが根底にあるよう

に存じます。

それで、漁協の場合には農協と違いまして、經

○政府委員(佐野宏哉君) お答えいたします。

漁協の預金の対前年伸び率でございますが、五

十八年三月の対前年同期比が七・八%増、それか

ら五十七年三月の対前年同期比が七・六%増、そ

れぞれ

でござります。

それで、それに対しまして他の金

融機関で見ますと、農協が六・四%増、五十八年度

度末の対前年同期比が七・五%増、五十六年

度末の対前年同期比が九・九%増でござります。

○菅野久光君 漁協が最低で推移をしているとい

うことで、今の数字はそういうことです。今お

述べになつたことで漁協の関係が最低、その理由

はどこにあるというふうに行政当局は考えておら

れるか、お答えいただきたいと思います。

○政府委員(佐野宏哉君) 実は、例えは五十七年

度末の対前年同期比で見ますと漁協の預金は対前

年同期比七・六%増でございますが、同じ時期に

つきまして農協の場合が七・五%、それから都市

銀行が五・三%というふうにありますので、漁

協は確かに低い方ではございますが、全機関を通

じて毎年必ず漁協が低いというわけでは必ずしも

ないというふうに存じております。ただし、漁協

は傾向的に低いことは間違ひないと思つております。

それから、漁協の預金の伸びが思わしくないこ

との事情につきましては、何と申しましても、最

近の事情いたしましては漁家の経済余剰が思わ

しくないということが基本的な要因であるよう

に認識をいたしております。

○政府委員(佐野宏哉君) お答えいたします。

漁家の預金が漁協に集中する割合が低下する

という問題につきましては、私どもは、まず最近

預金者の間に金利選好が非常に高まつてきており

ます。それからまた、金融機関側も多種多様な金

融商品を開発してマーケットに進出をいたしてお

ります。そういう中で、預金者のビヘービアとい

うのが、従来のように単純素朴に漁協の組合員

であるから預金をするすれば漁協に預けるのが

当然である、そういう行動様式をだんだんとら

なくなつてきているということが根底にあるよう

に存じます。

それで、漁協の場合には農協と違いまして、經

営が専ら信用事業に依存するというわけではございませんけれども、しかし、漁家の預金の漁協の利用割合がこういう事態であるということは、やはり漁協が漁業者の団結の組織であるという実態をだんだん問われつてあるという、そういう事態を象徴しているように思われますので、そういう意味では、漁村における漁業者の結集の核心がだんだん崩れていくという、そういう危険に直面をしており、こういう危険な状態から脱出するためには、私どもとしても漁協の体制を立て直して漁業者の信認を回復するということが必要であると思ふうに認識をいたしておりますとございま

○菅野久光君 認識だけではなくて、やっぱり具体的な手立てを考えいかないと大変なことになるということを、この機会に申し上げておきたいと思います。

時間がありませんので少しばしそよって申し上げますが、漁協信用事業は貯金の受け入れ面だけではなくて貸し付けの面でも大きな問題を抱えているというふうに思います。水産庁の委託で全漁連が行った水産業金融構造調査によれば、昭和五十八年度において経営不振組合の回収不能債権及び回収に不安のあるものに対する債権の合計額は債権残高の三割弱に達する、何か二七%ということになります。そのように承知しておりますが、この数字に間違いはございませんか。

○政府委員(佐野宏哉君) 御指摘のとおりでござります。

○菅野久光君 水産庁は本年度から漁協信用事業整備強化対策を始めるようあります、この事業内容などについては次にお聞きまするとして、まず、なぜ漁協の不良債権がこれほどの高率に達するまで有効な対策を水産庁として講じなかつたのか、この点について明らかにしていただきたいというふうに思います。

○政府委員(佐野宏哉君) お答えをいたします。元来、今私どもが直面をしております事態といふのは、第一次オイルショックのとき以来ずっと

継続した一つの過程として起つておる事態であるというふうに思つております。それで、それにつきましては、私どもとしては、現在

するとか、あるいは借りかえ資金を融資をするとか、そういうやり方でこのよくな事態に対応する緊急避難的な対策を講じてきたわけであります。本来は燃油価格の騰貴という事態に対処するためには、漁業の生産構造自体を省エネルギー化し、かつそのような燃油価格の水準に対応できるような経営体質に構造的再編を進めていくという形で対処すべきものでござりますが、その過渡的な対応として、そういう緊急避難的な融資をやることによつて処理をいたしておつたわけであります。

その後、第二次オイルショックがあり、あるいは二百海里があり、魚価の低迷があり、そういう事態が続出をいたしまして、その結果、こういう緊急避難的な措置で続くべき時期というのが予想外に延びてしまいまして、それに伴つて、そういう緊急避難的な融資が積み重なつていくことによつて生ずる金融機関としての漁協信用事業の負担というのが累増してきたわけであります。私どもとしては、これを単なる緊急避難的な融資の繰り返しではなくて、漁協の信用事業に対する取り入れをすることによって解決をすべき時期に立ち至つたというふうに判断をいたしまして、六十年度からこの事業に取り組むこととしたわけであります。

○菅野久光君 今まで緊急避難的に小手先でやつてきた、そのことがこれだけやっぱり大変な状況を生み出してきたのではないかというふうに思ひます。この財政の厳しい中で、六十年度の予算で漁協信用事業整備強化対策ということで二億九千万の予算が計上された、これは本当に厳しい中で大変よかつたなというふうに思ひますが、到底のことだけでは、私は漁協信用事業についての不安を消すことはできないのではないかというふうに思ひます。一生懸命やつてもいいわけあります、そこで大臣、もしこの事業を実施してみて十分な成果が上がらない場合は、さらに

この内容を拡充するとお約束願いたいというふうに思つますが、いかがでしょうか。

○政府委員(佐野宏哉君) 私どもとしては、現在の段階ではこの事業を成功裏に完遂をするというふうに認識をいたしておりますけれども、やはり結果なんですね。だから、一生懸命やつてみたけれども成果が上がらなかつた、そのときにも、やはり結果なんですね。だから、一生懸命やつてみたけれども結果が上がらなかつた、そのときにはもっとやっぱり手を入れなきやいかぬ、そういう意味で私は今この質問を申し上げたんで、その点、大臣からひとつお答えをいただきたいというふうに思います。

○國務大臣(佐藤守良君) お答えいたします。今、長官がお答えしたとおりでございまして、今の事業を全力を尽くして推進し、その結果を見なつてから、日本全体の漁業の状況をいろいろ考えていったときに、もつ手おくれになつたのではこれは助けようがないということになつてきますので、できるだけ早いうちに手当てをするという

○政府委員(野明宏至君) お答えいたします。

畜産物の需給状況につきましては、物によつて事情がいろいろ異なるのであります。この点に対する政府の見解をひとつお伺いしたいというふうに思ひます。

Qを中心とする輸入制度のとて実質五〇%以下の自給率と見られるのですが、この点に対する政府の見解をひとつお伺いいたしたいというふうに思ひます。

畜産物の需給状況につきましては、物によつて事情がいろいろ異なるのであります。この点に対する政府の見解をひとつお伺いいたしたいというふうに思ひます。

私の質問は明快に質問しているわけでありますけれども、お答えの方があつたのもたつたもん

すから時間が過ぎて、実は緊急資金の問題もやつたかったわけであります。あとちょっと酪農の問題がありますし、水産庁長官も大分お疲れのようありますから、ここでひとつ選手を交代して、何

すので、ただいま先生御懸念のよくな事態になら

ておるというふうなことでございまして、全体的に伸び率は鈍化しておるわけでございま
す。

そういう中で生産面についておきましては、既に相当な規模拡大が進んでおりまして、生産性向上も進んでおるというふうな状況でございます。そういう中で、ややもすれば過剰になりやすい卵にいたしましても卵価が非常に低迷しておる、それからブロイラーにつきましても同様な状況にあって、いずれも計画的な生産に取り組んでおる、豚につきましてもやはり生産者の自主的な、計画的な生産に取り組んでおるというふうな状況でございます。

それから土地利用面での制約が大きい大畜育につきましては、産業としてまだ歴史の浅い肉用牛生産につきましては、やはり合理的な国内生産というふうなもとでこれからも生産の拡大をしていかなくちゃいけぬということをございますが、酪農につきましては潜在的な生産力というものはかなりの水準に達しておるということでございまして、生乳生産につきましても、御案内のように五十年代初頭におきましては年率7%ないし9%というふうな伸びが見られたわけであります。需要是着実に伸びておるわけでございますが、それを上回る伸びがあつて大幅な過剰に直面をした。また、最近におきましても、やや需給がタイトになるというふうな状況があらわれてまいりますと、例えば昨年の秋からの状況でございますが、年間を通じては大体全国ベースで一・三%ぐらいの伸びであるわけでございますが、十一月、十二月、一月というふうな状況の中では全国的には三ないし4%、北海道では七、八%の生産の伸びが見られるというふうなことで、やはり酪農についても、五十四年からやつてまいっております生産者団体によります計画的な生産というものを継続していくことが必要な状況にあろうかというふうに思つておるわけでございます。

○菅野久光君 私は不足しているというふうに思つてゐるんですよ。何か畜産局は口を開けば過剩ぎみ過剩ぎみと言つて、そしてよいよになつ

人たるものじゃないです。そうでしょう。ことしの二月だってそうですね。脱粉の輸入がありましたですね。そういう年の年いろんな状況が生まれたことは私も理解できますが、しかし一般的に、そうやって常に過剰だ過剰だという言葉なんですね。そんなことでは生産農民は私は納得しないというふうに思うんですよ。そういったような過剰だとういうことで生産調整を強いられる、また価格の据え置き、こういうことでやられる。いわばECO並みの足腰の強い酪農業と言われておりますが、これには投資が伴うわけですね。せっかく投資をする、そしてある程度物価の伸びだとか、それから乳価なり何なりの生産したもののが価格の伸び、そういうふたつのようなものをいろいろ見合いながら計画を立てて大型の融資を受ける、そして、さあこの償還に入るというときになつたら生産調整だ、そして価格は上げない、こうなつたときに借りた農家はどうなりますか。しかも、限りなき拡大ということで、そういう政府の方針に従つて拡大をした酪農家はどんな状況になるでしょうか、お答えください。

○政府委員(野明宏至君) 酪農につきましては、これまででも酪農の近代化計画、累次の計画を立てやつてしまつておるわけでございますが、御案内のように酪農及び肉用牛近代化方針というものを明らかにいたしまして、そういう目標に沿つて現在進められておるわけでございます。

ただいまお話しございましたように、酪農経営につきましては設備投資が非常に大きいということは事実でございます。経営の実態を見ましても、ますと、四倍ぐらいの設備投資を必要とするといふような経営の実態でございます。したがいまし

て、規模拡大の過程でそういう設備投資というものが必要になつてまいるわけでござります。そういう状況の中で、生乳の計画的な生産、

伸びの大きさというものをなだらかにするということ、ふうなこととか、あるいはその間の生産性向上のおくれが見られるという経営が一部に見られるというふうなことがあったわけでございます。そういうことで、酪農につきましては、五十六年度から酪農負債整理資金というふうな特別な対策も講じまして、そういった経営面の対策を行いますとともに、これから問題といたしましては、やはり需要は安定的には伸びていくわけでございますから、そういう状況の中で同時に質的な充実による低コスト生産、経営の体質の強化というものを図りまして、酪農経営の所得の拡大というものを図つていくことが重要であろうと考えております。

○菅野久光君 いろんなことを言われますが、質的な強化というのは具体的に言えばどういうことなのか。あるいは今、酪農業は、きょうも午前中参考の方の御意見の中でも固定化負債、これは大変な状況になつていることが述べられましたし、そのことがまた明らかになつてしまひました。そういうふたよくなもの抱えて、政府が言う足腰の強い酪農、これをやるために固定化負債を今何とかしなきやならないわけなんですが、確かに酪農の負債整理資金などを入れながら一定の努力をしたことは認めます。それはそれなりに大きな役割を果たしたと思いますが、そのことだけではこれは現状は幾らかよくなつたとという程度で、しかしまだまだ負債の圧力というのは大変大きいわけですよ。だから、今の大きな負債を返してなおかつ十分に経営余剰が生み出せるような、そういう強い酪農経営というものはどういう形にすれば生み出しができるのか。こうすれば生み出せるんだというそのモデル的なものをお考えでしたら、ひとつ示していくいただきたい。できるだけ簡単にやつてください。

○政府委員(野明宏至君) 酪農經營のこれからの方針につきましては、酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために基本方針というものを明らかに

いたしまして、同時にこれに即しまして県段階さらには市町村段階でも計画をお立てになつておるわけでございます。

そのポイントを幾つか申し上げますと、一つは、飼料基盤の整備拡大によります飼料自給度の向上という点でございます。これは、近代化方針においても明瞭にいたしておる点でござります。それから二番目は、やはりいい牛を経営の中に取り入れていくと同時に、いい牛を育てていく、そういうことによりまして乳量をふやしていくと、きましても明らかにいたしておる点でござります。それから三番目に、資本設備の効率的なやり方と、それからやはり経営管理技術というものが非常に大事でございます。そういったことによりまして生産性の向上を進めますとともに、第四点といいたしましては、新たな部門、いたしまして、乳用雄子牛の哺育、育成とか、あるいは乳廃牛を肥育していくとか、そういう形で酪農経営の中に肉用牛生産を取り込んだ乳肉複合経営といったものを育てていくということによりまして、全体として所得を高めていく、こういうことで経営体質の強化を積極的に進めることとしているわけでございます。

○菅野久光君 大変御高説を承らせていただきましたが、今まで政府の方針といいますか、こうやればというようなある程度モデル的なことで、それに従つてやってきて、それが政府が言われたような結果を生んだという例が何か余り私はないような気がするんですが、そして最後のところへいけば、何かうまい言葉で責任を逃れるような形、やっぱり役人というのは頭がいいんだなというこど農家の方はよく言つわけありますが、何か当たつて、足腰を強くする、そして、それについて先ほど畜産局長がいろいろ言われたことはひとつ責任を持つて早急に実施をしていく。これは去年の農畜産物の輸入の拡大、あのときについ

は破格の措置をしていくという、そういう約束があるわけですからね、もう時間も本當にないんですよ。あと二年、その間にそういうことをやり得るのかどうなのかということは、これは大変なことだと思いますけれども、ひとつ頑張っていただきたいと思います。

時間がありませんから特に酪農に絞つてちょっとお尋ねいたしますが、大変施設の投資に大きな額を使っているのですから固定化負債の額が大きい。そして、先ほど言いましたように、生産調整だとか、あるいは価格の引き上げがないなどということによって經營が大変苦しい。元利とも戻せない、いわゆる償還できない、あるいは元金だけ償還できる、あるいは利子だけ償還できる、もう生活費さえも生み出せないとか、そういうA、B、C、Dの階層がありますが、それらについて、酪農家の階層別にランク付のパーセンテージ的なものはお持ちでしようか。

○政府委員(野明宏至君) 五十六年度から酪農負債整理資金ということで、個々の形態につきましては、ただいまお話をありましたように、それではお尋ねいたしましたが、それらについて、毎年經營改善計画を立てていたらしく。それから、それに対しまして、関係団体等が一体となって指導をしていくということで經營改善を進められておるわけでございますが、そのやり方といましても、ただいまお話をありましたように、それの経営の実態を踏まえまして、A、B、C、Dというふうな仕分けをいたしまして、それに対応した指導なり対策を講じておるわけでござります。

そういう状況の中で、例えば北海道につきましては五十六年に對象戸数が三千八十五戸あつたわけですが、五十九年度は七百二十二戸といふことで、經營改善が國られた農家が相当數出てまいりおるわけでござります。また、北海道の対象農家の平均で見ましても、農業所得につきまして対象農家五十六年の所得が三百三十万程度であったわけでございますが、五十九年にはこれが六百五十万程度に上昇してまいりおりまして、借入金を償還する力というものが逐次ついして、借入金を償還する力というものが逐次つい

てまいりておる、もう一息というところへ来ておるという状況でござります。

○菅野久光君 農家個々についての調査ということはなかなか難しい面もありますが、農林水産省としてはやつていいのではないかというふうに思います。既に御承知だと思いますが、年次は若干古くなりますが、六十一年六月に北海道酪農家一万五千三百六十戸の負債実態について調査したことあります。

この調査結果によりますと、五十五年の単年収支で元利償還が可能な層は四四%にすぎない。利子は償還できるが元金の一部は償還不能という層が二五%，元利支払い不能な層が一八%，さらに農家所得で家計費すら捻出できません、元利償還金すべてを新たに借入金に依存せざるを得ない層が一三%にも及んでおります。また、元利償還不能や家計費の捻出することができず、元利償還金新しい一般資金や系統資金の比重が高い。今後ますます経営間隔差を押し広げて、より劣悪化させていく、こういう一万五千三百六十戸という全酪農家の実態を北海道の農務部がやつた結果があるわけであります。

○政府委員(野明宏至君) ただいまお話をあります約一万五千戸というお話をございますが、これは五十六年から酪農負債整理資金を始めるに当たりまして、その前年の年に私ども調査の経費を助成いたしまして調べていただいたわけでございま

す。ただいまお話をありましたように、それぞれの

違う意味で、私はやはり農協、漁協とい

うものも出でまいつたわけでございます。これ以外に自作農維持資金で対応できる者とか、それぞれ仕分けをいたしまして対策を進めておるわけでございます。

酪農に関しては、こういった対策をとりますとともに、基本的に一つは公庫資金における総合施設資金、さらには農用地取得資金、また牧野の造成につきましては牧野資金といつたような長期低利の資金が用意されておるわけでござります。こういった各種の資金を活用することによりまして、今後の酪農經營の規模拡大なり体质の強化には十分対応できるというふうに考えておるわけでござります。

○国務大臣(佐藤守良君) お答えします。

今、畜産局長の申し立とおりでございまして、かねてから先生から御指摘がございまして、今度も六十年度に負債整理が終わりますけれども、それから、いわば補助じやなくて、今千三百三十億でしたか、この利子補給の額を二千億にして、何と申しますと、

も、補助金で一千億出すよりもずっと経済効果とあります。

○塙出啓典君 それでは質問をいたしたいと思ひます。

今回の金融関係三法案を審議しておるわけあります。この法案が成立をいたしましても、いずれにしてもこの法案の実行の上において農協、漁協の果たす役割は私は非常に重大じゃないか、やはり農家の方々、あるいは漁家、林業経営者の方々、そういう人たちに対し経営指導とかいろいろな助言をしていくのは農協、漁協がもう自分のところが危ない、そういうようなことでは、やっぱり農民や漁民の経営相談にも身が入らないのじゃないかと思うんですね。その農協、漁協がもう自分のところが危ない、そういうことでは、やっぱり農民や漁民の経営相談にも身が入らないのじゃないかと思うんですね。

そういう意味で、私はやはり農協、漁協といふものがもっと経営的にも安定をし、またいろいろなそういう指導においても指導体制を強固にしていかなければいけないのではないか。こういう立場から、まず農協、漁協の経営の状況といふものが今どういう状況にあるのか、きょうの午前中の参考人あるいは今日までの衆參の論議を通じまして、かなり不良債権とか貸し倒れとか、そういうようなことで大変農協、漁協の経営は厳しいようになりますが、その状況についてお尋ねをいたしました。

○政府委員(後藤康夫君) 農協の経営状況でございますが、経営収支について申しますと、低成長に承つておるわけであります。しかしながら五十三年度につきましては、事業総利益、粗利益の伸びが七・二%というふうになりました。しかしながら五十四年度以降、事業総利益の伸びが停滞ぎみで推移をいたしております。しかしながら五十五年度につきましては、事業総利益、粗利益の伸びが七・二%というふうになつております。しかしながら五十六年度につきましては、事業総利益、粗利益の伸びが七・二%というふうになつております。しかしながら五十七年度につきましては、事業総利益、粗利益の伸びが七・二%というふうになつております。しかしながら五十八年度につきましては、事業総利益、粗利益の伸びが七・二%というふうになつております。しかしながら五十九年度も継続するものというふうに見込まれましたために、事業利益は対前年で大幅な増益

そういうふうになつております。しかしながら五十九年度も継続するものというふうに見込まれます。

そういうことで、現状を見ますと、何と申しますと、

すかそれほど危機的な状況にあるということでは決してございません。ただ、全体的に傾向、流れを見てまいりますと、農協をめぐります金融経済情勢が厳しい中で貯金、貸出金が伸び悩みます。一方、金利下降局面におきまして直接費の減少が強くあらわれたために五十八年度、五十九年度の収益が非常に良好な結果であらわれたということでございまして、経営環境という点から見ますと、需給の不均衡でございますとか農村の都市化、混住化あるいは兼業化といったような今後とも厳しい動きが予想をされておりますし、金融の自由化の進展によりまして競争の激化とか、あるいは運用利用の縮小が進んでくる可能性がございますので、これからも厳しい動きを加えます経営環境の中で農協経営を健全に維持してまいりますために、貸出しの促進でございますとか、あるいはまた、最近農協でやはり若い人が農協離れをしているというようなことがございますが、そういう若い人たちもしっかりとつかまえながら、地域に根差す組織として着実に伸びていくための方途を、これからいろいろ工夫をしながらやっていかなければいけないというふうな状況にあると思っております。

○政府委員(佐野宏哉君) 漁協のうち大宗をなします沿岸地区の出資漁協について水産庁が調べたところによると、漁協の八〇%以上が信用、購買、販売の経営事業及び指導、利用事業等を行っておりますが、農協の場合と違いまして販売事業の占めるウエートが高いということが特徴でございます。

信用事業について見ますと、貯金、貸出、貸付金の対前年度伸び率を見ますと、貯金は五十三年度以降停滞傾向にありまして、貸付金は五十五年度までは毎年七%台の増加率を示しておりますが、五十六年度以降その伸び率は低下傾向にあります。貯貸率はかつてはオーバーローンでございましたがこれは解消されまして、現在七〇%程度の水準にござります。漁船漁家、平均の漁家の預貯金及び借入金の漁協利用率は、五十三、五十

四年度の預貯金の利用率が若干高かったのを除いて、双方ともほぼ五〇%台で推移をしておるといふことでございます。

漁協の收支の状況について見ますと、最もエートの高い販売事業については、漁価の低迷が影響して収益性が低下しております。購買事業におきましては、取扱額は燃油を中心にして増加しておりますが、その収益性は悪化をしております。このため、五十三年度までは比較的順調に推移をしてきておりました経営状況も、五十四年度以降、事業総利益の伸びは低調に推移をいたしており、また事業管理費の伸びが事業総利益の伸びを上回って推移しておりますので、事業利益の伸びも低調に推移をしております。

損益の状況で見ますと、当期損益で欠損を有する漁協が五十二、五十三年度では全体の一三%程度でございましたが、五十五年度以降は急激に悪化して、五十七年度には二〇%という状態になります。

○塙出啓典君 まず農協に関しましては、今全体的にはそう悪くはない、しかし、いろいろな情勢を考えれば前途多難であるというお話をだつた思ひでございましたが、五十五年度以降は急激に悪化して、五十七年度には二〇%という状態になります。

○塙出啓典君 まず農協に関しましては、今全体的にはそう悪くはない、しかし、いろいろな情勢を考えれば前途多難であるというお話をだつた思ひでございましたが、五十五年度以降は急激に悪化して、五十七年度には二〇%という状態になります。

○政府委員(後藤康夫君) 農協の融資に関する不正事件で刑事案件になつたものにつきましては、都道府県を通じまして概要を把握しております。

最近の動向を見ますと、発生件数はおおむね四十件前後。このうち、信用事業関係が二十五件程度ということで、横ばいの傾向でございます。被害金額につきましては、年々かなりの変動が見られます。最近三年間の平均、五十六年から五十八年度の平均で見ますと、三十七億六千万円。そのうち、信用事業関係は一十七億五千万円程度の金額になつております。不正の種類を五十八年度について見ますと、業務上横領が六五・五%、背任が三一・八%、これが金額で見ますと多いものになつております。

最近は事務の機械化も非常に進んでまいりましたが、五十六年度以降その伸び率は低下傾向にあります。貯貸率はかつてはオーバーローンでございましたがこれは解消されまして、現在七〇%程度の水準にござります。漁船漁家、平均の漁家の預貯金及び借入金の漁協利用率は、五十三、五十

二十一、当期損失を出しております組合が八〇%利益、損失いずれもなかつた組合が五組合、こういうふうな分布になつております。

○塙出啓典君 私のおります広島県におきましては、いろいろ農協において現先に手を出して失敗したとか、あるいは漁業組合において使い込み事業があつたとか、そういうのが非常にあるわけであります。これはやつぱり全国的な傾向としては特にふえているようないいのかどうか。

○政府委員(後藤康夫君) 農協の融資に関する不正事件で刑事案件になつたものにつきましては、都道府県を通じまして概要を把握しております。

最近の動向を見ますと、発生件数はおおむね四十件前後。このうち、信用事業関係が二十五件程度ということで、横ばいの傾向でございます。被害金額につきましては、年々かなりの変動が見られます。最近三年間の平均、五十六年から五十八年度の平均で見ますと、三十七億六千万円。そのうち、信用事業関係は一十七億五千万円程度の金額になつております。不正の種類を五十八年度について見ますと、業務上横領が六五・五%、背任が三一・八%、これが金額で見ますと多いものになつております。

最近は事務の機械化も非常に進んでまいりましたが、五十六年度以降その伸び率は低下傾向にあります。貯貸率はかつてはオーバーローンでございましたがこれは解消されまして、現在七〇%程度の水準にござります。漁船漁家、平均の漁家の預貯金及び借入金の漁協利用率は、五十三、五十

二十一、当期損失を出しております組合が八〇%利益、損失いずれもなかつた組合が五組合、こういうふうな分布になつております。

○塙出啓典君 一つ表面に出ただけではなかなかわからない場合もあると思うんですが、そういう場合には十分ひとつ目を光らして、もう手おくれにならないよう指導を強化していただきたい、このことを特に要望しておきます。

そこで、今までどちらかといいますと、農協の場合は信用事業とかそういう方面で利益を出していますが、そこが、そういう利益を出していた信託事業が、御存じのように金融の自由化ということで大変金利も上がって、貸し出し、預金金利も上げざるを得ない。こういう金融市場をつくらなければいけぬ、こういうことになつてくるわけであります。それが、そういう意味で農協のいわゆる員外利用制限、こういうものをもっと廃止をしてもらいたい。

さらには、国債のディーリングをやるとか、こういうふうにある程度活動の範囲を広めてもらいたい、こういうふうな意見もあるわけであります。が、こういう点についてはどのようにお考えでござりますか。

○政府委員(後藤康夫君) 員外利用規制の緩和の問題でございますけれども、やはり農協が農民の協同組織であるという本来の性格からいたしますと、員外利用の拡大というのはその趣旨に沿わないものであるわけでござりますけれども、最近におきます農村なり農協をめぐります諸事情の変化、特にまた貯貸率が非常に低下しているという中で、貸し出し以外の貯金の運用をいろいろやつてしまらなければいけないというふうな非常に厳しい状況の中に置かれまして、その中で少しでもやはり貸し出しも伸ばしていきたいという御要望はいろいろあるわけでござります。

私どもいたしましては、やはり員内利用、組合員に対するサービスを最重点にする。これを阻害して員外利用をふやすというふうなことは、やつぱり協同組織としての性格から好ましくないと思つておりますけれども、そういうふうに配慮を加

えながら、単協につきましては員外貸付対象範囲を五十七年に拡大をいたしまして、小規模の需要者に対する貸し付けでございますとか、あるいはクローバーローン等の小口生活資金の員外貸し付が行われるよう措置をいたしたわけでござります。それからまた信連、県の信用事業の連合会につきましては、員外利用に関する特例を認めまして、主務大臣の指定した信連につきましては預かり金、つまり貯金と定期積み金総額の一割以内の員外利用ができるよう措置をいたしまして、員外利用規制の緩和を行つたところでございまして、

また、國債の扱いの問題でございますが、國債の窓販等につきましては、これは國債の引受け体制、國債のシングルカード團參入等の体制の問題がござりますが、これが確立をされていない。また、証券取引法上の認可が必要であるといった種々の問題もござりますので、農協信用事業としてこれを行う必要性なり事業管理体制の整備などとあわせて今後検討をしてまいりたいと思っているところでございます。

○政府委員(佐野宏哉君) お答えいたします。
どういう漁協を対象にするかという点でござりますが、まず私ども国のレベルで対策の基本方針を決めまして、それを受けて県段階での方針をつくっていただきまして、それで、それを受けて信用事業の整備強化を図ろうという組合、その組合で、これはまず組合御自身もそうでありますし、それから系統の上部団体あるいは都道府県、そういうのが打つて一丸となつて欠損金及び固定化債権の問題を処理をしていくという、そういう体制の整つている漁協を対象にしていきたいというふうに考えております。予算上のあれで対象漁協数は二百三十五組合ということを予定をしています。それで、対象の組合につきましては欠損金及び固定化債権に見合った借入金の金利の一部について助成をするわけでございますが、利子助成の期間としては十年間ということを予定をいたしております。

○塙出啓典君 今の立て直しの目安というか、そういうものはないでございますか。
○政府委員(野明宏至君) 農業経営の負債なり資産の状況につきましては、農林水産省におきましては農家の形態別に見た農家経済調査という形で畜種別あるいは地域別の調査をいたしております。平均的に見ますと、ただいまお話をございましたように、例えば酪農につきましても全国平均で負債額は一千三十九万六千円、しかしながら、協同組合としての本来の性格というのをあくまで守りながら、税制上もそういうこといろいろな恩典も受けでおるわけでございますので、守りながら、最近の金融情勢あるいは農村をめぐります状況の変化にどのように対応していくかということで考えてまいりたいと思っております。

○塙出啓典君 次に、これは水産庁長官にお尋ねいたしますが、先ほどお話がありましたように、漁協の方は一段と状況が悪くなつておる。そういう中で、先ほど曾野委員から質問がありました。わゆる不振漁協対策ですね、これを今年度から始められるわけありますが、やっぱり私も結果を出していかなければ意味がないのではないかと思うんですけれどもね。そういう意味でこの対象、約二千数百の漁協があるわけであります。そういう中でどういう漁協を対象にするのか、それと、

この対策として、いつまでにどの程度の目安まで持つていくとお考えであるのか、この点をお伺いしたいと思います。

○政府委員(佐野宏哉君) お答えいたします。
どういう漁協を対象にするかという点でござりますが、まず私ども国のレベルで対策の基本方針を決めまして、それを受けて県段階での方針をつ

くりつていただきました。それで、それを受け信用事業の整備強化を図ろうという組合、その組合で、これはまず組合御自身もそうでありますし、それから系統の上部団体あるいは都道府県、そういうのが打つて一丸となつて欠損金及び固定化債権の問題を処理をしていくという、そういう体制の整つている漁協を対象にしていきたいというふうに思われるわけであります。実態は大分違うのが打つて一丸となつて欠損金及び固定化債権の問題を処理をしていくという、そういう体制の整つている漁協を対象にしていきたいというふうに思われるわけであります。予算上のあれで対象漁協数は二百三十五組合ということを予定をしています。それで、対象の組合につきましては欠損金及び固定化債権に見合った借入金の金利の一部について助成をするわけでございますが、利子助成の期間としては十年間ということを予定をいたしております。

○塙出啓典君 今の立て直しの目安というか、そういうものはないでございますか。
○政府委員(野明宏至君) 利子助成期間を十年間というふうに予定をいたしておりますということは、そこで離陸をしていただくことを期待をしているということでござります。

○塙出啓典君 それから次に酪農の問題をお尋ねしたいわけでございますが、実は私は前回の委員会におきましていろいろ実際に農家の方々の負債の状況はどうかと、こういうことをお尋ねをいたしましたが、この資料をいたいたわけであります。それで、農水省から資料をいたいたわけであります。またそれがいろいろな事情があるわけでござりますが、生産性のおくれというふうなことで負債が固定化するというふうな経営もあることは事実であるわけでござります。したがいまして、そういう状況に対応した対策をとつておるというふうな状況でございます。

○塙出啓典君 きょうの午前中の参考人のお話をでも、これは北海道の信用農業協同組合連合会ですか、この調査として五十九年度末においても

北海道全体の負債が一・六%ふえておる。五十九年度というのは農作であるにもかかわらずふえておる。その中で酪農も二千七十六万円の負債が二千百四十四万円とふえておる。そういう個々の問題はあるにしても、全体としてもそういう状況になつておるわけであります。ところが今まで特に農水省としてはこの酪農の負債対策に対しましては自作農維持資金のうちの再建整備資金、こういうものでずっと長期低利の融資をやり、さらに五十六年度からは酪農経営負債整理資金、こういうものを新設をして、それで政府の説明では当初三千三百二十八戸の対象戸数が今は千八百七十四戸に減ってきていた。かなり効果を上げておるんだとう感じがするんですけども、その点はどうなんだと思います。どうも農水省というのは非常に成果の上がつたところだけ集めていいように発表をしたがる傾向があるんじゃないかなという、そういう感じがするんですけども、その点はどうなんだと思います。どうも農水省というのには非常に成果がないという、

して経営の改善のための対策をとると同時に、五十六年からは酪農負債整理資金というふうなことで個別には対応をしておるわけでございます。これからも、そういうた全体的な動向を把握いたしまして同時に、個々の問題につきましても、その実態を踏まえつつ対応をしてまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

○塩出啓典君 特に私は、今、局長が言われましたように、個々の実態を把握をする、そういう面に多少金がかかってもやむを得ないんじやないかと思うんです。それで、やはりどこの原因があり、どこが悪いかということがよくわからないと医者も治療できないわけですし、原因がわからぬで一生懸命治療しても立派な治療はできないわけですからね。そういうよつた意味で、今後よくよく、どういう形で農家の実態を調査するか、特に問題を抱えている業界ですね、今は畜産はもう一つの大変な業界ですから、そういうものについてはコンスタンツにどういうデータをとって、そして政府の施策がどのような結果をもたらしておるか、こういう点をキャッチしながらやっていくようには、これは具体的にひとつ検討していただきたいと思うんですけども、その点どうでしょうか。

○政府委員(野明宏至君) お答えいたします。

酪農経営の状況につきましては、先ほど申し上げましたように、農家経済調査という形で統計情報部においてその実態の把握を行つておるわけでございます。同時にまた、例えば五十六年から酪農負債整理資金をやつたわけでございますが、その際、北海道につきましては私ども一部助成をいたしまして、約一万五千戸の農家につきまして、その個々の実態といふものを把握して対策をとつたわけでございますが、現在はそういったものを踏まえつつ、北海道それから府県につきまして対象農家の実態を継続的に把握いたしまして、こういった農家につきましても、酪農負債整理資金は

六十年度までの対策でございますが、それ以降についてもその経営の安定が図られるような対策を今年度においてとりたいというふうに考えておるわけでございます。

○塩出啓典君 何か今のお話では、かなり個々の経営についてもある程度調査はしておる、そういう資料もあるわけでございますか、畜産の場合。

○政府委員(野明宏至君) 個々の経営につきましては、五十六年度に一般的な調査をいたしましたが、その後はそういう形の調査はいたしておらぬわけでございますが、その調査を踏まえて対策をとつておる農家については、継続的に実態を把握してまいつておるという状況でござい

ます。

○塩出啓典君 だから、私が言つているのは、これは一万五千の農家を調査をして、そのうちの三千三百二十八戸を対象にしたわけで、その数は減ってきておるわけですね。しかし全体を見ると、全体の負債がふえている状況から見れば、それ以後それ以外のところから発生しているかもわからぬわけですし、そういう点にも気を配つてもらいたい。だから、この一万五千戸やつた調査を毎年やれとは言いませんけれども、定期的にやることか、これは全国すべてやれということではありませんけれども、ある程度必要に応じてそういうことを積極的にやっていくべきじゃないか、そのためにならお金を使っても私はそれはいいのじやませんけれども、そういう点を検討する気持ちがあるかどうか。

○政府委員(野明宏至君) この点につきましては、例えは肉用牛経営につきましてはさらに詳細な実態を把握しなきやいかぬということで、北海道においても調査をいたしておるわけでございま

す。

○塩出啓典君 その点よろしくお願ひいたしました。私たちもいろんな人に会いまして、早く手を

打てばもつと簡単にできたものが、何となく手をおこになつちやうとしますます大変である、こういふ事例もたくさんございますので、その点をひとつお願いしたいと思います。

○塩出啓典君 さて、私は余りよく知らないんですが、この資金については五年ごとに融資効果の調査を行つてきておるわけであります。きょうは時間がございませんので、その融資効果の調査結果につ

いては省略をいたしますが、私が聞いている範囲では、規模の拡大の方は大体かなりいっておる、しかし所得の目標ですね、これはたしか目標の八割を達成したのが半分程度である、こういうこと

でありますか、農水省としては、この結果にはどうのようなお考えを持っていらっしゃいますか。満足でございますか。

○政府委員(関谷俊作君) 今お尋ねの総合施設資金借り受け農家の五年経過後の目標達成状況でございますが、四十三年から五十七年までの約三万一千件について見ますと、今お尋ねの所得目標達成率八割以上の農家は約六五%でございます。一方、規模拡大目標の方は達成率八割以上の農家は約八四%でございまして、全体として見ますと、

規模拡大の目標の方は、これは土地規模の拡大等で資金の融通によりまして達成が割合可能なわけ

でございますが、所得面につきましては、今の六五%という程度のことになりますと、いろいろ価格面なり、あるいは資材の価格、その他経営のもうろもろの要素も入りますのでこの辺の数字になつてゐるわけでございまして、私ども決して十分と

は考えておりませんけれども、総合施設資金としては、まだまだ今後の當農指導面で努力すべき

必要があると、かように考えております。

○塩出啓典君 そこで、これは大臣にお尋ねしたわけであります、私はこの総合施設資金のよ

うに一つの目標を定めて、そして五年たつたらそ

ういうやり方は非常にいいんじゃないかと思つん

ですけれどもね。こういうようないろいろな制度をやつたけれども、よかつたか悪かったかさつぱりわからない、こついうことではいけないと思うんです。このよつた効果のチェックというものを、ほかの制度資金についてもどんどんやるべきじゃないか、この点はどうでしょうか。

○国務大臣(佐藤守良君) 塩出先生にお答えた

ます。

先生御指摘のとおりでございまして、農林漁業の政策金融については、その目的が十分達成され

るよう、融資先農家の経営状況の実態や融資効果等に応じて改善を図つていくことが大切であると

思います。

そんなことで、政策金融については、これまで

も資金の性格なり目的に応じまして融資先農家の実態及び融資効果につき定期及び随時の調査等を

実施し、これらの指標に基づき制度の見直しを行

い、改善充実を図つておるところでござります。

今後とも御指摘のよつた的確な実態把握等に努め、政策金融の適正な運用と改善充実に努めてま

ります。

○塩出啓典君 これは私は余りよく知らないんで

すが、こういうようにもエックをしているのはほ

かにも大分あるんでござりますか。

○政府委員(後藤慶夫君) 先ほどお話のございま

した総合施設資金、これは特に自立經營を目指す

經營に対する総合的な融資制度というふうなこと

もありまして、貸付後三年目と五年目に調査を行つておりますけれども、それ以外にも資金の種類に応じまして、例えは一例を申し上げますと農

地取得資金でございますが、これは構造改善局の方から通達なども出ておりますところでございま

すが、農地取得資金の借り入れ農家の經營改善の

達成状況、それから貸付前後三カ年の經營規模の

動きというようなものを県、市町村を通じて調査

をいたしまして、効果の把握なり、あるいは適切な指導に役立てておるわけでございます。こう

いたることで、各種資金の性格なり目的に応じて状況把握を行つておりますし、また、公庫におきましていろいろな融資に関する一般的な業務統計もつくております。それからまた、農林公庫の行います融資との関連におきまして、必要に応じまして大學等の、あるいはまた學識経験者等に委託をいたしまして、委託調査で融資の実態なり効果の把握に努めておるところでございます。
おっしゃいますように、制度をつくり融資をしたらそれで事終わりということではなくて、やはり常に融資をしながら農林漁業そのものも、それを取り巻く条件も変わつておるわけございまして、常に実績なり効果というものを把握するよう努力をしながら本当のニーズにこたえた、また適切な融資を行うよつて見直し、検討というふうなことは、常時行つていかなければいけないものというふうに考えております。

○塩出啓典君 それから、衆議院の参考人の方から、やつぱり規模拡大だけではなくて、拡大された經營といふものを安定的に維持发展させるための資金が必要である、こういうような御意見がありました。私も全くそのとおりだと思つんですね。それで、産業界におきましても今は増量景気ではなくしに減量景気だ、売り上げをどんどん伸ばす時代ではなしに、むしろコストを切り下げてそれいろいろ利益を生んでおる、このようにも言われどおるわけであります。そういふ点から見て、私は例えば今回農業改良資金というもので生産方式改資資金というものが新設をされたわけでありますが、これは内容を見ますと、大体条件が規模の拡大、規模の拡大というんです。もちろん規模を拡大することによってコストは下がるわけですが、それでも、余りにも規模拡大といふものが条件になり過ぎておるんじやないか、規模拡大しなくともコストダウンするとか、協業化を進めるとか、そういう經營を安定的にやはり続けていくというための資金がもつとあっていいんではないかなとういう、そういう感じがするんですけどけれど、そういう点はどうなんでしょうか。

○政府委員(後藤康夫君) 非常に大きっぽな分け方をいたしますと、公庫資金でございますとか近代化資金といった制度金融で分担をいたしております分野と申しますのは、農地なり施設の取得あるいは機械の導入というようなことで資金が多額に及び、かつ回収に比較的長期を要するような資金を分担しております。農業経営のための運転資金ということになりますと、一般的には投下資本の回収、更新が割合短期間に行われるということから、原則としてこれは農協系統金融のプロパーの融資の分野というふうに考えておるわけでございます。

ただ、そうは申しましても、同じ運転資金の中でもかなり回収に長期を要するもの等、通常の農業の運転資金とは若干性格を異にするようなものがございます。そういうものにつきましては、從来から累次のいろいろな制度金融の制度改正の中で、例えて申しますと、公庫資金の総合施設資金のうち一定の飼養規模の拡大を行いますための家畜購入資金でございますとか、あるいは農業近代化資金におきまして果樹等の永年性作物の植栽育成資金あるいは肥育牛の購入育成資金、こういったものはいわば経営の運転資金でございますが、その性格からいたしまして制度金融の対象にいたしておりますわけでございます。今回の制度改正に当たりましても、近代化資金の中の肥育牛の購入育成資金につきまして、やはり規模拡大をいたしました当初なかなか經營が急速に拡大をいたしました後の安定するまでの間、いろいろな厳しい経営条件であるというようなこともあって、この償還期限をもう少し延長してほしいというような御希望がございましたので、据置期間、それから償還期限をそれぞれ一年にして二年延長をするというような措置も六十年度に実施することにいたしております。

大体、制度金融で対象にできそうなと言つては語弊があるかもしませんけれども、運転資金につきましては制度金融での手当てをいたしておりますが、また今後いろいろな農業の情勢の変化に

○塩出啓典君 これはもう時間がございませんから、らくらくと申しませんが、私の意見としては、今も、規模を拡大して当初大変だからというのではなく、規模拡大が条件になつておるわけでありまして、して、規模拡大ではなく、もっとコストをダントンするとか協業化するとか、こういうような点でも融資制度ができるよう、そういう点御検討をお願いいただきたい、このことを要望しております。

それから、今回、林業経営改善資金を拡充いたしまして複合経営施設の追加を行ふ、こういう改正が行われるわけであります。複合経営というのは具体的にはどういうものが考えられるのか、それから今回、個人経営の上限の面積が四十五ヘクタールから八十ヘクタールに拡大をされたのはなぜか、この点をお尋ねいたします。

○政府委員(田中恒寿君) 我が国の林業経営の所は、有規模が大変零細でございますので、そのためには収入に間断が生ずるわけでございます。そういうふうなことで、今回の改正に当たりますは、経営規模の拡大と、もう一つ最初の御質問にございました複合経営の促進でございますが、この内容につきましては、代表的な例は特用林産物、シナタケとかナメコその他、このように特用林産物が常に収入の間断の穴を埋めるために有効ではないか、それからさらに、レクリエーションの施設なども森林、山林を活用した経営の一分野として有効ではないか、そういうものも複合経営として取り入れたわけでございます。

それから、面積を拡大いたしましたのも、やはりこのくらいの面積を持ちましてその地域に定着して、しっかりと根差してもらいたい、そういう想模のところに焦点を置きまして経営の安定を図っていくといふことから、規模を少し大きくしておられます。

○塩出啓典君 私は、こういう方向は非常にいい方向だと思いますし、先般も西多摩郡の方をいろいろ

いろいろ視察に行ってまいりましたが、間伐材で丸太小屋をつくるとか、こういうように五十年、六十年たつて木を伐採したときでないと収入がないのではなしに、途中でもいろいろ収入ができるような、こういう林業をつくっていかなければいけないんではないかと思うのであります。そういう点で、複合経営にも融資をしていくという方向は非常にいい方向だと思いますので、そういう点、いいノーハウをまた考へて、頑張っていただきたいと思います。

それから次に、先般広島へ参りましたときに、これは共済関係の方から意見が出たわけですが、広島県の場合は加入率が水稻が九〇%、麦は四三・九、蘭が八六・九、乳牛は九八・六、しかし溫州ミカンは、広島もミカンの産地の一つですけれども、一一・一%ぐらいしか加入していないわけですね。

それで、いわゆる農水省の制度金融については其加入を要件とすべきじゃないか、してもらいたい、こういう意見が出たわけなんですねけれども、私もやはり農業共済も、あるいは制度金融も、いずれも農家の体質を強化して強い農業をつくるためにつくられた制度で、そういうものは一貫したものじやないかと思うんですけどね。それで、自分の都合のいいところだけつまみ食いをしていくような感じではこれはいけないんじゃないかな。そういう意味で、この制度金融については共済加入を要件としてもらいたいという、そういう意見もなるほどなと思ったわけですねけれども、こういうような点はどうなんでしょうか。

○政府委員(後藤康夫君) これはある意味では、農業共済側からいたしますとそういう御意見が出ることは当然でございますが、私どもの経済局の方は制度金融と両方抱えておりまして、この問題につきましてはいろいろな御意見がございます。私どもやはり農業共済の加入促進のためには、まず第一義的には、制度それ 자체を農家によく御理解をいただく、そしてまた、制度そのものをできるだけ魅力のあるものにいたしまして自発的な加入を

確保するというのが、やはり第一義だというふうに考えております。

確かに、この制度金融で施設をつくる、あるいはまた家畜を導入をいたすという場合に、せつかくそういう制度金融という政策手段を使ってやりました事業が、不慮の事故のためにその効果が失われてしまふ、そして共済があれば、またその共済金の支払いはその当初の事業目的に沿った、何といいますか施設なり家畜の回復ができるところが、なかなか難しくなるというような事例もござりますので、そういう意味で、事業目的の担保という意味で、補助なり融資をやります場合に共済加入を勧奨するというようなことは当然あってもいんではないかというふうに思つておりますけれども、それではこれをあらゆる資金なり補助金に一律に義務づけるということになりますと、果たしてこれで関係者の理解が得られるかどうか、また結果的に、共済未加入農家とか加入率の低い地域で今度制度資金の融通を受けよう、あるいは補助金を受けようという場合に、それがなかなか難しくなるというようなケースが出てこないかとあるというふうに考えております。

入促進に結びつける有効かつ現実的な方法、そしてまた、その妥当性というようななことにつきましては、今後も検討をしてまいりたいと思っております。貴重な御意見として、私ども今後の検討の素材にまたさしていただきたいというふう思つております。

○塩出啓典君 私たちが住宅ローンを借りますと、必ず生命保険に入られますね。そういう点から考えればそうおかしなことでもないと思いましすし、ひとつ検討していただきたいと思います。

最後に、これは特に漁業の信用基金協会の代位弁済が非常に多くなってきておる、そういう点で、六十年度においてはこれに対する予算処置をしておると聞いておるわけありますが、どういう処

置をされておるのか、その代位弁済の状況と、そしてその対策はどうなつておるか、これは農業と漁業両方についてお尋ねをして終わります。

○政府委員(後藤康夫君) 農業の方について申し上げますと、農業信用基金協会の代位弁済額は近年やはり増加傾向にございまして、五十八年度は七十三億二千万ということで、前年に比べまして十五億九千万ほどの増加になつております。

この保証機能の一層の充実強化を図りますために、六十年度におきまして、一つは、農業信用基金協会の基金造成のための都道府県の出資に対しまず出資補助金を一億一千万計上をいたし、また第二に、農業信用基金協会が保証債務の履行を行いますために必要となる融資資金を農業信用保険協会、中央にござります協会に対しまして交付するための交付金を三億五千万予算計上しております。そのほかに、やはり代位弁済がふえておりましてのを中身を分析いたしますと、やはり畜産関係資金がかなり大きなウエートを占めているという

ことを通じまして農業信用基金協会の経営基盤の強化のために畜産振興事業団からも所要の助成をいたくことにいたしております。こういったことを通じまして農業信用基金の融資の円滑化のために畜産振興事業団からも所要の助成をいたくことにいたしております。

○政府委員(佐野宏哉君) 漁業信用基金協会の代位弁済額は五十七年度で九十五億、五十八年度で百五億という水準でござります。それに対しまして、中央漁業信用基金の保険金の支払い額は五十七年に六十八億五千六百万、五十八年が八十一億三千二百万、五十九年が七十六億六千九百万というところでござります。それで、これに対しまして國の予算の関係でございますが、六十年度予算といたしましては、漁業信用基金協会の出資補助が三億、それから中央漁業信用基金に対する出資が四十五億二千万、両方合わせまして四十八億二千万といふことに相なっております。

○下田京子君 本日、私、農林漁業金融公庫法との関連で主にお尋ねをいたします。

まず、最初に指摘しておきたいことは、農地取

得資金の枠の拡大をもつと積極的に図つていくべきではないかということなんです。政府は、こう

言いますと、今まで積極的に対応してきた、一

けですが、確かに六十年度当初予算、これは五十九年度と比較いたしますと、五十九年は未墾地取

得資金十億円を加えまして七百十億円だったと思

います。六十年度予算では二十億円増の七百三十億円になつておりますね。しかし、五十九年度の実績ベースとの比較でいえば、逆に六十年度当初で二十億円の減になつてている。それから、概算要

求段階から見ますと五十億円の減になつていて、十九年度は特に資金需要を抑えた指導をやつてしまつたのが実態じゃないかと思うんです。

その一つの例なんですから、農地取得資金は本来融資率は定めてありますね。ですから、

残り二〇%は自己資金だと、こういうふうに指導

なさつておるわけです。それを五十九年度は融資率八〇%で、

残り二〇%は自己資金だと、こういうふうに指導

なさつておるわけです。またさらに、具体的な例として、例えば北海道のように資金需要の強いと

ころでは、五%資金の総合施設資金との併用とい

う格好で進められていることは御存じのとおりで

ございます。そして、三・五%の農地取得資金は借

入可能額の五〇%で抑えております。残りは総合

施設資金の活用をと、こうなるのですけれども、

こうふうになつてくるわけですね。

こういう実態でござりますだけに、追加枠も含

めて必要な資金の手当てはやる、これは当然のことだと思うんですねけれども、大臣と今後また

協議をしていく際に、この点を踏まえて枠確保に

対応していただきたい、こう思うわけです。

○政府委員(井上喜一君) 農地等取得資金につきましては、申請者がこの融資を受けることが必要

であります。他に適当な方法がないという場合に融資をする資金でございまして、そういう趣旨から融資率を設定をしているわけでござりますが、資金全体の動向を見ますと、最近は徐々にその枠が拡大されてきておりまして、今お話のとおりでございます。

そこで、今年度はどのような枠を設定するかと

いうことでございますが、これも農地の所有権の移転面積とか、あるいは農地価格等を勘案して設定するわけでござりますけれども、私どもといった

ところでは、一応前の当初の枠でございますが、七百十億円を上回ります七百三十億円程度と、こ

ういうぐあいに設定をしたわけでござります。これによつておおむね資金需要の動向に対応できるんじゃないいかと、このように考へておるわけでござりますけれども、あるいは万一千資金枠が不足するというような場合もあるうかと思ひます。そ

の場合は公庫資金全体の貸しだけの実行状況等を勘案いたしまして適切に対応してまいりたい

このように考へます。

○下田京子君 万が一ということでおっしゃいま

したが、いずれにしても枠の拡大が必要なときに

は対応するということですから、今いろいろお述べになつたことは私は前もつて指摘しているわけですから、積極的対応をお願いいたします。

次に、農水省は御存じだと思いますけれども、

農地価格は上昇する、一方でお米などの収益性が悪化する、こういう中で、農地を買つてもますます採算がとれないというのが現状だと思いますね。政府等の調査でもこれは明らかでございまし

ますね。農地の純収益から見た農家の金利水準はどう

あるべきなのか。五十八年産の米生産費調査を見ますと、水田十アール当たり平均でもつて八千百

五十六万一千円です。つまり、百五十六万一千円の投資をして利益は八千百五十三円ですから、

その利回りは何と一・五一%となるわ

けですね。規模別に見ましても、三ヘクタール以上の規模の農家で、農地の純収益というのは四万二千二百四十三円で、二・七%という利回りしかならないわけです。いずれも、農地取得資金の金利三・五%を下回っていますね。

しかも、重要なことは、この農地投資の利回りが年々下がっていることです。五十三年三・二・五十四年が二・一、五十五年が一・一、五十六年に〇・八、五十七年は〇・七、五十八年〇・五%，こういう低下をしている。御承知だと思います。

ですから、結論的に言いますと、農業収益性の低下と農地価格の上昇を考えたときに、農地取得資金の金利は引き上げるどころかむしろ引き下げなければ採算がとれないということを現実が示していると思つんすけれども、違うでしょうか。

○政府委員(井上喜一君) 今、御指摘のような計算であれば、そのような結果にならうと思いますけれども、個々の農家がこの資金を利用いたしまして農地を取得いたします場合には、取得価格につきましても地域ごとにそれを違つわけでございまして、そういう農家の計算がありますと同時に、また農地を取得いたしました場合には経営規模の拡大といふような要素もございまして、そういったメリットの点も勘案する必要があろうかと思います。

今御指摘の、三・五%をそういうような状況のもとでさらに一部のものについて5%にするといふのは問題ではないか、こういうような御質問でござりますけれども、これもたびたび御質問がありましたが、最近におきます財政事情から見ますと、どうしても限られた資金を有効に利用していく、あるいは効率化を図つていくという要請がござりますと同時に、私どもいたしましては構造政策を積極的に推進していく、そういう必要もあるわけでございまして、こういう両者の調整の上に立ちまして一部の資金につきまして5%の資金を設定をすると、こういうことに相なつたわけでござりますけれども、私どもいたしましては三・五%資金の基本は維持していくつもり

りでございまして、5%の金利を設定いたしましたが大きな影響はないものと考えている次第でございます。

○下田京子君 私は、農地収益性を無視してやれないのでしょうと言つたんです。それから、そういう計算ならばというのは、私が勝手に計算したのじゃなくて、ちゃんと資料の出典も示して、うなづいて聞いていたでしよう。地域によって農地の純収益というのは異なる云々の話もありました。恐らくそれは限界農地純収益のことを指されて言つてゐるんじやないかと思うのですが、それとでもこれは試算した資料がありますけれども、四・七ヘクタール層が最も大きい、その利回りも三・八四%で、その他の階層は全部三・五%を下回つて四%で、その他の階層は全部三・五%を下回つているという、ちゃんとそういう資料もあるんですよ。御存じでしょう。ですから、そのことを私は申し上げておいて、農地の収益性、これは何も金利政策だけで対応できるものではありませんけれども、むしろ現状からいつたら引き上げということにはならぬ、引き下げだと、こう言つたんですね。

○下田京子君 そうしますと、農地取得資金を借りられる要件を持つた農家とは何かということは、今認めたおりでしよう。その上に、さらには、今回5%資金と三・五%資金を一体何をもつて貸し付けの区分をするのか。これは今までの説明を聞いていますと、農地移動適正化あつせん基準に準じて運用したいと、こう言われておりますね。

○政府委員(井上喜一君) そのとおりでございまして、そのあつせん基準の要件のポイントは何かということなんですね。これもいろいろありますけれども、そのポイントはおおむね二つ、主として運営の面積と、農業從事者の方がより違つてあるべき金利水準という点で、なぜ引き下げが必要なのかということなんですね。私はまだ具体的に五%云々ということは申し上げてないんですが、今お答えになりましたけれども、現状からいつたら、まさにこの5%資金を一部といえども入れてきただの、現実にもう逆行するものじやないかということなんですね。

お聞きしたい点なんですが、実際に農地取得資金を借りる農家で、5%資金と三・五%資金をどういう要件でもつて区別するのかということなんですね。

○下田京子君 いろいろと答弁を今まで伺つてきましたが、どうしてこういう金利上の差別をつけたのかということなんですね。私はまだ具体的に五%云々ということは申し上げてないんですが、この二つでどちらがよいかということが、なかなか決まりませんね。御存じでしょう。そうですね。

○政府委員(井上喜一君) 主として違いますのはこの二点でございまして、その二つでどちらがよいたが、面積要件の方は平均以上という基準だけれども、實際は平均の面積で定めているところが多いわけですから、實際これからあつせん基準でどこが適格要件と違うかとなれば、主として農業從事者が一人か二人かということになるわけですね。

○下田京子君 さつきもうなずいて聞いていましたが、面積要件の方は平均以上という基準だけれども、實際は平均の面積で定めているところが多いわけですから、實際これからあつせん基準で

所得のうち農林水産業の所得が半分以上を占めていること。また農業経営主、その者が六十歳以上である場合には、その後継者が現に主として農業從事者を務めていますので、その二点が主として違うことになります。

○下田京子君 私は、農地収益性を無視してやれないのでしょうと言つたんです。それから、そういう計算ならばというのは、私が勝手に計算したのじゃなくて、ちゃんと資料の出典も示して、うなづいて聞いていたでしよう。地域によって農地の純収益というのは異なる云々の話もありました。恐らくそれは限界農地純収益のことを指されて言つてゐるんじやないかと思うのですが、それとでもこれは試算した資料がありますけれども、四・七ヘクタール層が最も大きい、その利回りも三・八四%で、その他の階層は全部三・五%を下回つて四%で、その他の階層は全部三・五%を下回つているという、ちゃんとそういう資料もあるんですよ。御存じでしょう。ですから、そのことを私は申し上げておいて、農地の収益性、これは何も金利政策だけで対応できるものではありませんけれども、むしろ現状からいつたら引き上げということにはならぬ、引き下げだと、こう言つたんですね。

○下田京子君 そうしますと、農地取得資金を借りられる要件を持つた農家とは何かということは、今認めたおりでしよう。その上に、さらには、今回5%資金と三・五%資金を一体何をもつて貸し付けの区分をするのか。これは今までの説明を聞いていますと、農地移動適正化あつせん基準に準じて運用したいと、こう言われておりますね。

○政府委員(井上喜一君) そのとおりでございまして、そのあつせん基準の要件のポイントは何かということなんですね。これもいろいろありますけれども、そのポイントはおおむね二つ、主として運営の面積と、農業從事者の方がより違つてあるべき金利水準という点で、なぜ引き下げが必要なのかということなんですね。私はまだ具体的に五%云々ということは申し上げてないんですが、今お答えになりましたけれども、現状からいつたら、まさにこの5%資金を一部といえども入れてきただの、現実にもう逆行するものじやないかということなんですね。

○下田京子君 いろいろと答弁を今まで伺つてきましたが、どうしてこういう金利上の差別をつけたのかということなんですね。私はまだ具体的に五%云々ということは申し上げてないんですが、この二つでどちらがよいかということが、なかなか決まりませんね。御存じでしょう。そうですね。

○政府委員(井上喜一君) 主として違いますのはこの二点でございまして、その二つでどちらがよいたが、面積要件の方は平均以上という基準だけれども、實際は平均の面積で定めているところが多いわけですから、實際これからあつせん基準で

これは後藤経済局長にお聞きしたいんです
私、意地悪を言うつもりはないんですけれども、
三月二十七日の衆議院の委員会での御答弁を見ますと、平たい言葉で言えば農家らしい農家には三五%、それ以外は五%を貸し付けると、こういうふうに説明されているんですけども、こんな格好ですぱっと区分でくるものなんでしょうか。
○政府委員(後藤康夫君) 基準がかなり先ほど米御議論になつておりますようにいろいろございまして、正確に申せますのでございませんから、それを詳しく御説明するのを避ける言葉として農家らしい農家というふうなことを申し上げたわけでございまして、私は、先ほど来構造改善局長がお答えになつておられるところおりでございます。
○下田京子君 本来ならこれは失言なので、取り消しをしなければならないようなことだと思うんですよ。そうでないと、今まで農地取得資金そのものが構造政策上に乗つかってやってきたものですから、仮にもそれをさらに振り分けるということになりますと、農家らしい農家でないところにも貸してきたという格好になるわけですよ。私はそこを申し上げたい。結局は、財政合理化がやつぱり主目的じゃないかと思うんです。
その点で言いますと、財政当局から補給金が大きく予算が膨らむので金利を引き上げよという攻撃があつて、一部五%ということで対応してきたわけですね。特別新たな私は農業政策上の意義があつて五%にしたわけではないということが、今までのことでも明らかになつたと思うんです。予算編成の過程で、大蔵省は内示段階では、大臣さつきもう一生懸命三・五%資金を守つたんだといみじくもおっしゃいましたけれども、三・五%は七割にせよ、そして五%は三割にせよ、こういふうに言われていたと思うんです。それを三・五%を九割で五%を一割に復活させたという点で個人資産となる農地についての取得資金の金利は、確かに大臣おっしゃつたように頑張ったと言えますよね。しかし、大蔵省は農地取得資金について何と言っているかというと、宅地用地と同様に個人資産となる農地についての取得資金の金利

が三・五%というのには低過ぎるではないかとか、規模が大きくなつてはいる層に対しても一律三・五%という金利で取得資金を供給するのは所得の再配分という観点を無視したものではないか、こういうふうな攻撃がなされたと思いますよ。

結局、あれこれ言われているけれども、大蔵当局の理屈に屈服したことになると思うんです。なぜかというと、つまり農水省は頑張つて今回は一割で済んだと言いますけれども、五%の資金の割合が次は三割、次は五割というふうな格好でふやされていく、そういう道を開いたということになると思うんですが、違いますか。

○政府委員(後藤康夫君) 今回の三分五厘資金の融資の重點化につきましては、経過は一々詳しく申し上げませんけれども、財政当局を初め各方面と相当な粘り強い議論を長期的にわたつてやりました結果でございます。これをまた軽々に動かすというようなことは、私ども考えておらないところでござります。

○下田京子君 最後に大臣、今も局長が三・五%を守るということを言われました。大臣もこの三・五%資金を守る決意を繰り返しあ述べになつております。ただ、大事なのは、確かに大蔵からの攻撃があつた、臨調からの指摘もあつた、しかし最終的には農水省の姿勢そのものが大切だと思うんですよ。これは「特殊法人等説明資料」という農水省がお出しになつてある資料の中で、あれこれ今弁解されておりますけれども、今まで言つてきました例えは貸付金利のところでどう述べているかというと、こう言つているんです。

農林漁業は、自然条件に左右されるところが大きく、零細で収益性が低いことから投資に際してのリスクが高く、その回収に長期を要するという特殊性があり、生産性の向上等のための農林漁業投資を助長するためには、低利・長期の資金をもつて支援する必要がある。特に、農地等の取得、土地改良事業等については、政策的要請に基づき、長期固定的な投資を計画的に推進する必要があり、できる限り低利の融資を

こうちやんと言つていいんですね。「農地の取得による収益の増加は取得に要する資金に比較して小さく、低利融資でないと引き合わない。」ここに一部まで大変明確に述べてあるんです、ここに一部持ってきたんですねけれども。こういう姿勢を後輩にしちゃいけないということなんですよ。大臣、どうですか。

○國務大臣(佐藤守良君) 下田先生にお答えいたします。

構造政策の基本でございまして、実はこれはもう先ほど先生御指摘のとおりでございますが、第一次内示においてはかなり厳しい線であったわけですが、本当に皆枯り強く頑張りまして折衝した結果、そういう結果になつたわけであります。そんなことで、最後まで今後とも三・五%を維持、堅持したい、こういうふうに考えております。

○下田京子君 ですから、私は時間がないからこつちで言いましたが、ちゃんと書いてあるその姿勢をきちんと貫かなければ、弁解ばかりなさつっちゃいけないということですね。

次に申し上げますけれども、外務省おいでです。ね。時間がありませんから簡潔にお答えいただきたいのですけれども、国際協力事業団の融資事業の点についての概要等でお聞きいたします。

実はここに、「海外で事業を行うみなさまに」ということで御案内のパンフレットがありますけれども、そのパンフレットの中身を見ますと、一つは関連施設整備のための融資ということでもつて、例えは道路とか学校ということが対象になつて、その融資条件は何かというと、四億円までは融資比率一〇〇%で金利は〇・七五%、四億円から二十億円までは融資率七〇%でこれも金利が〇・七五%、二十億円から三十億円までの際には七〇%から三・五%、償還期間は二十年以内、据え置き五年ということになつております。もう一つは、試験的事業資金としての融資ということでもつて農産物の栽培、家畜等の飼育、造林、未利用

樹加工などが融資対象になつて、その条件は三億円以下融資比率一〇〇%で、金利〇・七五%、三億から十五億円までが融資比率が七五%で金利が二・五%から三・五%、以下同じように二十年以内、据え置き五年という格好で、造林及び基盤整備の場合にはこれが三十年一間償還。こういうふうにここに國入りで説明されておりますけれども、この条件は現在も変わつておりませんかどうかといふことが一つ。

同時に、この融資条件の問題で、大蔵からとやかく言われた経緯はあるかないかの二点だけ、確かめてください。

○説明員(木幡昭七君) 融資条件については、ただいま先先の御指摘の条件は変わつております。それで、造林及び基盤整備の場合は三・五を五にしろなど、これは特に私ども難しく御注文があつたことは最近はないと思っております。

○下田京子君 農水大臣、いいですか、今農業者の国内にあつての融資の方は三・五を五にしろなど、これは特にそういうことがない、こういう御指摘がありましたよね。この点を一体農家の皆さんにどう説明されるかということなんですね。まさに今の答弁というのは、軍事費と並んで経済協力基金というものが聖城扱いされているということですね、経済協力の分野ですか。

特に、今のお話を中で具体的な事業なんですねけれども、例えはエスビー食品がマレーシアでスペース栽培実験事業を実施して、成功すればエスビー食品の原料になるのですけれども、これに対して約八千万円、金利〇・七五%、これはまさに手数料並みの安さですよ。償還期間が二十年以内ということです。また、三菱商事の場合には、開発輸入のためのペナップル開発事業をタイでやっているんですけれども、これも同じようなもの。もうどう考へても大企業、大商社の利益につながるためにやっているのじやない

かと言わざるを得ませんよ。しかも、その原資は何かと言つたら、一般会計なのですよ。国民の税金なのです。この投融資が五十年から始まつたわけですけれども、五十九年度までの過去十年間の実績を見ますとどうかというと、トータルでもつて三百十億四千三百万円、うち農林漁業案件が百六十六億一千七百万円と全体の五三・六%なんですね。ですから、アフリカだと食糧不足に困っているところを人道的に開発援助をするという、そういう性格のものとは違うのですよね。利潤追求を目的とする大企業、大商社になぜこういう低利融資をしなければならないのか。農業金利との関係で、農民にわかりやすいように御説明ください。

○政府委員(後藤康夫君) この国際協力事業団が

行つております投融資でございますが、開発途上地域におきます経済社会の発展に寄与をする農林業関係プロジェクトのうち、海外経済協力基金でござりますとか輸銀等の融資の対象になりがたい試験的なリスクを伴う事業、あるいは農林業プロジェクトに付随して関連地域の住民の福祉向上や地域開発に資する施設等を整備をする事業を対象にいたしておりますのでござります。

○下田京子君 質問に答えてください。

○政委員(後藤康夫君) いや、今お答えをして

いるところでございます。

○喜屋武眞榮君 私は、去る十八日の委員会で残した問題を主に質問をいたします。

その柱は、農業改良資金助成法につながる問題

で、我が国はこの先進国の中でそういう贈与的な要素の比率ということからいいますと、先進国の中で十六位というようなことで、これ以上条件を悪くしにくいというような状況にあるということも一つあるわけでございます。

○下田京子君 最後に一点だけ申し上げておきますけれども、私は質問に答えてと言つたのは、事業の中身を説明せよと言つておられるのじゃないんであります。今、局長は延々とそれを説明されていたわけです。片一方、今、構造政策上、本当に足腰の強い農業云々と、こうよく言われますけれども、三・五%資金でも高いと言われるような農地取得資金を何で一部であつても五%に上げるのか、片や海外にあつては、今お話しの中にありました、開発途上国だと食糧不足のところへの援助の話とは別なんですよ。それを私は申し上げたんです。

特に、きょうはブラジルに対する日伯セラード

農業開発協力事業の問題で質問もしたかったんですけど、これは次回に譲ります。特に、このJICAの投融資事業の中でも最も大きいのがこれなんですね。このセラード開発事業なんです。総額七百億円。そして日本がその二分の一、しかも金利は二・五%の資金というようなものを国際協力事業団、つまりJICAが貸し付けている、こういう事業もやられているわけなんです。これを一体農民にどう説明するのかということを申し上げたんです。

そこで、前者の方の野菜作柄安定品質向上資金の償還期限がなぜ二通りありますと、野菜作柄安定品質向上資金につきましては償還期限は五年以内、それから施設野菜経営改善資金につきましては七年以内、こうしたことになつてているわけになります。

そこで、前者の方の野菜作柄安定品質向上資金

の償還期限がなぜ五年であるかということでござりますが、これはまず収益性、これは私どもいろいろ計算もしておりますが、収量が安定する。野菜の場合には施設を新しく導入しましてその年からある程度の所得が見込まれるといふ事情がありまして、それから収益性、これは私どもいろいろ計算もしておりますが、収量が安定する。野菜の場合非常に不安定なわけですねけれども、このような施設、これは主として雨よけ施設

でございますが、そういう施設を導入しますと収量も安定しますし、それから品質向上もあるわけございまして、そういう収益性から見て、五年で償還が可能であろうというふうに考えております。

それからもう一つの理由を申し上げますと、これは兩種類施設でも主な資材と申しますのはパイプでございます。パイプの耐用年数を考えますと、従来からこれは五年ということになっております。そういうよつなことで五年にいたしたわけでございます。

しかしながら、後者の方の施設野菜経営改善資金につきましては、これは環境制御を行う方式でございますが、資材としてはコンピューターが主でございます。コンピューターを使って環境制御をするわけでございますが、この場合はコンピューターを使うこと自体がやはり相当の技術の習得が必要ですし、この償還もコンピューターということでございまして七年を必要とするという理由と、また七年にできないというならば、一体それはどういう理由であるのか、七年を目標にひとつ検討していただきたい、こういう願いを込めて質問いたしておるわけでございます。

○政府委員(塙田実君) お答えいたします。

御指摘のように、この野菜関係の資金につきましては償還期限が二通りありますと、野菜作柄安定品質向上資金につきましては償還期限は五年以内、それから施設野菜経営改善資金につきましては七年以内、こうしたことになつているわけになります。

○喜屋武眞榮君 おっしゃることもわからぬわけじゃないんですけど、要望としまして、もう一遍ひとつ御検討願いたいということを申し上げております。

次に、改良資金の需要の状況を見ておりますと、それは国から県への資金の流れということであります。はつきり統計表も示しておりますが、見ておりますと、府県別に県によって相当のばらつきがありますね、ばらつきがある。ところが、そのばらつきを考えてみますのに、一つには、この資金の貸出基準が厳しくするために利用したけれども、それが保護するけれども、農民の営農をきちっと保護していくというような姿勢が欠けていたたら大変だということだけ最後に指摘いたしまして、終わります。

といいますのは、この表にも示すとおりに、完全消化した県もあるし、完全に近い額を消化したところもあるが、丸々と莫大な額を残しておる県もあるわけなんですね。そのことについてもお聞きしたいんですが、私が思うのに、国はもうと意欲的に県を通じて資金についての理解、啓蒙、PRをすべきではないだろうかということを痛切に感じます。そしてまた、この改正案によってこの資金が全国調整されることによって、今度は気になりますことは、資金の貸し出しを抑制される懸念があるような気がいたします。そのようなことを結びつけて、この際確認をしておきたい、こう思いますが、ひとつ伺います。

○政府委員(閇谷俊作君) 何点かお尋ねがござりますが、第一の、県の貸し出しにばらつきがある理由でございますが、それでお尋ねの中でお挙げになりました基準が厳しいという点でございますが、これは基準は、御承知のように全国全く同じ基準でございます。それから一部、地域農業技術導入資金のように、県が自分で考えて地域の実情に応じて資金を融通をするというものもござります。したがいまして、基準の問題はないというふうに考えております。

また、県の熱心さはどうかということでござりますが、これは、御承知のように県も三分の一の資金を投入しておりますので、当然その地域の農業の改善のために一生懸命融資をしている、こう考えておりますので、全体としまして、ばらつきの理由というのは、やはり資金造成がかつて行われた年度とその後の各県ごとの需要のいわば増減がずれが出てきた、この辺のところが一番大きいのではないかということで、今回御提案しているような全国調整をしたらどうか、こういうことでございます。

この趣旨はあくまでもむしろ需要が現在の資金量から見ますと非常に強い、そういう県について資金を重点的に分配していく手段として行うわけでございますので、お尋ねのような貸出抑制といふようなことは私どもないのでないか。いずれ

○喜屋武眞榮君 このことについての本当に目的が十分果たされるように、ひとつ円滑な運用について要望しております。

○政府委員(関谷俊作君) 今回の改正の一番大きな点は、生産方式改善資金というものを設けるということと、経営規模拡大資金を設けるということでございます。両資金とも、一方は新しい生産方式の導入、一方は利用権設定による規模拡大ということで、これから農業発展のために非常に大事な事柄をやつていただくために無利子資金を拡充するわけでございます。そういう意味におきまして、従来の技術導入資金あるいは生活改善資金、農業後継者育成資金、こういうものに加えましてこれら的新資金が大いに活用される、こういうメリットをねらっておるわけでございます。

なお、先ほどのお尋ねで申し上げました全国調整につきましても、やはり資金の有効利用という面からこれは県の御理解を得ながら逐次進めまいりたい、かように考えております。

○喜屋武眞榮君 次に、私常日ごろからいつか機会があつたらただしてみたいと、こう思つておる問題があります。きょうはそのことについてお尋ねをいたしたいと思います。

それは、附帯決議というものの政策化ということがあります。委員会のときには附帯決議がよく行われます。そして修正案の出ることもある、あるいは多數決で決まる場合もある、全会一致もあるわけですが、いずれにしても附帯決議の内容、こういう点についてはPRを十分にいたしまして、本当にこういう資金を必要とする農家が借りますように、十分指導してまいりたいと思っております。

○喜屋武眞榮君 このことについての本当に目的が十分果たされるように、ひとつ円滑な運用について要望しております。

○政府委員(関谷俊作君) 今回の改正の一番大きな点は、生産方式改善資金というものを設けると

一致という形になるわけなんです。そこで、この三法案に対しても過去においてそれが附帯決議がなされておりますね。その過去において決議された附帯決議は、どのようにしてその後の政策に具体的に生かされてきたか。と申しますのは、附帯決議に對しては必ず担当大臣が、誠意を持つてその実現に云々という決意表明がございますね。私はそれに非常に大事にしていかなければいけないと、こゝ思つわけなんですね。といいますのは原案ではいろいろ意見があつても附帯決議によつて補われて完全なものになる、いわゆる国民要求として委員の要求の中身が織り込まれていくわけでありますので。そういうた考え方には立つて、私は附帯決議というの是非常に重視していくかなければいけないじやないか。

そこで、きょうは、三法案についてそれぞれ附帯決議がなされておる過去がありますが、すべてについて申し上げる時間も、また御答弁の時間もないと思いますので、一例、例え昭和五十二年四月十九日、参議院の農水委員会でこの法の一部を改正する法律案に對して決議が行われておりますね。はじめて大急ぎで申し上げますと、一つには、目的として農業経営の改善、農業後継者の育成、二つに、農業改良資金制度の実効ある運営に努めよとか、三に、技術導入資金の特認事業は地域農業の実情に對応した適切な運用を図れとか、それから農業後継者育成資金の部門經營開始資金は貸付限度額の引き上げ、償還期間の延長等のようくに政策にあらわれてきたのか、お伺いいたします。

○政府委員(間谷俊作君) 附帯決議の内容につきましては、私ども法案をお願いしまして、その運営につきましてはこれを実施すべく努めておるわけでございます。

ただいまお挙げになりました五十二年の当委員会の決議を中心に申し上げますと、改良資金全体

につきましては、当時から次第に拡充をしてま
いたわけでござりますが、現在の資金造成額
トータル約一千億円近くになっておりまして、今
回新たに国及び県の資金投入によりまして新しい
資金を中心に拡充をしていく、こういうことに相
なっているわけでござります。

具體論につきまして幾つか申し上げますと、農
業後継者育成資金のうちの部門経営開始資金の貸
付条件でございますが、これにつきましては、全
般的にこの資金は非常に大事でございますので、
いろいろ技術指導も行いながら拡充をしておりま
すが、昭和五十八年、貸付限度額は従来一般が三
百五十万円、特認四百五十万円でございましたの
を一般四百五十万円、特認五百五十万円という引
き上げを行つております。今後ともさらに実態
を見ながら改善に配慮してまいりたい、かように
考えております。

第二に、農業改良資金の貸付けあるいは資金造
成の問題は、今申し上げましたように全体一千億円
という水準に達しまして、五十二年度から五十九
年度まで国費・県費合せまして新規造成三百三
十四億円行つておりますし、六十年度の改正も含
めましてさらに拡大に努めてまいりたいと考えて
おります。

第三点は、技術導入資金の特認事業の問題でござ
います。これにつきましては地域農業技術導入
資金というものがございまして、これは御承知の
ようく県知事の指定によりまして特認事業を設け
るわけでございます。これは実は、現在これが特
認事業を運用するということで、県におきまして
もそれぞの地域のかなり特色のある事業を取り
上げ、指定をしてこの資金を活用しておられる、
こういう状況でございます。

○喜屋武眞榮君 次に、最後にしたいんですが、
また積み残すことになりますけれども、御迷惑か
とてもいけないと思いますので……。

次のことをぜひひとつ大臣の所見として承りたいと思うことがあります。それは午前の参考人の御意見の中からも強調されたのであります。融資をして、経営者農民が借り入れをしてそれを運用する、ところが、融資を受けてそれを生かさうということで頑張つたけれども、結果的には生産協定をしていかなければいけない。結果的には、経営者農民が生産協定の羽目に追い込まれてきただ。しかも、生産協定という事態もこれはおかしなことありますが、価格も据え置きになるどころか、だんだん今度は価格が落ち込んでいく、こういう事実もあるわけんですね。こういうことを考えてみました場合に、全く国民の声の中からも時々聞くんですが、こんな愚かな農業政策がどこにあるのか、全く農業政策のないノーポリティな皮肉も国民の中から聞くわけありますが、これは午前の参考人の御意見の中にも、借り入れして、いわゆる融資をして、それを活用して精出してやつたら逆に追い込まれて、今度は生産協定をしなければいけない、まことにもって能のないことを強調しておられたわけであります。そのことを思い合わせて、日本の農政の方を静かに考えてみた場合に、私は思い当たる節が幾らでもあるというわけであります。

そこで大臣に、今回金融三法が改正されます。本当に実のある、実効のあるためには、私は思うに、営農指導体制の整備強化が最も重要であると考えられるんです。それを抜きにしたのでは、また目玉のない農政に、これこそまたノーポリティにしかならない、こう思われてなりません。そういう意味で、本当に目玉を入れてもらうためには、制度を実効あるものにするためには、営農指導体制の整備強化が最も重要である、こう考えるわけがあります。

○國務大臣(佐藤守良君) 喜屋武先生にお答えし

ます。

御指摘のとおりでございます。今度の制度金融の目的を達成するためには、まず第一に、私は經營者の経営及び技術能力の向上が大切、それと相まって農林漁業者が必要とする資金が融資機関の的確な審査のもとに適時適切に融資される、また、資金融通後において制度の目的に即した適切な農業指導が行われることが非常に大切であると考えております。

そんなことで、この点、從来から融資機関の職員の研修等による審査能力等の向上、また普及組織及び農協等による官農指導体制の強化等に努めてまいりましたところがありますが、今後とも制度金融の適切な運用を図るために十分な指導を行つてまいりたいと考えております。

○委員長(北修二君) 他に御発言もなければ、三案に対する質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(北修二君) 御異議ないと認めます。

○委員長(北修二君) それで、これより三案について討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○下田京子君 私は、日本共産党を代表して、たゞいま議題となつております金融関係三法案のうち、特に農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案に対する反対討論を行います。

改正案の改正項目の中には、総合施設資金の拡充とか林業経営改善資金、新規用途事業資金の貸付対象の拡大など、今日の農林漁業の実態に即し得ません。

農林漁業は自然条件に左右されるところが大きく、零細で収益性が低いことから、投資に対してもリスクが高く、その回収に長期を要するといいます。これを農業振興や経営安定に逆行し、専ら財政支出削減を優先させる立場から金利引き上げに道を開くことは、制度そのものの自殺行為であり農林漁業金融公庫法の目的にも反するものであります。

今、農林漁業制度金融に求められておるのは、借金の累増にあえぐ農林漁業者の経営立て直しのための抜本的な負債対策の実施であり、規模拡大を機械的に押しつける選別融資を改め、意欲を持った経営改善に取り組む農林漁業者に対し、より長期低利の融資制度の拡充を行うことです。そして、新たな投資が借金の増加経営悪化につながることなく、生産の発展と経営の安定向上に真に結びつくために、アメリカ等の圧力に屈したこの整備強化が最も重要である、こう考えるわけではありませんが、それに対する大臣の先見性、豊富な御所見をお伺いいたしまして、私の質問を終わります。

規模以上の農家に限定し、第二種兼業農家や中小零細農家を融資対象から締め出す選別的な融資となっております。それを金利面で三・五%と五%と区別することは、政府の言う構造政策上何ら合理的な意味を持つものではありません。

そもそも今回の法改正は、利子補給金抑制の見直しと並んで、農業改良資金助成法及び自作農創設特別措置特別会計法の一部を改正する法律案について採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(北修二君) 多数と認めます。

本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案について採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(北修二君) 多数と認めます。

本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、農業近代化資金助成法及び漁業近代化資金助成法の一部を改正する法律案について採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(北修二君) 多数と認めます。

本案は多數をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、農業近代化資金助成法及び漁業近代化資金助成法の一部を改正する法律案について採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(北修二君) 多数と認めます。

本案は多數をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、農業近代化資金助成法及び漁業近代化資金助成法の一部を改正する法律案について採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(北修二君) 多数と認めます。

本案は多數をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、農業近代化資金助成法及び漁業近代化資金助成法の一部を改正する法律案について採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(北修二君) 他に御意見もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(北修二君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより順次三案の採決を行います。

まず、農業改良資金助成法及び自作農創設特別措置特別会計法の一部を改正する法律案について採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(北修二君) 多数と認めます。

本案は多數をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案について採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(北修二君) 多数と認めます。

本案は多數をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、農業近代化資金助成法及び漁業近代化資金助成法の一部を改正する法律案について採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(北修二君) 多数と認めます。

本案は多數をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

農業改良資金助成法及び自作農創設特別

措置特別会計法の一部を改正する法律

案 農林漁業金融公庫法の一部を改正す

る法律案並びに農業近代化資金助成法及

び漁業近代化資金助成法の一部を改正す

る法律案に対する附帯決議(案)

政府は、農林水産業をめぐる厳しい諸情勢に

対処し、足腰の強い農林漁業經營を育成するた

め、農林漁業金融制度の運営が一層効果を發揮

し得るよう、次の事項の実現に万全を期すべき

である。

一、農林水産施策の推進に必要な補助及び融資

については、それぞれの特質に応じて適切に

その役割を分担・補完し、十分効果が發揮さ

れるよう措置すること。

二、制度資金については、その使命の重要性に

かんがみ、三・五%資金をはじめとする長期・

低利資金の円滑な供給を図るために、必要な予

算の確保並びに農林漁業をめぐる諸情勢の変

化に即応した融資条件の緩和、融資対象の拡

大、融資枠の確保等に努めること。

三、制度資金の融資対象者の範囲については、

農林漁業經營に意欲的に取組もうとする者が

幅広く活用できるよう適切に運用すること。

四、制度資金の所期の目的が達成されるよう、

適正な貸付の確保に努めるとともに、改良普及

及員、農協農業指導員等による融資後の經營

指導の徹底等を図ること。

また、農林漁業者の資金需要に適時、的確

に対応するため、貸付手続の一層の簡素化に

努めること。

五、農林漁業金融については、系統金融、近代化

資金、農林漁業金融公庫資金等が、その役割

に応じ、十分機能を發揮し得るよう、分野調

査に努めること。

六、系統資金については、その活用を図るために、組合員の資金需要に積極的に対応するととも

に、農林漁業と農山漁村の実情に応じた適正な貸付が確保されるよう指導等に努めるこ

と。

また、金融の自由化等の急速な進展に対処するため、系統の組織及び機能のあり方ににつ

いて、本来の役割を踏まえ、幅広く検討を行

うとともに、系統信用事業の基盤整備と効率化の指導に努めること。

七、農林漁業者の負債の実態把握に努めるとともに、固定化負債を含め負債整理のための金

融制度のあり方について十分検討を行い、經

営の安定を期する見地から所要の措置を講ずること。

八、融資の円滑化を図るため、融資保証、保険制

度の適正な運営と所要の改善に努めること。

當の安定を期する見地から所要の措置を講ずること。

九、農業者年金制度拡充強化に関する請願(第三

九九九号)

第三六六五年号 昭和六十年四月五日受理
農業・農村の振興と食糧自給力向上等に関する請願

請願者 熊本県八代郡鏡町内田三六二久

紹介議員 浦田 勝君
保明

我が國農業を取り巻く厳しい環境を克服し、食糧の自給力の向上を図るため、農業・農村を振興し、食糧の自給力向上等を推進しているが厳しい状況である。については、次の事項について早急に実現を図られたい。

一、水田利用再編第三期対策については、農業生産性の向上と転作の定着を図る観点から、

その在り方を見直すとともに、米の生産拡大を図るため、優れた水田機能を回復する諸条件を速やかに整備すること。

二、国民食糧の安定供給を図るため、主要食糧につき安定供給を維持すること。

三、地域農業振興のため、農業基盤整備事業に

つきましては、決議の御趣旨を尊重いたしまして、十分検討の上、善処するよう努力してまいりたいと存じます。

○委員長(佐藤守良君) ただいまの附帯決議につきましては、決議の御趣旨を尊重いたしまして、十分検討の上、善処するよう努力してまいりたいと存じます。

○委員長(北修二君) なお、三案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(北修二君) 御異議ないと認め、さよう

決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後六時九分散会

が国農業の健全な発展に資すること。

六、我が国農業の発展と食糧自給力向上のため、

今後とも、我が国農業が壊滅する農産物の輸入自由化、拡大、関税の引下げ等はしないこと。特に畜産物、果樹等についての輸入圧力が強まることが予想されるので、これらに

対する万全の措置を講ずること。

七、加工原料乳保証価格の引き上げ、買入限度数量の大幅拡大を行うとともに、豚肉、牛肉の安定基準価格等畜肉の政策価格を引き上げること。

八、学校給食用の米並びに牛乳に対する助成額を削減することなく、その拡充強化を図ること。

九、商社系養鶏等の進出、やみ増羽等による異常低価が続き、農家購入価格を立てる現状にかんがみ、その需給調整機能を確立するための措置を講ずること。

十、濃厚飼料等については、農家購入価格を大幅に引き下げるよう努めるとともに、えさ米生産を畜産農家に普及するための施策を講ずるなど飼料の農家自給率向上を促進すること。

十一、地租規制等についての対策強化に関する請願

第三六六年号 昭和六十年四月五日受理
森林・林業の振興等の対策強化に関する請願

請願者 熊本県八代郡鏡町内田三六二久

紹介議員 浦田 勝君
保明

今日、地球規模で資源の枯渇が問題化し、二世紀へむけ、人類の課題としてその対応が求められている。いうまでもなく、森林は木材の生産はもとより、水源のかん養、大気の浄化、自然災害の緩和、自然環境の形成と保健休養の場等、国民生活にとって不可欠な資源である。しかし、我が国の現状は、森林資源が充実過程にある一方、山村人口の流出、高齢化、過疎化による森林管理機能の低下と長期にわたる不況によつて、林業そのものが危機的状況におちいつている。このため、

緑資源の充実、環境保全、林業活性化のため、地域林業振興、就業機会の拡大及び林業従事者の生活環境改善等の諸施策の確立が急務となつてゐる。

特に、今年は国際森林年であり、活力のある森林資源の造成と林業の振興を図るために国民的運動を強力に推進すべきときにある。については、当面、次の対策を早急に講ぜられたい。

一、国産材時代を実現するため、林道等生産基盤の整備、流通対策の充実、木造住宅建設の拡充、公共事業における国産材の積極的利用等、国産材の需要拡大・振興を積極的に推進すること。

二、林業生産の超長期性という条件のもとで、森林の公益的機能の拡充を図るために、長期かつ計画的な森林資源の維持、培養と適切な森林管理、施業の充実強化を期すこと。特に、間伐の手遅れは猶予ならない事態にあり、これらのがんばり解消のため、間伐材の流通対策、利用開発と需要の開拓、補助、融資を含む間伐の積極的な促進を図ること。

三、地域林業振興を総合的に推進するため、市町村を単位に、森林・林業・林産業にかかる地域振興策の計画化を助長し、自主的な協力・協業体制の確立を図るとともに、林業生活の担い手対策を拡充し、山村地域の振興を積極的に推進すること。

四、森林のもつ多角的な機能に対する利活用への国民的要請がつよまつており、学校、家庭、社会教育への活用、保健保養、高齢者の参加等、広範な利活用を総合的に推進する必要があるので、国有林、民有林をつうじ、自然休養林等総合的利活用のための森林地帯を設定すること。

五、我が国の森林、林業の中核的役割を担う国有林野事業の公益的機能を重視し、一般会計からの繰入増額措置を講ずること。また、国有林野事業の運営にあたつては、国有林野の活用、地域住民の就労の場の提供等、国有林野所在の地域農山村の振興に寄与するよう十分

配慮すること。

第三九九九号 昭和六十年四月十日受理

農業者年金制度拡充強化に関する請願
請願者 福島市五老内町三ノ一福島市議会
内 島貢義衛

紹介議員 八百板 正君

農業者年金制度は、制度制定以来数次にわたる改善がなされ、年金受給者の増加とあいまつて本制度に対する期待は大きい。しかし、いまだに遺族に対する継続年金受給を認めておらず、他の諸年金制度と比べて公平を欠くものである。については、農家経営の安定を図るうえからも速やかに農業者年金制度を改善されたい。